

# 会報

第51号

国立大学協会

昭和46年2月

# 会 報

(第 51 号)

## 目 次

入試雑記	(1)
学園の造形はすべからく一個の芸術的作品たるべし	(4)
<b>A 事業報告</b>	
1. 諸会議議事要録	(10)
(1) 地区理事懇談会(45・10・26)...	(10)
(2) 理事会(45・11・24).....	(11)
(3) 第47回総会(第1日) (45・11・25).....	(18)
(4) 第47回総会(第2日) (45・11・26).....	(25)
(5) 第14回事務連絡会議 (45・11・27).....	(30)
(6) 第1常置委員会(45・10・9)...	(35)
(7) 第1常置委員会(45・11・24)...	(36)
(8) 第2常置委員会(45・10・1)...	(41)
(9) 第2常置委員会(45・11・24)...	(44)
(10) 第3常置委員会(45・10・23)...	(45)
(11) 第3常置委員会(45・11・24)...	(47)
(12) 大学卒業予定者就職問題懇談会 (文部省主催)(45・12・7)...	(48)
(13) 第4常置委員会(45・10・5)...	(50)
(14) 第4常置委員会(45・11・24)...	(52)
(15) 第4常置委員会(45・12・17)...	(54)
(16) 第5常置委員会(45・11・24)...	(56)
(17) 第6常置委員会(45・11・24)...	(56)
(18) 第7常置委員会(45・10・2)...	(58)
(19) 第7常置委員会(45・11・13)...	(59)
(20) 第7常置委員会(45・11・21)...	(61)
(21) 教職員の厚生等に関する特別委 員会(45・10・2).....	(62)
(22) 教職員の厚生等に関する特別委 員会(45・11・13).....	(64)
(23) 図書館特別委員会 (45・10・19).....	(66)
(24) 教養課程に関する特別委員会 (45・11・11).....	(67)
(25) 医学教育に関する特別委員会 (45・11・24).....	(70)
(26) 大学運営協議会研究部会連絡会 議(45・10・3).....	(71)
(27) 大学運営協議会研究部会全体会 議(45・11・4).....	(73)
(28) 大学運営協議会研究部会連絡会 議(45・11・14).....	(75)
(29) 大学運営協議会研究部会連絡会 議(45・11・19).....	(77)
(30) 大学運営協議会研究部会連絡会 議(45・12・18).....	(77)
(31) 大学運営協議会研究部会連絡会 議(45・12・27).....	(79)
2. 諸会合	(81)
3. 第47回総会国立大学協会事業 報告書	(82)

## B 要望書等

1. 国立大学教職員の定員削減問題に関する要望書 (45・8・24)…………… (87)
2. 高年齢者の昇給延伸措置について (45・11・26) …………… (87)
3. 「国立大学授業料についての見解」について (45・11・26) …………… (88)
4. 教員養成制度について (中間報告)の送付について(45・11・26)… (89)

## C 資料

1. 昭和46年度予算に関する重点事項 (45・12・24) …………… (90)
2. 大学問題に関する第2次調査研究について (45・11・26) …………… (90)

3. 国立大学協会のあり方について (第47回総会) …………… (91)
4. 国立大学協会の役割特に大学の自主性と国立大学協会の意見表明との関係について (45・10・26) …………… (94)
5. 国立大学教職員の厚生等に関する問題点 (45・11・13) …………… (97)

## D その他

1. 学長・役員・委員等の異動について… (99)
2. 寄贈図書…………… (99)
3. 窓
  - 絶望は希望の始り…………… (89)
  - 外国の法令集・判例集なら外国法文献センターへ…………… (98)
  - 房総文学の生い立ち……………(101)

# 入 試 雑 記

前 田 敏 男

本年も入学試験の時期が迫っている。大学の入学試験関係者にとって、この仕事ほど神経を労することはない。試験実施の方式は、長年の経験の蓄積によって確立しており、事務的に歯車の回転のように運ばれるが、もしかして何かのミスがと心配は絶えない。ある人は、人事はつくした。後は神に祈るのみとも言った。決してオーバーな表現ではない。一昨年と昨年は、学校紛争にからまる妨害の心配も加わった。

大学はこのような苦勞を好んでやっているわけではない。他に納得のいく方法があれば、喜んでそれに乗り換えるであろう。現在のような入試の方法が非難されて久しい。現在の形式の枠内では、非難に答える改善もしている。大学が頑固に、この弊害の多いといわれる方法に固執していると言わんばかりの論調さえ見られる。そしてその非難を背景にして、強い一つの流れとして、内申書重視案や共通テスト案（または共通試験案）等が現われている。

内申書重視の考えは今に始まったことではないが、昨年高校長協会の強い要望もあり、中教審案もこれを推しており、大学として無視できない時期に来ているようである。入試がいちおう高校三年の学習の成果の評価である以上、三年かかって評価した内申書に価値があることはわかるし、高校の成績が入試の成績よりも、大学入学後学力の伸びを予測するのに役立つという調査結果もあると聞く。同じ高校の卒業生に限れば、それも納得できないことではない。点数水増しのような不正とも言えることに対する不信は論外として、最後に残るのは学校格差の問題である。だから内申書重視案の議論は常に次のような論理をたどる。

「内申書を重視せよ」

「学校格差はどうするか」

「共通テストで補正する」

「その方法は？」

「これから研究しなければならない」

研究することは結構であるが、研究すれば果して納得のいく補正ができるであろうか。

研究によって共通テストのうまい方法が見つかったとして、テストの評点と内申書の評点とをどのように結び付けるであろうか。これには限られた方法しか無いはずであるが、その方法はどこにも書いてない。

学校格差の補正であるから、一つの方法は、同一高校内の受験生の評点の分布はそのままにして、評点数を決める原点を、共通テストで決めたその高校の格に応じて移動することである。簡単のため

に、100点満点として説明する。共通テストは、大学を受験しない者には強制できないので、受験生のみが対象となる。ある高校の受験生を、b、cの三人として、内申書のある科目の評点をそれぞれ70、80、90とする。平均点は80で、それからの偏差は-1、0、10である。共通テストの評点がそれぞれ60、81、90であったとすると、平均点は77あって、前記の偏差をこれに加えて67、77、87となる。これが合否を決めるための最終評点である。

学校格差すなわち学校の“格”を決めるのはチームワークである。共通テストでa君が頑張らなかつたため、b、c君は大変な損をしたわけである。

その高校からの受験生が一人の場合および多数の受験生があっても評点の等しい場合は、共通テストの評点がそのまま合否を決める最終評点となる。すべての大学受験生の中には、最終評点が、共通テストのみで決まる者や、共通テストの評点に大きな比重のかかった者が相当数いることになる。

この方法は、内申書の評点の10点の差は、すべての高校において、等しい能力差を示しているという前提がある。この前提が満たされなければ、個々人の評点に補正がいることになり、内申書の評点と共通テストの評点との関係に、直線や曲線を当て嵌めるようなことをしなければならなくなる。この場合は実は最終評点を共通テストのみで決めようという考えが根底にあることになる。それはすべての点がピタリと直線や曲線上に乗る場合を考えてみればわかる。内申書の評点は、一発勝負の共通テストの誤差を消そうとして用いられているに過ぎず、最終評点には高校内の受験生の順位のみが保たれていることになる。そして自分の評点に同窓の影響を受けることも変りはない。

さらに、内申書の評点の補正であるからには、共通テストは内申書が評価したのと同質の能力を評価するようなものでなければならない。中教審案の説明に、「このテスト（共通テスト）は、個人の学力の到達度を弁別するためというよりは、高等教育を受けるに必要な基礎的な能力・適性を検出するためのものとすべきである」と言っている。意味がやや不明であるが、共通テストは内申書の評点に十分に現われていない能力を評価しようとしているように思われる。そうとすれば、これは内申書を補足するものにはなっても、補正には使えない。補足は両者を総合するためのもので、どんな平均方法を取るにしても、とにかく平均しなければ最終評点は出ない。そのとき内申書の学校格差補正の問題は依然として片付いていない。

学校格差は経験と過去のデータで自から明らかになるであろうというような言葉も聞くが、大変のんきな考え方である。

内申書重視といっても、共通テストによるその補正ということになると、共通テストに大きく比重がかかってくることは、上に述べたとおりである。とすれば、共通試験一本にしてはどうかという考えが浮かんでくる。国大協の第2常置委員会の案は、共通試験をやるのが、研究に値するかどうかのアンケートを取っている段階であり、共通試験をやるにしても、その利用方法は各大学の自由ということであって、共通試験一本を提案しているわけではない。しかし試験問題などが現在より良くなる可能性があれば、この結果のみを合否の判定に使用する大学もあるに違いない。もし多くの大学がそうなった場合を考えよう。

まず、志望を第1または第2志望程度までしか認めないか、全大学にわたって多くの志望順位を書

かせて、成績に応じて順次配置していくかが問題になる。

少数の志望しか認めない場合、共通試験の結果がわかる前に志望を決めさずとすると、従来の試験方法と変わりはなく、共通試験をやる利点は少しもなく、めんどうさが増すだけである。共通試験の結果を受験生が知った後で志望を決めさずとすると、浪人は減り合理性が増すことになる。

この合理性をさらに押し進め、受験生にも親切ということから、必然の成行きとして、多くの大学にわたって非常に多くの志望順位を書かせて成績に応じて配置することになるのではないかと思われる。志望の決定は、共通試験の前でも後でもあまり変りはないであろう。

一発勝負とか、高校が予備校化するとかの欠点はまだ除かれない。

衆知を集めることによって、一発勝負といわれる偶然が加わらない、受験技術ではどうしようもない試験問題を作る可能性があるとするれば、どんな試験問題がそれかを全力をあげて研究することが当面の急務ではあるまいか。

高校の内申書も、各高校での試験で決められているであろう。その試験と同じような時期に、同じような試験を、全国 5,000 の高校において、共通問題でいっせいにやる。これは特別な機関を作ってやらせるわけである。金がかかるが、これまであげられているすべての弊害は除かれ、提案されているいろいろの方法の利点をすべて持っている唯一の方法である。

(副会長, 京都大学長)

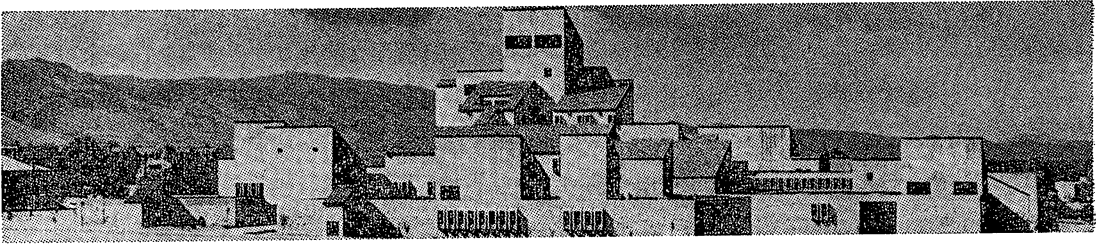


図-1 COLORADO 大学 (アメリカ) 理工科学センター

建築家 W. C. MUCHOW

## 学園の造形はすべからく

### 一個の芸術的作品たるべし

加 藤 六 美

#### 1. 本文の主旨

食物は何をどれだけ食べるかが問題ではなく、何がどれだけ消化・吸収されるかが問題である。教育においては、何をどれだけ教えるかも勿論重要ではあるが、何がどれだけ理解され、学生の身につくかが問題である。

食べものがよく消化するためには、その調理法も大切だが、これを盛る器や食事の環境などが大きな影響を持つ。同様に教育に関してはカリキュラムや教授方法に劣らず、学内の建築、道路、庭園、樹木、空地、傾斜地などを含めたすべての学内環境を教育施設として重要視しなければならない。

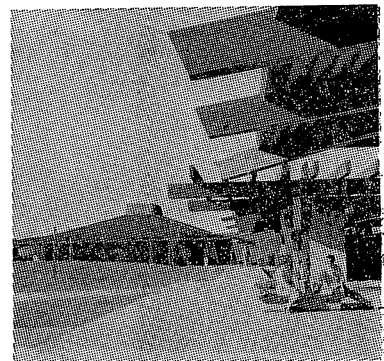
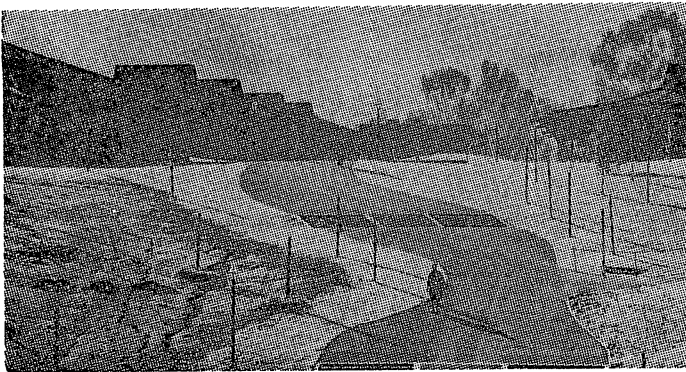
本文では主として環境が教育の効果におよぼす影響についてやや具体的に述べてみた。

大学のキャンパスは各施設の一つ一つが夫々立派な芸術品であると同時に、それ等全体が調和した一個の優れた芸術作品でなければならない。

そして、そこで世界の歴史が作られることを期待する。

図-2, 3 CALIFORNIA 大学 Foothill College (アメリカ)

建築家 J. KUMP



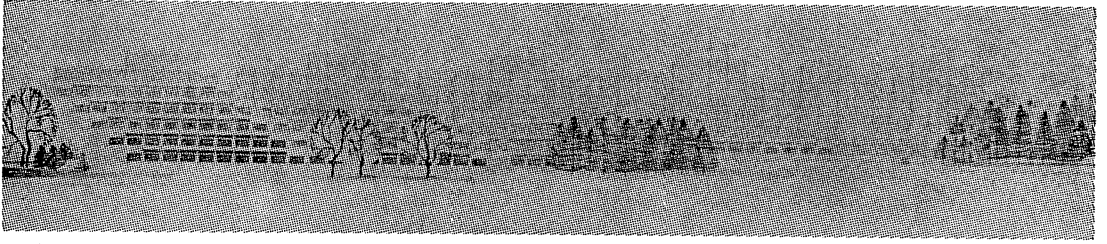


図-5, 6 EAST ANGLIA 大学 (イギリス) 住居群南面景観図

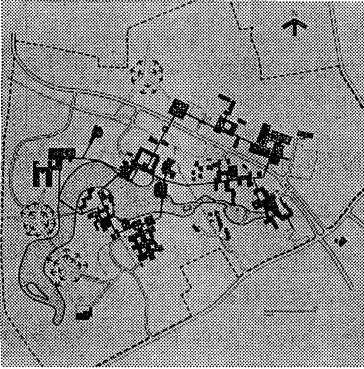


図-4 YORK 大学 (イギリス)  
建築実 A. DERBYSHIRE

## 2. 露地と茶室の効用

お茶は今でこそ誠によい趣味、あるいは人間修業の道となっているが、鎌倉の末期には、茶の味を飲み分けて賭けをする鬪茶が盛んになって、武士階級までが夜を徹してこれに耽けるようなことがあった。足利義政は村田珠光に命じて「茶の湯の作法」を作らせ、このような弊害を除くばかりか、更に、茶が国民教養の向上に役立つように工夫させた。

珠光が提唱した「和敬静寂」のカリキュラムは、説くところ極めて深遠で、なかなか取りつきにくかったが、武野紹鷗とその弟子の千利休は、その精神を具体的に形に表わすことで、一

般に理解し易くなるように工夫した。

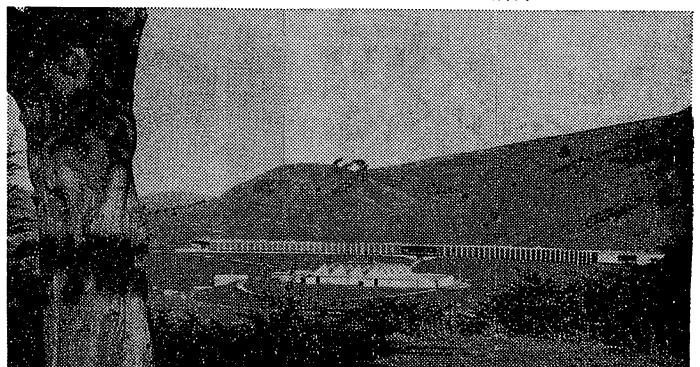
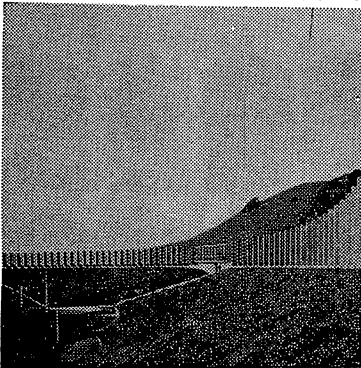
すなわち、いわゆる「書院の茶」から「草庵の茶」に転化させ、貧富の別なく万人が楽しめるようにすると同時に、使用する道具、茶室、茶庭などのすべてを、この精神を理解するに最もふさわしい環境条件として利用するようにした。

茶庭としての露地、茶室としての数寄屋はもとより、棚、茶碗、茶杓などの道具類および、それらの取り扱い方、置き場所に至るまで、その目的のために文字通り一厘の隙もなく検討しつくした。

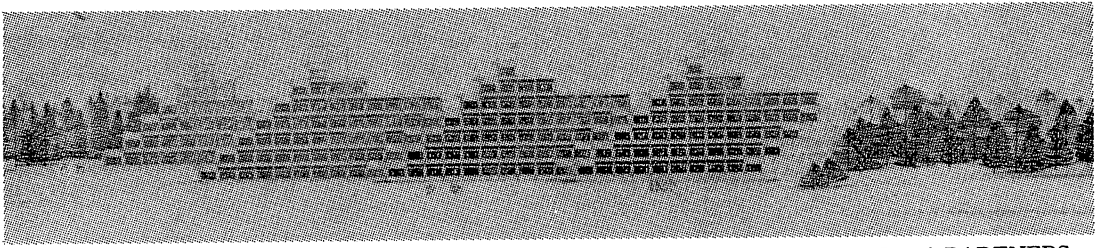
腰かけ待合いから露地を通して席につくまでの間に、身分も、貧富も、老若も、男女もなくなる。そこで目に入るものは炭火のほのかな明りと芸術品だけ、わずかの形や色合の変化にも目を凝らして見る、そしてその中から美しさを求める。耳に入るのは釜の煮え音だけ、わずかの言葉でも耳を傾け

図-7, 8 DALY CITY 中学校 (アメリカ)

建築家 J. CIAMPI







建築家 D. LASDUN and PARTNERS

て聴く、そしてその中から善意を汲みとる。

これが露地と茶室の効用であり、和敬静寂の場として利休が求めた茶事の環境である。

### 3. 宗教建築と信仰

それは今から十数年前、私がヨーロッパ旅行中のことである。日曜日には約束がないので、楽な気持ちで目を覚すと、カラン・カランと教会の鐘が鳴る。しばらくすると他の方向から一つ、また一つ。石畳の道路にこだまして、ついには街中がベルの音でおおわれる。窓から下を見ると、人々が同じ方向に静かに歩いている。私もその列に加わる。とある古い教会堂に導かれる。中の説教は良く判らないが、牧師の声は会堂の高い天井から、あたかも神の声のように、頭の上から降りてくる。次の日曜日にも、またその次も同じようなことが起る。

帰国すると、私はある教会で教義を学んで洗礼を受けた。しかし、日本の教会建築には胸を打つものが少ない。バラック同然の教会では、布教の上でも不利であることを感ずる。

我国でも、古くからある仏教や、神道では、その点大いに恵まれている。鎌倉の円覚寺、北陸の永平寺あるいは伊勢大神宮を始め、世界にも誇るべき神社仏閣は数多い。これらの美しい、しかも荘厳な境内を歩いて、社殿や本堂まで来る間に、我々の心は神仏にすがり、そしてその教えを乞う準備が出来る。これ等の造形がその目的への効果に及ぼす影響は決して少なくない。その故にこそ古来莫大な投資がなされている。

我々は人生の経験において、あるいは苦しみ、あるいは迷い、宗教について救いを求めるが、難しい教義の説明を聞いたり学んだりすることの他、美しい神社、仏閣の建築を媒体として神仏に語り、

図-9 EAST ANGLIA 大学 (イギリス) 配置計画図

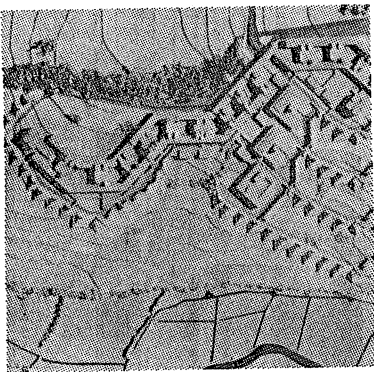
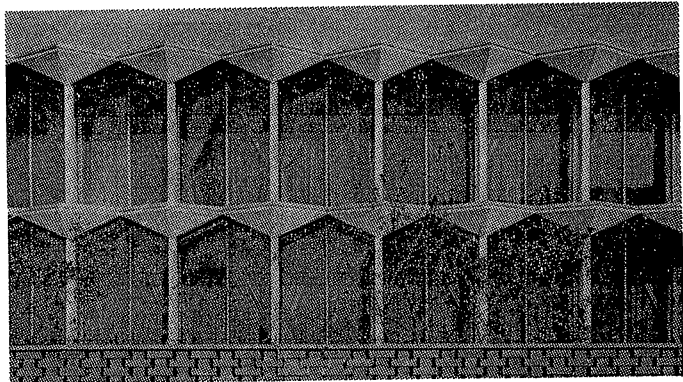


図-10 WAYNE 大学 (アメリカ) MAGREGER 記念会議センター 建築家 MINORU YAMASAKI



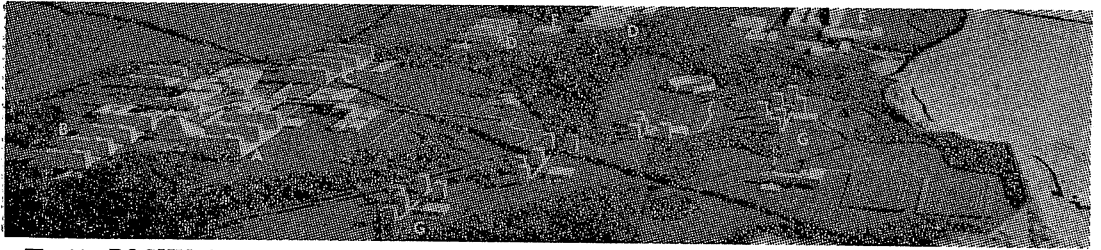


図-11 BOCHUM 大学 (西ドイツ) 一等当選案 建築家 HENTRICH and PETSCHNIGG

またその環境を通じて神仏の声を聞くことが、案外大きな効果を持つものと私は信じている。

#### 4. 学園の庭と建築

大学といわず、中学でも高校でも、新入生はすべて孤独である。旧友と離れて他人と机をならべ、ある者は始めて父母の許を離れて他人と生活を共にする。この孤独なもの同志・新入生と上級生、教師あるいは新しいカリキュラムなど、すべてが始めのうちは何となく取りつきにくい。このような時、手近に、誰もがほぼ共感を得る、自然の風物・芸術品などがあれば、各自がそれを媒体としてお互の心を通じあうことが出来る。

毎日の通勤、通学にしても、朝家を出る時はお互にそれぞれでんでに別々の気持であるが、校門から校舎にくるまでの間に教育または勉強への心の準備が出来ることを期待する。

学園の美しい建物、美しい庭、美しい道路、川や池、花や木、森や丘、あるいはそれらが調和した美しさを、私はあえて重要な教育施設と称する所以である。

図-2, 3の FOOTHILL 短大や、図-7, 8の DALY CITY の中学など環境を重視した心温まるキャンパスの例である。

#### 5. 芸術的キャンパスへの道

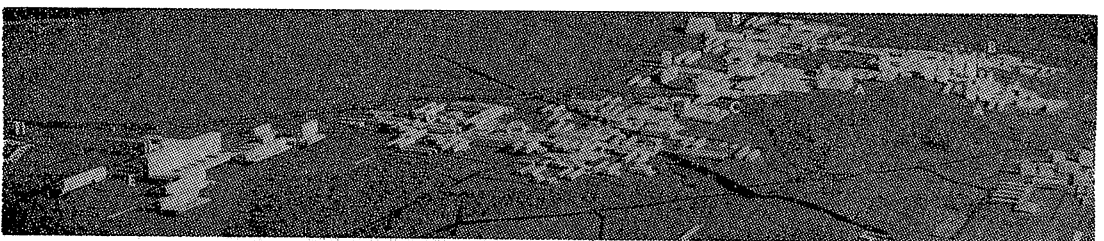
##### a. 一貫計画および設計

学園の施設はその一つ一つがそれぞれ、機能が充分で、美しいことが必要であると同時に、それ等の集合(将来拡張計画を含む)としての機能および美しさもまた充分に満足されなければならない。

図-4は YORK 大学の配置計画であるが、図中矢印で示すように、拡張予定建築物の位置が、当初の計画にはっきりと盛られている。

図-9は EAST ANGLIA 大学の全体計画模形で、鋸形に見えるのが住居群で傾斜をうまく利用してある。図-5, 6はその南面から見た竣工予想の景観図である。

図-12 BOCHUM 大学 (西ドイツ) 二等当選案 建築家 REICHEL



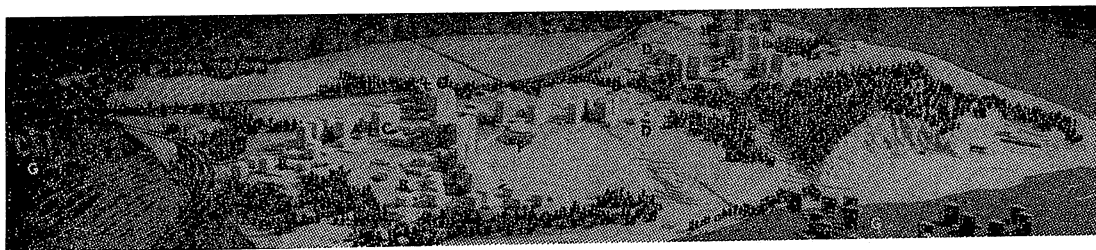


図-13 BOCHUM 大学 (西ドイツ) 四等当選案

建築家 H. LINDE

このような一貫計画を行なうには、まず信頼出来る一人の主任建築家 (チーフ アーキテクト) を選定する。そして学園の建築、庭園、道路その他一切の造形について全面的に計画を依頼する。懸賞競技設計の場合は、その当選者を主任建築家とするのが普通であるが、そうでない場合は、従来の作品傾向、人物などを勘案して指名依頼する。

図-11は BOCHUM 大学の 신설にあたって行なわれた懸賞設計の 1 等当選案であるが、中央部の食堂および図書館の設計が一部変更されただけで、他は殆んど原案によって実施されている。2 等当選の図-13, 4 等当選, 図-14, 選外, 図-15, 選外佳作の図-16などを比較して見ると、与えられた同一条件によって設計されるキャンパスの全貌が、建築家によって如何に大きく変わってくるかが判る。

主任建築家の選定が、キャンパス造形成否の別れ道である。

#### b. 設計報酬の支払

図-10は WAYNE 大学の教官会議室で、設計者ミノルヤマザキはその町に住む日系二世であるが、只今、物理的にも、また質的にも、世界最高と称せられるニューヨークの世界貿易センターに取り組んでいる。また図-18の SIMON FRASER 大学は郷土の若い建築家 ERICKSON を起用し、丘の上の全キャンパスを大胆な構成で見事にまとめ上げ、成功した例と云えよう。

先年私はアリゾナ州の主都フェニックスで誠に美しい女子の大学を見た。学長がフランク ロイド ライトと親友で、全キャンパスの計画および細部に亘る設計を彼に一任してあるとの話を聞いて、大変うらやましく思った。

我国にも現在、ライトに及ばずとも遠くない世界的に優れた建築家が沢山いる。このような一人一

図-15 BOCHUM 大学 (西ドイツ) 選外佳作

建築家 VAN BEN BROCK and BAKEMA

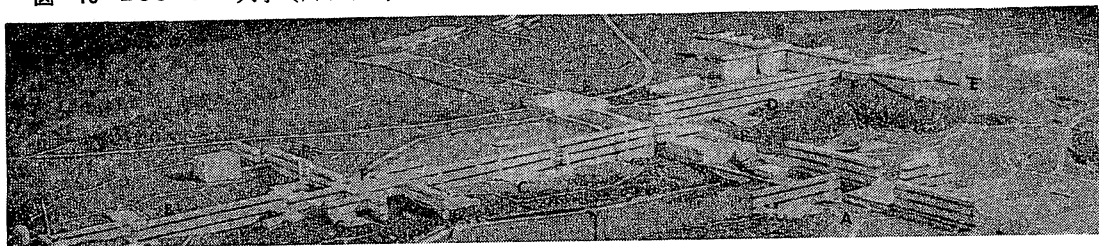


図-14 BOCHUM 大学 (西ドイツ) 選外案

建築家 SCHULTZE-FIELITZ

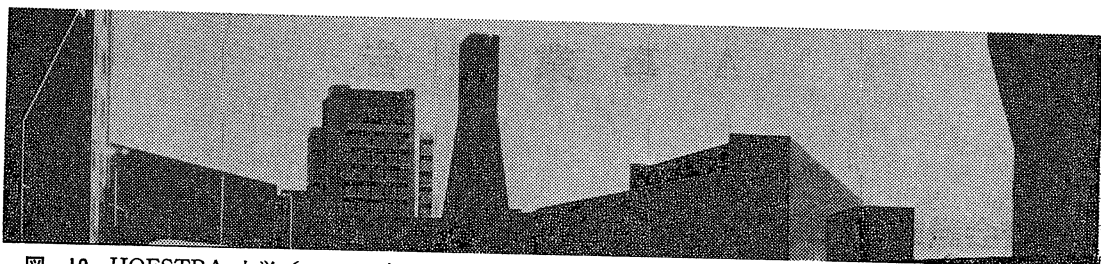


図-16 HOFSTRA 大学 (アメリカ)

建築家 WARNER, BURNS, TOAN and LUNDE

人に一大学ずつ全体計画をまかせて見たら、日本でもきっと素晴らしい大学が沢山出来るにちがいない。しかし、誠に残念なことに、このような建築家に、しかるべき設計報酬を支払うことは、現在の国立大学における経理規則では難かしいと聞いている。この規定の運用を改めない限り、国立大学キャンパスの芸術作品への道は程遠い。

#### c. 環境施設費

大学における諸環境が教育効果に大きな影響を及ぼすことは前にも述べたが、今後構内の芝生、花壇、植樹、傾斜地あるいは池などの環境構成のために、従来の「環境整備」という補修的な考えでなく、建築物と同様に積極的な「環境施設費」として、然るべき予算が計上されることが当然であろう。

図-4の YORK 大学では池を巧みに教育施設として活用しているのが面白い。心ない設計者だったら、当然のこのように山を切り崩して、この池を埋め立ててしまうかも知れない。

#### d. 建築の芸術費

フランスでは学校、図書館などの公共建築について、「その工費総額の1%を彫刻その他芸術的な装飾に当てなければならない」という規則があると聞いている。すなわち通常の建築予算に、その1%をその目的のために上乘せすることになるが、公共建築であるから、結局はその分だけ国民あるいは市民が税として負担することになる。文化国家として誠に好ましい習慣である。

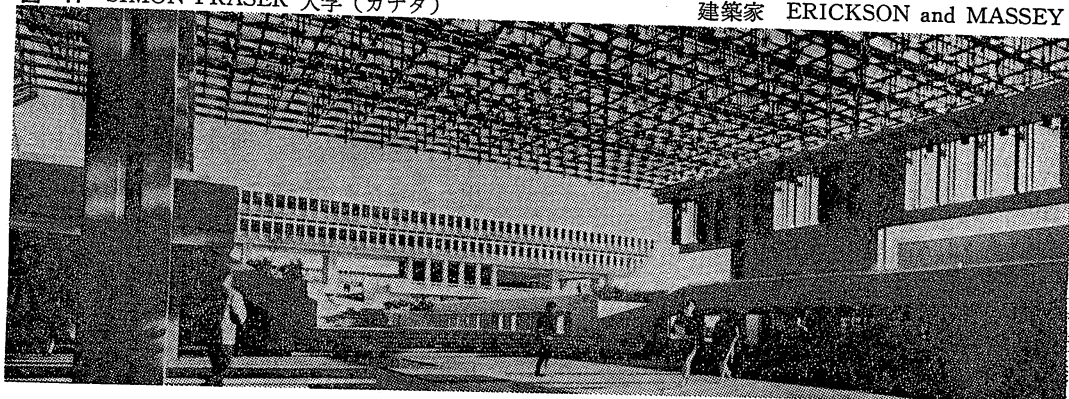
イタリーでも同様なことが行なわれているというが、我国でもこの程度のことは当然考慮すべきではなからうか。この予算は必ず数層倍になって、教育成果あるいは文化の向上という形で国民にもどってくると思う。

識者のご賢察を望む。

(筆者、東京工業大学長、日本建築学会長)

図-17 SIMON FRASER 大学 (カナダ)

建築家 ERICKSON and MASSEY



# A 事業報告

## 1 諸会議議事要録

### (1) 地区理事懇談会議事要録

日時 昭和45年10月26日(月)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長

本川, 和達各副会長

宮島, 前田, 久保, 広田各委員

会長より、国立大学協会の在り方については春の総会で検討したが、なお秋の総会でもう一度検討することとなっていたので、本日はこの問題についてご審議願いたい旨の挨拶があり、続いて丁子主事より配布資料について説明があって議事に入った。

先ず、会長より国立大学協会の在り方について、前回の総会での討議に関するメモを走り書きではあるが、作成したので残された問題もあろうが、これによって検討願って問題点をとらえ、これを整理して資料として理事会に出すかあるいは、もう少し詳しく説明したものを出すか、また手続をどうすればよいかなどについて諮られ、そのメモ(次の各項)について

#### 1. 国立大学協会の性格

- (1) 協会の目的
- (2) 総会の意思の決定・表示
- (3) その他の問題点

#### 2. 一般教官の関与の方法

- (1) 学長等の努力の不足
- (2) 教員の意見陳述、一般教官(専門家)の意見の活用

(3) 一般教官のシンポジウム、(会議の二部会制)

3. 総会の公開
4. その他の論点
5. 今後の手続

説明があり、これに関連して鶴田局長より、別紙「国立大学協会の役割特に大学の自主性と国立大学協会の意見表明との関係について」を読みあげながら問題にふれる点について説明があった。

次いで、メモについて審議に入り、主として次のような点について質疑応答があった。

- 国大協としての重要な任務が十分になされていないように思う。国大協をして存在理由のあるものにするためには、それだけの仕事をしなくてはならない。今後この点をどう扱うか、はっきりしておく必要がある。
- 紛争処理の手続きについて  
規定の上では定めてあるが、それを実際に行使したことはない。この定め制定に当たっては、当時かなりな時間をかけて各大学の意見を聞くなどして慎重に検討したものであり、当時はあれでよかったが、大学紛争という断層によって変化をもたらせたことはあるが、発動するには正式な文書での訴えが必要であり、実際的には発動するとなると大変であり、懇談会を開いて互に話し合う以上には出なかったものである。
- 意見の統一は困難ではあるが、対外的に意思表示が必要である場合には、会長談話の形で表明したり、内容的に意見が一致した場合に声明を出したりした従来の形式をとること

がよいと思う。

- 協会の性格を明確にし、目的をはっきりさせようとする意見と、むしろはっきりさせない方がよいとする意見、参考となるよりどころならばよいが、制度的なものにすると1、2の反対があっても決定に従がうほかなくなることはどうか、最大公約数でよいではないか。国大協が一つのルートになっていることに大きな意義がある。

以上、専ら国大協の性格の点についての意見が出されたが、その他

- 一般教官の関与について、専門的な問題については、それぞれの専門の教官に参加してもらうことで良いが、下部機構が多いとややこしくなる心配がある。
- 各大学から教員委員または専門委員一名を出すとか、二つの大学から一名出すといった考え方は良いとしても、急を要する集りの場合の招集に難がある。あるいは地区で出てもらってその地区で審議を進めることではどうか。(この問題は、委員の改選期(46年6月)までに考えをまとめることとしたい。)
- 学部長会議等との関係については、問題の結びつきを考えればよい。

以上種々の意見の交換があり、このメモについては本日の意見も取り入れて、もう少し説明を加え整理した上事前にこれを各地区理事に送ってご一覧願ひ、ご意見をうかがって更に整理した上、これを理事会に諮ることとした。

## (2) 理事会議事要録

日 時 昭和45年11月24日(火)午後1時~午後5時15分

場 所 如水会館集會室

出席者 加藤会長

本川、和達各副会長

堀内、柳川、秋月、福井、宮島、中川、今西、前田、藤本、稲荷山、坂本、倉田、久保、田中、中塚、広田各理事  
井上(第3)、後藤(第5)、近藤(第6)、鎌田(第7)各常置委員会委員長  
広根、横田各監事

波多野図書館特別委員会委員長

加藤会長主宰のもとに開会

会長より、開会の挨拶があつてのち、監事の交代について、次のとおり報告があつた。

大学名 旧 新

山形大学 細谷 恒夫 広根徳太郎

ついで、丁子主事から、会議資料の説明があり、前回の議事要録(資料3)については、朗読を省略し、意見があれば、後刻申し出ることとし、議事に入った。

### I 会務報告

#### (1) 要望書等の提出について

会長より、要望書の提出について、次のとおり報告があり、追認、了承された。

#### (a) 前総会で、予め、了承を得た「大学間における教官の交流を容易にするための非常勤講師手当および旅費の増額」ならびに

「国費留学生の給与引き上げ」の要望については、資料4および5のとおり要望書を作成して、去る7月15日、会長、後藤第5常置委員長、越村第5常置委員が同道して天城文部事務次官および鳩山大蔵省主計局長に面談の上要望した。なお、「国費留学生の給与引き上げ」の要望書については、とくに自民党の対外経済協力特別委員会小金委員長に後藤第5常置委員長が持参して要望した。

(b) また、同じく前総会で予め了承を得た「昭和46年度予算に関する要望書」、「大学保健管理施設の増加・充実」ならびに「奨学制度の改善」に関する要望については、資料6、7および8のとおり要望書を作成し、去る10月1日、会長、柳川第4常置委員長、清水医学教育に関する特別委員会委員長、近藤第6常置委員長、加藤第6常置委員が同道して澄田大蔵事務次官に面談の上要望した。また、とくに「奨学制度の改善」については、日本育英会緒方理事長、さらに翌10月2日には、本川副会長も参加されて天城文部事務次官にそれぞれ面談の上要望した。

なお、文部、大蔵両次官に面談の際、とくに授業料値上げの問題に関し、最近種々報道されているが、このことは教育の機会均等その他諸般の事由により賛成しかねる旨をとりあえず口頭をもって強く申し入れた。以上の要望書については、関係方面へ提出後文書をもって各大学に報告したが本日の理事会で改めてご了承を得たい。

(c) 次に、教職員の定員削減の問題であるが昭和47年度以降も3年計画で引き続き、定員削減を実施する旨の方針が、近く閣議に諮られるとのことであつたので、時期的な関係もあり、取り急ぎ、会長、両副会長および第6常置委員長で協議し、去る8月24日会長、和達副会長、近藤第6常置委員長が天城文部事務次官、大蔵行政官房事務次官、鳩山大蔵省主計局長、小池内閣官房副長官その他関係官に面談し、要望書を手交して説明の上要望を行ない、さらにこのことについて記者会見を行なった。この件についても既に文書をもって各大学長に報

告してあるが、改めてご追認願いたい。

(d) 次に、去る6月開催された第46回総会で公表することを承認された「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」（第1次報告）については、その後一部字句を整備し各大学に送るとともに去る8月17日、これを文部大臣に提出して大学図書館に関する行財政上の参考に供するよう要望した。また、財団法人語学教育振興会から、語学集中訓練について、各大学において、自主的に実施されるよう趣旨の周知方について依頼があつたので、これを各大学長に連絡するとともに、予算編成の時期的関係もあり、会長・両副会長協議の上、去る8月11日文部省に対し、この事業に対する予算上の措置等について配慮方を要望した。これらについても、ご追認を願いたい。

(2) 中教審第25特別委員会出席について

去る7月16日開催の中教審第25特別委員会に、当協会からも出席して、同委員会の試案に対する意見を述べるよう求められていたが前総会の際お諮りしたとおり、当協会関係者として、波多野お茶の水女子大学長と私が出席して、個人的立場においてそれぞれ意見を述べた。その概要については、さきに各大学長あて報告したとおりである。

(3) 日本学術会議開催のシンポジウム出席について

10月1日、開催された日本学術会議主催の大学院改革問題に（とくに研究院構想）に関するシンポジウムに、当協会より、第2研究部会の委員が出席して意見を述べた。

(4) 第5回国際大学協会への出席について

私は去る8月30日から、1週間カナダのモ

ントリオールにおいて開かれた第5回国際大学協会総会に出席した。私は前回の会場校としての東京大学から出席したのであるが、国立大学協会も associate member として招待を受けていた関係もあるので一応報告する。総会では、①「大学間の国際的協力」②「大学と社会的必要性について」の二つのテーマが主として議論された。また、旧理事であった大浜信泉氏に代わり私が理事会のメンバーに選ばれ、今後5年間理事をつとめることになった。明日の総会では、その概要について簡単に報告したい。

なお、以上のほか、前総会以後の主な事項については、資料12の事業報告書によりご了承を願いたい。

## II 協議事項

### (1) 第47回総会の日程および第3回国立大学長懇談会について

会長より、明11月25日および26日の両日に行われ、学生会館で開催される第47回総会および第3回国立大学長懇談会の日程について資料(13)により説明があり、総会の日程中3議事の(1)と(2)を入れかえることとして了承された。

### (2) 大学改革の問題について

会長より、次のとおり説明があり了承された。

大学改革の問題については、前総会の際の協議にもとづき、研究部会でさらに検討を進めることになったが、さる10月3日、研究部会連絡会議を開催し、今後の進め方について協議した。次いで、さる11月4日、研究部会の全体会議および第1・第2・第3各研究部会を開催し、中央教育審議会が来春3月頃「高等教育の改革に関する基本構想」の答申

を予定している点等を勘案し、資料(14)のとおり「大学問題に関する第2次調査研究について」の(案)を決定した。また、当日は、第1常置委員会でとりまとめている中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解(案)についても、研究部会として審議を行なった。総会においては、以上の「大学問題に関する第2次調査研究について(案)」(資料14)を諮るほか、「中教審の高等教育の改革に関する基本構想に対する見解(案)」(資料15)について説明し、各大学の意見をきき、資料(16)の日程により処理するよう諮る予定であるので了承された。

### (3) 国立大学協会の在り方について

会長より、次のとおり説明があり了承された。

このことについては、前総会でも相当論議されたが重要な問題なので、今回の総会で結論を出すこととしその間、地区理事懇談会が中心になって検討することとなっていた。その後10月26日地区理事懇談会を開催して問題点を検討し、「国大協の在り方について(案)」(資料18)を立案した。なお、その際これと「前総会の際の関係議事録(抄)」(資料17)および「国立大学協会の役割、特に大学の自主性と国立大学協会の意見表明との関係について」(資料19)を予め各大学に送付し検討願うことになった。総会においては、それについての意見を伺い、できれば結論を得たいと思うので、何分のご了承を願いたい。

次いで、会長より「国大協のあり方について(案)」の詳細説明があり、各項目について意見の交換が行なわれ、審議の結果本案を総会に報告することが了承された。



#### (4) 各委員会委員長報告

会長より、各委員会から総会へ報告する事項について伺いたい旨述べられ、各委員長より、次のとおり報告があり、それぞれにつき協議が行なわれた。

##### ① 第7常置委員会（鎌田委員長報告）

本委員会は、前総会以後、「教員養成制度について（中間報告案）」を各大学に送付して意見を求め、さらにこれを検討して前記（中間報告案）を修正し別紙資料（22）のとおり「教員養成制度について（中間報告）」をまとめた。各大学に意見を求めるについて、アンケート方式をとらなかつたため、意見を数量的に集計することは困難であるが、国立大学75校のうち68校（ただし、大学としてまとめた意見のみではない）の回答中全面的賛成に近いものが16あり、意見としては、国立大学協会の教員養成制度に対する姿勢は、教育系大学の考え方に傾むきすぎており、閉鎖的な教員養成制度に結びつくおそれがあるという意味のものがあつた。その他の点は、大体了承されているようである。本委員会では、前述の意見を参考に中間報告（案）を修正するため、東大、京大等の教育学部長に専門委員の推薦を依頼し、さらに検討を願つた結果、中間報告（案）の前書きの部分を主に修正し、別紙資料（22）のとおり中間報告をまとめた。明日の総会では、これを配付し各大学の意見をきくことにしたい。なおこの中間報告は、最終案として考えるべきものでなく、一応中間報告案をまとめて、公表するものと了解されたい。なお、これに対する意見があれば、総会の際うかがいたい旨を述べられ、総会に諮り公表するこ

とが了承された。

##### ② 第2常置委員会（秋月委員長報告）

委員長より、本委員では、大学入試制度の根本的改善について種々検討を続けてきたが、これに関連し、国立大学の主体性において、高校教育が本来の姿をとりもどすことに幾分かでも資すること、また、各大学において綿密な第2次試験を行なうることを目標に、全国立大学共通第1次入学試験を行なうことを検討してきた。その結果、別紙資料（21）のとおり「大学入試制度改革について（案）」をまとめたので明日の総会にこれを諮りたい。（案）の骨子は、本案について検討願ひ、了承を得られれば、全国立大学共通の第1次入学試験を実施することの可否および方法等を検討するための調査委員会の設置を提案するものである。

また、内申書の問題については、これを重視することに異議はないが、それをどの様に選抜にとり入れるかは、各大学の自主的判断に委ねるのが適当と考えている。さらに、I期校・II期校の問題については、さきのアンケートの結果、再編成の意見が過半数をしめているので、本委員会では、学部別や地域別のバランスを考え、従来と全く変つたI期校・II期校の組合せを検討中であるが、いずれ入試期特別委員会にも審議をお願いしたい旨を述べられ、ついで各理事より、共通試験の性格、実施方法、

（案）の文章の意味等について種々質疑や意見があり、「大学入試制度改革について（案）」（資料21）の字句を一部修正の上総会に諮ることが了承された。また、I期校・II期校の問題については、情勢が熟した

時点で、第2常置委員会が入試期特別委員会と相談して検討することになった。

### ③ 第3常置委員会（井上委員長報告）

本委員会では学寮問題を重視し、審議を続けてきた。大学紛争の影響もあって、学寮の存在意義を疑問視し、再検討を望む声もあり、各大学に「学寮問題に関する調査」を依頼し、回答を得た。その結果は、学寮は単なる厚生施設でなく、学生教育の一環であり、人間形成の場であるとして、その意義を認める意見が多かった。その他学寮の管理運営等については、現在、第4常置委員会と協同し、小委員会を設けて検討中である。

また、本委員会は、さきに「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」をまとめて文部省へ要望したが、これに続いて、体育系サークル部室の新営基準試案を作ろうとのことになり、専門委員会を設けて検討中であり、近く各大学に実態調査を依頼する予定である。

さらに毎年のものであるが、大学卒業予定者の就職あっせん時期の問題については9月19日国、公、私立大学団体の関係者が懇談した。国大協としては、技術系は6月1日、事務系は7月1日を就職事務開始時期とする従前どおりの線か、技術系事務系とも7月1日とする案を考えているが、私立大学関係では、両方とも6月1日とする意見もある。工業教育協会でも、7月一本案と6月一本案の両案のいずれかきまっていない。場合によっては、国大協の考えどおりにはいかないかも知れない。今後、年内に話を決めるといふことで相談していくが、今後の扱いについて会長および委員長

に一任されたい。総会では以上のことを報告し、了承を得たい旨の説明と報告があった。

### ④ 第4常置委員会（柳川委員長報告）

学生の災害補償の問題については、文部省はじめ、数大学協同で共済制度を考えている向もあり、学術会議では、国家補償の方向で問題を考えている状況であるが、本委員会でもそれ等の状況等も考慮しながら保険会社と話しあつて保険方式による災害補償の制度を検討中である。

また、各地区の数大学で利用する共同の研修厚生施設の設置については、教職員の厚生施設が殆んどない現状に鑑み、強力に推進する必要があると考え、学生の厚生、研修施設との関連も考え目下、設置の実現について教職員の厚生等に関する特別委員会とも連絡をとりながら検討をしていくつもりである。

つぎに、文部省では、銀行ローンによる奨学制度を検討中とのことであり、この点についても、本委員会で検討していくが、総会では、以上のほか「保健管理施設の増加充実」ならびに「奨学制度の改善について」の要望書を提出したこと、学寮の問題を第3常置委員会と合同で検討していることを報告したい。

### ⑤ 第5常置委員会（後藤委員長報告）

本委員会では、さきの会長のご報告のとおり、さきの総会で了承を得て「大学間における教官の交流を容易にするための非常勤講師手当および旅費の増額」ならびに、「国費留学生の給与引き上げ」の要望書を関係方面に提出した。とくに「国費留学生の給与引き上げ」については、自民党の対

外経済協力特別委員会でも積極的に取り上げ、予算要求をするとのことであった。引き上げの要求としては、まず、学部留学生を50,000円位に、研究留学生を72,000円位にし、ユネスコや学術振興会の奨励研究員等の給与額に近づけ、留学生の人数増もはかろうとするものである。また、「非常勤講師手当および旅費」は現在打ち切り支給の形で時間給1,100円位が普通であるが、これを平均1,400円位まで増額し、旅費も現在所要額の30%程度なので、これを60%程度まで引き上げ、教官の交流を容易ならしめようというものである。総会では、以上のことを報告したい。

#### ⑥ 第6常置委員会（近藤委員長報告）

本委員会では、さきに会長の報告されたとおり、「昭和46年度予算に関する要望書」および「教職員の定員削減問題に関する要望書」をとりまとめ関係方面へ提出要望した。なお、その際とりあえず口頭で授業料値上げについて賛成できない旨申し入れたが、その後各地区からの問い合わせ等もあり、別紙資料(27)「国立大学の授業料についての見解(案)」を作成した。了承を得れば総会に諮り、この見解を公表したいが、ご意見を伺いたい旨を述べられ、種々意見があり、委員長と、今西委員にその字句の修正を一任することとした。なお私立大学に対する国庫補助についても意見を出すべきだとの意見もあったが、その問題についてはふれないこととし、本見解を総会に諮り、公表することが了承された。

また、本年の人事院勧告に盛り込まれている高年令者の昇給延伸措置についても55才までに最高号俸近くに達するような給与

引き上げの措置なしに、高年令者の昇給延伸措置をとるのは、賛成できないので、給与法案から除外するよう別紙資料(28)のとおり要望書を作成した(文案を検討の結果、一部字句を修正した)。総会でこの要望書を諮り、了承を得たら関係方面へ提出することにしたいと報告があり、了承された。

#### ⑦ 第1常置委員会（中川委員長報告）

委員長より、本委員会では、「大学院制度の改善について」に対する各大学の意見について検討し、「(第一次中間報告)に対する各大学の意見について」を、別紙資料(20)のとおりまとめた。また、中教審では、さる5月「高等教育改革の基本構想(中間報告)」を公にし、これを来年3月頃正式に答申するとのことなので、これに対応できるよう研究部会とも協議検討し、上記資料(20)の大学院制度の改善について(第1次中間報告)に対する各大学の意見をもとり入れて別紙資料(15)のとおり「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解(案)」を作成した。明日の総会では見解(案)の起草にあたった松田委員に説明願ひ、了承を得たら各大学に送付し、意見を求めることにしたい旨述べられ見解(案)の大綱について説明があった。(一部字句の修正があった)

#### ⑧ 医学教育に関する特別委員会（会長報告）

本委員会では、医学教育の現況について検討したので、そのことについて報告する予定である。

#### ⑨ 図書館特別委員会（波多野委員長報告）

本委員会では、「大学の研究と教育に対

する図書館の在り方とその改革について」  
(第1次報告)の字句を整理して、これを公表するとともに、大学図書館予算および図書館学の振興に関するアンケート案について審議したので、総会では、このアンケートを各大学へ送付し意見を求めることについてお諮りしたいと報告、了承された。

⑩ 教養課程に関する特別委員会(今西委員長報告)

本委員会は、教養課程の将来像およびその移行的な整備として当面考えるべき諸問題について審議したが、教養課程は、各大学に特殊性があり、それをふまえての検討が必要とのことで、各大学にアンケートする案文を専門委員が検討中である。また、外国語、保健体育についても専門委員が検討中であり、いずれ小委員会を設けて検討することになると思う。総会では、以上のことを報告したい。

⑪ 教職員の厚生等に関する特別委員会(会長報告) 本委員会では、教職員の厚生等に関する諸問題について、その現状ならびに問題点を検討し、別紙(23)のような問題点を今後、検討し対策を考えていくことになった。総会では以上の点について報告したい。

(5) その他

① 特別委員会の委員交替について

会長から、前総会において設置を認められた教職員の厚生等に関する特別委員会の委員ならびに学長の交替による特別委員会委員の補充等は、次のとおりであるので承認願いたい旨述べ了承された。

記

○ 教職員の厚生等に関する特別委員会

委員長 相 磯 和 嘉(千葉大)  
委員 柳 川 昇(弘前大)  
〃 本 川 弘 一(東北大)  
〃 和 達 清 夫(埼玉大)  
〃 加 藤 一 郎(東京大)  
〃 近 藤 頼 己(東京農工大)  
〃 馬 場 啓之助(一橋大)

○ 特別委員会委員の交替(追認)

教養課程に関する特別委員会

(旧)細谷 恒夫(山形大)  
(新)広根徳太郎(同大)  
(旧)六反田藤吉(熊本大)  
(新)黒田 正己(同大)

図書館特別委員会

(旧)細谷 恒夫(山形大)  
(新)広根徳太郎(同大)

○ 特別委員会委員の交替(協議)

医学教育特別委員会

(旧)香月 秀雄(千葉大)  
(新)相磯 和嘉(同大)

研究所特別委員会

(旧)入江 英雄(九州大)  
(新)池田 数好(同大)

入試期特別委員会

(旧)入江 英雄(九州大)  
(新)池田 数好(同大)  
(旧)六反田藤吉(熊本大)  
(新)黒田 正己(同大)

② 教員委員の選任について

会長より、かねて書面をもってご依頼し

ていた第4常置委員会、教養課程に関する特別委員会、教職員の厚生等に関する特別委員会の各教員委員については、いずれも多数の理事のご了承を得て選任の手続きをとることにした旨報告があった。

③ 新聞記者会見について

会長より、総会第2日目、国立大学長懇談会終了後、午後5時から、国立教育会館において会長、副会長、関係委員会委員長同席で記者会見を行なう予定である旨説明があり、了承された。

④ 第3回国立大学長懇談会について

会長より、さきにご了承を得たとおり、総会第2日目(11月26日)の午後1時から文部大臣も交え、国立大学長懇談会を開き当面の諸問題について懇談を行なうが、その際は従来の例にならい、会長副会長が司会する。適宜関係事項等について発言されたい旨述べ了承された。なお、その際の話題として別紙資料(26)のような話題が考えられる旨説明があった。

以上で、本日の理事会を閉じた。

### (3) 第47回総会議事要録(第一日)

日時 昭和45年11月25日(水)午前10時

場所 学士会館神田本館 210号室

出席者 各国立大学長

会長から開会の挨拶があったのち、本日オブザーバーとして出席の琉球大学の高良学長の紹介があった。なお、宇都宮大学からは奥野教養部長が代理出席された旨、あわせて紹介があった。

ついで、事務局から、本総会の会議資料について説明があったのち、会長から、本総会の日

程は昨日の理事会で協議した結果、別紙日程により運営することになった旨の説明があり、了承された。

## I 会務報告

### 1. 学長の交替について

会長から、前回総会以後における学長の交替について、次のとおり報告紹介があった。

大学名	新学長	前学長
山形大学	広根徳太郎	細谷 恒夫
千葉大学	相磯 和嘉	香月 秀雄 (事務取扱)

東京医科歯科大学	清水 文彦	清水 文彦 (事務取扱)
----------	-------	-----------------

名古屋工業大学	森島宗太郎	森島宗太郎 (事務取扱)
---------	-------	-----------------

九州大学	池田 数好	入江 英雄
熊本大学	黒田 正己	六反田藤吉

なお会長から、細谷前山形大学長がさる8月1日ご病気のため急逝されたので、本協会として哀悼の意を表したい旨の発言があった。

### 2. 役員その他の交替について

会長から、学長の交替に伴い広根山形大学長が監事に就任された。また、新設の教職員の厚生等に関する特別委員会において相磯千葉大学長が委員長に互選された旨の披露があった。

### 3. 前回総会以後の主な事項の報告について

会長から、次のとおり報告があり、それぞれ了承された。

#### (1) 要望書等の提出について

(a) 前回の総会においてあらかじめ了承を得た「大学間における教官の交流を容易にするための非常勤講師手当および旅費の増額について」および「国費留学生の給与引上げの要望について」は、資料5および6の

要望書を作成して7月15日、後藤第5常置委員会委員長、越村第5常置委員会委員長と会長が同道して天城文部事務次官および鳩山大蔵省主計局長に面談し要望した。なお、「国費留学生の給与上げの要望について」は特に自民党対外経済協力特別委員会の小金委員長に対して後藤第5常置委員会委員長が持参し、要望した。

- (b) 前回の総会においてあらかじめ了承を得た「昭和46年度予算に関する要望書」、「大学保健管理施設の増加・充実について」および「奨学制度の改善について」の資料7・8・9の各要望書は、10月1日、柳川第4常置委員会委員長、清水医学教育に関する特別委員会委員長、近藤第6常置委員会委員長、加藤第6常置委員会委員長と会長が同道して澄田大蔵事務次官に面談し、要望した。またとくに、「奨学制度の改善について」の要望書は、日本育英会の緒方理事長にも提出して要望した。

さらに翌10月2日には、本川副会長も同道のうえ、天城文部事務次官に面談し、要望した。なお、文部、大蔵両事務次官に面談の際、とくに国立大学の授業料値上げの問題については、最近このことについて種報報道されているが、このことは教育の機会均等その他諸般の事由により賛成しかねる旨を口頭で強く申し入れた。

以上三つの要望書は、いずれも前回の総会において提出時期と文案については、それぞれの委員長と会長に一任されていたもので、要望書提出後、とりあえず文書をもって、各大学長に報告したが、この際改めて追認願いたい。

- (c) 教職員の定員削減問題については、昭和

47年度以降も引続き3年計画で9%を目途に定員削減を実施する旨の閣議決定がなされることが明らかになったため、時期的な関係もあったので取り急ぎ会長、両副会長と第6常置委員会委員長とで協議し、8月24日、和達副会長、近藤第6常置委員会委員長と会長が同道し、天城文部事務次官、大蔵省主計局長、小池内閣官房副長官等に面談し、資料10の要望書を提出して要望した。従来の要望の内容は、特殊な職種について定員削減の適用除外を強調していたが、もはやこれ以上の定員削減が行なわれれば、一般事務についても大学の機能が麻痺して困る旨を申し入れた。しかし、その時文部省から受けた印象では、定員削減には反対であるが、他の省庁で削減しても、文部省では定員が増加しており、他の省庁から強い抵抗があるということで、例えば国立大学の定員を総定員法の枠からはずすなどの抜本的な方策を講じなければ、国立大学だけがこの措置の特例を認められることは無理であるということのようである。なお、この件も、要望書提出後、各大学に文書をもって報告したが、改めて追認願いたい。

- (d) 前回の総会で公表することに決定された資料11の「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について（第一次報告）」は、その後字句を修正して各大学長に送付するとともに、8月17日文部大臣にこれを提出し、文部省としての図書館に関する行財政上の参考に供されるよう要望した。

また財団法人語学教育振興会から、語学の集中訓練について各国立大学でも自主的

に実施されるよう趣旨周知方依頼があったので、これを各大学長に連絡するとともに予算編成の時期的関係もあったので会長と両副会長が協議して、8月11日、この事業に対する予算上の措置等について資料12の要望書を作成して文部省に配慮方を要望したので、追認願いたい。

## (2) 事業報告について

資料14の事業報告について説明があり、前回総会以後における当協会の各種委員会等諸会合が71回、要望書その他の諸活動が16件、会報発行が2回であった旨の報告があった。

## (3) 中教審第25特別委員会出席について

7月16日に開かれた中央教育審議会第25特別委員会の「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」の公聴会に当協会からも出席して同委員会の試案に対し意見を述べるよう求められていたが、前回総会でお諮りしたとおり、当協会関係者として波多野お茶の水女子大学長と会長が出席して個人的な立場でそれぞれ見解を述べた。その概略については、すでに文書をもって各大学に報告したとおりである。

## (4) 日本学術会議主催のシンポジウム出席について

日本学術会議から、10月1日に開催された大学院改革問題(特に研究院構想)に関するシンポジウムに当協会から出席されたい旨依頼があったので、第2研究部会の委員小野、成川両専門委員が出席して意見を述べた。

## (5) 大学改革の問題について

大学改革の問題に関しては、前回総会において引続き研究部会で検討願うことにな

ったので、研究部会会長を初め、各委員、主査、専門委員にこの旨を伝えて協力を依頼するとともに、10月3日、会長、副会長も加わり研究部会長、主査会議を開催して「大学問題の調査研究」の今後の進め方について協議した。ついで11月4日、研究部会の全体会議および第1、第2、第3の各研究部会を開催して資料13の「大学問題に関する第2次調査研究について」の案を作成したが、のちほど本総会にお諮りして決定願いたい。

また当日は、第1常置委員会から、同委員会がかねて検討していた中央教育審議会の「高等教育に関する基本構想に対する見解について」意見を求められていたので、その審議も行なった。これについてもちほど第1常置委員会から説明願って協議願いたい。

また、各大学の改革案については、それらの案が公表されるつど寄贈を受けて現在までに31大学から86種の寄贈を受けているが、当協会としてはこれを各大学に送付して大学間の連絡強化の貴重な資料としているので、寄贈の各大学に対しては厚くお礼を申しあげる。

## (6) 国立大学協会のあり方について

このことについては、前回総会においても種々議論されたが、その際この問題は重要な問題であるので、今回の総会で引続き討論したうえなんらかの方向づけをすることとなり、その間地区理事懇談会が中心になって検討することになったことはご承知のとおりである。そこで10月26日地区理事懇談会を開催して前回の議論を参考に問題点を検討し資料18の「国立大学協会のあり

方について」をまとめた。なおその際資料19の「国立大学協会の役割特に大学の自主性と国立大学協会の意見表明との関係について」、「国立大学協会のあり方について」および資料17の「前回総会議事要録（抄）」をあらかじめ各大学に送付して検討願うようにしたが、のちほど審議願いたい。

#### (7) 第5回国際大学協会総会への出席について

国際大学協会の総会が、カナダのモントリオールで8月30日から1週間開かれた。現在日本の加盟校は50数大学で、国立大学協会もアソシエイトメンバーとして参加を要請されていた。そこで日本からは10数大学が出席したが、国立大学からは東京大学が、公立大学では大阪市立大学が出席したのみであった。議題は「大学の国際協力」および「社会の必要と使命」であった。なおこの協会の理事は15名で、アジアからは従来日本と印度から選出されており、日本からは当初森戸氏が、その後大浜氏が引継がれていたが、今回私が次のモスクワでの総会まで引継ぐことになった。

以上の会務報告のうち、「昭和46年度予算に関する要望書」およびその他の要望書については、それぞれ追認され、他はいずれも了承された。

## II 議事

### 1. 大学改革の問題について

会長から、大学改革の問題については、①研究部会の「大学問題に関する第2次調査研究について」および②第1常置委員会の「中央教育審議会高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）に対する見解（未定稿）」について審議願いたい。その際、関連して各大

学において種々検討中の大学改革に関する諸問題についても意見を伺えれば幸いである旨の発言があった。

#### (1) 「大学問題に関する第2次調査研究について（案）」について

会長から、このことについては、昭和45年2月に公表した中間報告後における各大学の改革案等を検討して、中間報告を補正して完成することと、さきの中間報告では並列的に幅広く書かれていた部分が多かったが、今回は各大学の意見等を更に深く掘り下げて質的にこれを検討し出来得る限り幅を縮め、各大学共通の理解と拠りどころを求めることに努め、改革の方向を求めるよう努力したい。そのためには、案を各大学に送付して各大学の意見を伺い、成案を得て総会に諮り、各大学において改革を進める際の参考とすべき基準として採択し、国立大学協会または大学運営協議会の名で公表（公表主体は今後審議する）したい。審議の日程としては、中央教育審議会から来年5月頃答申が提出される予定なので、それを基準に考えた場合、文部省がその答申を受けて本協会に意見を求めてくると思われる時までには当協会として意見の統一をしておきたいということで考えた。したがって次回総会にこの問題について当協会として意思統一ができれば文部省との協議に間に合うと思う旨の説明があり、これに対して中教審の答申を実施に移す前に本協会と十分協議することを文部省に申し入れられた旨の発言があり、このことは、第1研究部会の「まえがき」にも書き入れるとか明日の学長懇談会の話題にするなど機会をみて公式、非公式に、その趣旨を文部省



に申し入れ実現をはかることとし、以上により「大学問題に関する第2次調査研究について」は異議なく承認された。

## (2) 「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解（未定稿）」について

会長から、この件は第1常置委員会委員長から説明願いたい旨の発言があり、中川第1常置委員会委員長から、この問題は以前からの関係もあるので、了承願えれば第1常置委員会の教員委員である松田委員に説明願いたい旨が述べられ、了承されたので、同委員から「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解（未定稿）」について、次の諸点を中心に詳細な説明があった。

- ① 中央教育審議会の基本構想では、大学の多様化、教育・研究の分離、社会的要請について述べているが、これについては大学制度の画一化、大学の格差増大が懸念されるので、自主的、流動的なものを考えた。
- ② 開かれた大学として社会の声をきく必要はあるが、あくまでも大学における研究と教育の自由は保障されなければならない。
- ③ 研究・教育の流動性、弾力性ということは、研究教育のための基本条件である精神的な「ゆとり」と行動上の「よりどころ」を確保することである。

（昼食休憩 午後1時30分から総会再開）

まず会長から、「中教審高等教育の改革に関する基本構想に対する見解の審議日程」の説明があったのち、この日程は中教審の最終答申に間に合うような計画で、2月中旬を目途に作成した。したがって結論は、場合によっては総会」に諮ることがで

きないので、理事会に一任されたい。また公表の主体を国立大学協会にするか、第1置常委員会とするか、大学運営協議会にするかも理事会に一任されたい旨の発言があり、異議なく了承された。

ついで午前中に明説のあった「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解（未定稿）」について、公表の主体は、国立大学協会とされたい。また、研究・教育の多用化については文字の上では分るが、実際には不明確であるので多用化は社会の要請のみにすべきである。等この未定稿確定までの過程・公表までの扱い方、公表の主体研究・教育の多様化の問題等について意見の開陳があったのち、日程に従って検討することが了承された。

## 2. 各常置委員会委員長報告と協議

- (1) 第1常置委員会は、すでに説明のあった「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解（未定稿）」をもって、報告とした。

### (2) 第6常置委員会（近藤委員長）

第6常置委員会としては、先刻会長の報告されたとおり前回総会で了承を得た「昭和46年度予算に関する要望書」その他の要望書を文部省と大蔵省に提出した。

本日も審議願いたい問題の一つは、国立大学の授業料値上げについて本協会としての見解を公表してはどうかという意見があったので、案文を用意した。なおこの件も8月に問題となったとき、文部事務次官、大蔵事務次官に対して、口頭で値上げには賛成できない旨を要望した。

また、本年の人事院勧告では、58才を超える者の昇給延伸措置の項があったが、本

協会としては、かねて教官の待遇改善の要望の中に中堅教官の待遇改善を要望していたが、今回の勧告とはその趣旨、内容が違っているので、「高年令者の昇給延伸措置について」の要望書案を考えたので、これについても検討願いたい。

以上の説明に対して「国立大学授業料についての見解」について「社会的に失う」ことの意義、私立大学との差等について意見の交換があったのち、いずれも原案どおり承認され、これを公表するとともに、各関係方面に提出、要望することとなった。

### (3) 第2常置委員会（秋月委員長）

第2常置委員会は、資料21の「大学入試制度改革について」検討し作業の上、委員会案を決定した。入試問題については、文部省でも検討を進めており、その進捗状況とも考え合わせ、本日この案の趣旨について了承願えれば、次回の総会をまたずに共通第一次入学試験に関する調査委員会(仮称)設置につき各大学にアンケートし、各大学がこれに賛成の場合は早速発足させて検討に着手することを希望する。

なお、この調査委員会の設置問題の出た背景には、入試制度の重要性にかんがみて第2常置委員会だけでは十分な審議ができないことと、この考え方が認められれば、共通第一次試験の方法・事務組織・責任体制・権限等を早急に考えてゆかなければならないためである。また、共通第一次試験は資格試験としてではなく、選抜の意味をもたせるが、これについては、さきに各大学に統一テストの賛否のアンケートをした結果、大多数が賛成であった。その目的は、高校教育の正常化を重視し、附随的

に共通第一次試験を各大学が採用することによって二次試験に時間的余裕が生ずる等利点が多いと考えた。

このほかに、一期校、二期校の問題についても真剣に考えてゆきたい。

以上の説明に対して共通第一次試験の採用については慎重を期せられたい。国立大学全体が同一歩調をとるよう国大協として努力されたい。また、現在この問題を検討しているのは大学基準協会(国公立を含め)、文部省入試改善委員会、全国高等学校長協会と国大協であるが、これらを十分検討の上実施されたい等共通第一次試験の採用方法、推進方法、公・私立大学の意向、調査委員会の目的・性格等について種々活発な意見の交換があったのち、「大学入試制度改革について」の案が了承され、調査委員会の設置の方法、時期についてはアンケートの結果をまけて理事会に一任された。また公表の方法は、明日の記者会見で本日の話しをふまえて、現状を口頭で説明することとなった。

### (4) 第7常置委員会（鎌田委員長）

第7常置委員会は、教員養成制度についての中間報告の草案を各大学に送付して意見を伺った結果、68大学から分校等からの分も含めて88件の回答をいただき、その意見に基づいて中間報告案の修正を行ないこれをまとめた。従来は、教員の養成は教員養成学部偏していたが、これは大学全体で教員を養成するという姿勢に改め、内容もこの趣旨で修正したが、今後さらに各大学の意見を伺って補正すべき点があれば修正してゆきたい。

以上の説明に対して会長から第7常置委

員会の委員構成について教員養成大学関係の方々に片よっていることはどうか、専門委員を一般大学から加えるという意見もあったので、一般大学から4名の専門委員(東京、京都広島、九州)をお願いするなど若干の手なおしをして検討願って、この中間報告案をまとめたものであり、本日のところはこの中間報告案の承認を得られるならば明日の新聞記者会見にも発表したい。なお委員構成の問題については、今後考えることとしたい旨諮られ承認された。

なお、会長よりこの中間報告は、さらに検討して最終的には本報告書としたい旨が附言された。

#### (5) 第3常置委員会 (井上委員長)

- ① 学寮問題については、大学紛争を契機として、基礎資料の収集を行なうことになったそこでまず、各大学にアンケートを依頼し73大学から回答をいただいた。その詳細は現在分析中であるが、学寮の意義については教育的意義と福祉厚生の意義の両者であったが、前者が過半数を占めていた。また必要存置については今後存続充実すべしとする意見が圧倒的に多かった。さらにこの問題について第4常置委員会と合同の会議を開き協議した結果、第3常置委員会の中に学寮に関する小委員会を設け、第4常置委員会の委員、専門委員も参加して学寮の必要性と意義その他について根本的に討議することになった。
- ② 文化系サークル部室については、すでに基準を作成して関係方面に提出したが、続いて体育系サークル部室の基準について検討することとし現在体育系サークル部室に関する専門委員会を設けて現状と問題点の

実態調査を始めた。

- ③ 大学卒業予定者の就職推薦時期については、例年、国公立大学を含めた8団体で申し合わせを行なっていたが、社会状況の変化に伴い来年度については、問題もあり再検討をせまられている。そこで現在、他の諸団体と協議はしているが、技術系は6月1日説が強いようであり、また事務系技術系共7月1日説があり、事態は流動的で結論をただちに出すことはむづかしい現状である。したがってこの取扱いについては前例により会長と委員長に一任願いたい。
- ④ 大学会館の問題については、現在、会館は完成しても運営されていない大学もあるので、今後規程案等運営の方法を検討してゆきたい。

以上の報告ののち、大学卒業予定者の就職推薦時期の問題については、会長および委員長に一任された。

#### (6) 第4常置委員会 (柳川委員長)

- ① 学生の災害補償の問題については、保険会社と話し合っただけで検討中であるが、現在この問題は横浜国大ほか6工学部間で検討しており、また文部省大学学術局および日本学術会議でも検討している。一方この問題は、社会問題にもなってきているので、文部省とも相談して早急に結論を出すような方向で検討したい。
- ② 国立大学の教職員の厚生等の問題として各地区に職員厚生施設を設けることが、検討されているが、学生の研修厚生施設としてもこの種の施設を考えているので、双方の目的を達するよう方法で考えるかどうかななどの問題もある。なお、職員の厚生施設については、教職員の厚生等に関する特別

委員会とも相談して検討を進めたいが、施設のあり方としては、地区共同の方法と、大学個有の施設とする方法と併存させることが考えられる。大学個有の施設としては学生会館、食堂等の基準坪数に学生数のほか、教職員の数もその基礎にして予算要求することも考えている。いずれにしても、それら施設の規模、管理方法等をどのようにするか問題が多いので、今後の検討課題としてゆきたい。

以上の説明に対して、大学会館等の基準面積の問題について意見の交換があった。

#### (7) 第5常置委員会（後藤委員長）

第5常置委員会は、「大学間における教官の交流を容易にするための非常勤講師手当および旅費の増額について」および「国費留学生の給与引上げの要望について」の要望書を文部省および大蔵省に提出した。その後の予算措置については、現在折衝中であるが、文部省としては非常勤講師手当は大学によって過不足があり、一般的には不要額が多くその増加はむつかしいが、公務員給与の引上げに見合う程度の増額は要求しているようである。また、旅費、日当宿泊については、現在の30%を60%に引上げ要求している。

国費留学生の給与については、ユネスコ大学院コースの留学生等他の留学生に比べて格差が著しいので、この差を解消するよう予算要求している。一方、国際協力の関係で政府でも別個に国費留学生給与の増額を要求しているので、実現の可能性は大きい。なお、今後は大学間協力の問題について、国際的交流の問題など内外大学間の交流の問題をも検討してゆきたい。

最後に会長から、明日の総会、学長懇談会および記者会見の日程について説明があり、了承された。

## (4) 第47回総会議事要録(第二日)

日時 昭和45年11月26日(木) 午前10時

場所 学士会館 210号室

出席者 各国立大学長

### 1. 各特別委員会委員長報告について

#### (1) 医学教育に関する特別委員会(清水委員長)

本委員会は、11月24日に第12回委員会を開催し、主として次のような討議を行なった。

○ 全国の医学関係機関に対し、医学教育改革の現況についての資料送付を依頼した結果、具体的な資料の提出は8件で、その他の回答は検討中が殆んどであった。また、全般的な改革を行なったのは慶応大と東邦大であるが、その成果は未定である。国立大学で、全般的な改革を行なった大学は未だないようである。

○ 医学教育の課程は、進学課程2年、専門課程4年という枠があるが、これを撤廃してはという意見があるので、良否の別はとも角、いかなる過程においてこの枠が決ったかを振返ってみる必要がある。

○ 医学教育の改革は、国立大学の場合においては大学院、臨床医、研修医、関連病院併任等大きな問題が種々あるのでなかなか結論を出すのは難しいと思うが、目下関係資料を集取中である。

○ 専門委員を新たに追加することとし、大阪大学の中川米造助教授に依頼した。

## (2) 教養課程に関する特別委員会(今西委員長)

本委員会は教養課程のあり方について検討を重ねてきたが、この問題は大学改革と関連して各大学でも採り上げられているので、共通している問題点のみを採り上げることにしたが、教養課程が各大学の特殊性に結びついてそれぞれ異なったあり方をしているので一般論、抽象論では実質的效果は少ないように思われる。このような現状に鑑み、各大学における教養課程のあり方について、アンケートで照会することとして、現在、専門委員が問題点を検討している。また、外国語教育、保健体育については、専門委員が問題点を検討中で、まとめ次第小委員会で検討することとしている。

次いで、日本体育学会から配付依頼の『中教審「高等教育の改革に関する基本構想(中間報告)」に対する本学会の「意見」に関する説明資料』について同学会九州地区副会長である後藤大分大学長から大略以下のような説明がなされた。

中教審の中間報告では、保健体育科目の単位取得方法について、正課必修制からはずして自由科目として、弾力的な運用に改められることが提案されているが保健体育科目は正課必修課目とすることが学生の人間形成上、多大な成果を収めてきたと考える、今後も従来の制度が保持されるよう国大協として深い関心をもってこの問題を取り上げて欲しい。

会長よりこの問題は、教養課程に関する特別委員会で検討することにした。また静岡大学から教養部白書が出されているが、他の大学でも資料が出来た時は国大協に提出されたい。

## (3) 教職員の厚生等に関する特別委員会(相磯

## 委員長)

本委員会が設置された趣旨は、学生の厚生等については基準はあるが、教職員については殆んど顧りみられなかった現状から教職員の厚生等を検討し、その対策を講じるためであるが、委員会の審議状況は、目下のところ今後どのように検討を進めて行くか問題点を出しあって整理をしている段階である。問題点としては次の事項を考えている。これから問題をしばって有効に審議を進めたい。各大学でも参考資料を寄せてほしい。

- ① 福利厚生担当課の設置
- ② 公務員宿舎
- ③ 共済組合
- ④ 食堂、集会所、売店等
- ⑤ 保健(衛生・医療)
- ⑥ 保育施設
- ⑦ その他

以上の報告に対し、①公務員宿舎への入居者の選考範囲に外国人教師も考慮されたい、公務員宿舎の入居基準は、幅広いのもよいが重点的にしぼるほうが効果的であろう。助手講師などを優先してほしい。②保育所施設の整備充実とくに、③事務職員の待遇改善、④臨時職員の処遇等について意見の交換と希望があった。

なお、会長よりこの委員会は、ご意見の方向で問題を解決するのが目的であるので、何分の協力をお願いしたい旨を附言された。

## (4) 図書館特別委員会(田中委員)

前回の総会において、「大学の研究・教育にたいする図書館の在り方とその改革について」(第1次報告)の審議を願い、公表することで了承されたので一部字句を整理した上これを公表した。また、その後大学図書館実

態調査（大学図書館の経費および図書館学の振興）に関するアンケート案の検討を行ないほぼ成案が得られたので近々各大学にアンケートをお願いすることになると思うので了承願いたい。このアンケートは図書館の経費等の実態を調査して、図書館の基準をどうきめればいいかを検討し、その結果によっては概算要求の方法を変更することにもなるので、何分のご協力を願いたい。

#### (5) その他の特別委員会

前総会以後開催しなかったため報告なし。

### 2. 国立大学協会のあり方について

会長から、配付資料18の「国立大学協会のあり方について」の案について説明され、さらに本資料は地区理事懇談会で種々検討を重ね、問題点を整理、集約して一応の結論を得たものである。このまとめを根拠として討議してほしいと述べられた。ついで、林宮城教育大学長から、前々回の総会に途中退席したことについて諒承を乞われた上、前総会に意見書を出しながら病气（手術）のため欠席し失礼をした旨また意見書に対して種々検討をわずらわしたことについての謝辞が述べられたのち、次のような意見が開陳された。

○ 議事録をみて感じた点は、そこでの議論の筋を追って行くと、現在の体質を変えるためにはどうしたらよいかという提案に対して、現在の体質が変わってしまうことは困るという前提のもとに議論されたという印象である。例えば一般教官の参加の問題については各大学から2名の代表者がでるのは建前としてもおかしくまた、Voteの問題、選び方等から考えて好ましくないという意見があるが、大学の評議会では学部から学部長の他2人の教授が学部を代表して出席している。国大協の

場合にもこのような考え方をとれないのか、また一般教官が学長より多数が教員委員、専門委員等として参加しているといわれるが、その参加形態は学長の活動の補助者としてであり、運営方面にも委員として参加した方がよいのではないか。国大協は対外的には活発に活動しているが、その活動における一般教官の参与は僅かで、各大学の多くの教官は、国大協は自分達のものだとの意識がすくないのではないか、その意味からしても一般教官に国大協に対する認識を深くしてもらうために一般教官よりなる会議を別個に設けた方がよいと考え、2部制を提案したものである。

また、総会の公開について、別紙（案）では「大学においても、教授会、評議会等の会議は公開しない建前が一般的にとられている。その大学の連合体である国大協の総会を公開する理由はとぼしい」として公開の反対理由が述べられているが、教授会、評議会等の会議が教授会、評議会構成以外の人に非公開であるのに対し、総会は会員たる大学の一般教官にさえ非公開である。この点を考えてほしい。一方、各大学を代表して学長が出席しているのであるから一般教官に公開する必要はないとの反対理由もあろうが、学長が正式な大学の代表者として出席し意見を発表するためには、形式的にも手続きが必要であろうし、仮に、学長が大学の代表者として出席したにしろ、学長の発言は総て大学の意見とされると、大学の自治という観点からいって重大な問題であろう。実質的に考えてみても、学長が大学全体の意見を取りまとめることは、多くの場合、極めて困難であろう。事実は個人の考えを述べているのが実状のようである。また、現在学長は、何れかの常置委員会

の委員になっているが常置委員会の任務は、調査・研究であり、性格上、学長が多忙の中で任務を遂行するよりも、一般教官が委員となってやったほうがより適切と考える。そうすることによって教官の関心を増すことができるし、学長の負担を軽減することもできるであろう。そして、総会は、常置委員会の委員となった一般教官も出席できるような組織にしてほしい。そんな意味から言っても二部会制を設けたらよいと思う。結局今までの種々の記録を読んでも自分としては未だ公開の問題に関しては今までの考えを変える程度になっておらず、問題はなお残している感じである。

以上の発言に対し、次のような意見の交換があった。

- 国大協の機能発揮の点からも総会を公開すべきである。また、現段階においては、国大協が大学の横の連合として、唯一の組織である。しかし、総会は、年に2度しか開催されず、これでは議論が十分になされないのではないか、そこで各大学の横の協議を密にするため、地区の学長会議を頻繁に開くなど国大協の強化・向上に努力してほしい。なお、林学長の提案には、賛成であり、国大協として前向きに体質改善を検討していただきたい。
- 学長が常置委員会や特別委員会の委員として、参加することは、学長がその方面の専門家とは限っていないので必ずしも適当とは思われない。委員会と学長がなじまないとの意見であるが、実際の委員の構成をみる限り実質的には専門家に近いような学長が委員長をつとめており、また委員についても各学長の希望した委員会に所属しており、一般教官は教員委員として参与している。学長が委員会

となじまないとは思わない。むしろなじんでいる。

次に、公開の問題であるが、国大協に一般教官が親密感を持つように学長以外の教員をもっと加えることが必要であるといわれているが、現段階では常識的に考えてみて公開する必要はないと思う。

- 国大協では、意思決定をする場合はかなりゆるやかな方向であるべきで、投票によって一気に意思決定をするようなことはしていない。
- 国大協は、各国立大学の意見、要望などをまとめた形で各省庁に対し申し入れをするなど重要な役割を果たしている。これが一番大切な役割である。この点から見てわれわれ責任者としての責任ある言論が必要である。すなわち責任者としての学長参加でいい。林学長の意見には反対、また、公開については、必ずしも傍聴をさせなくとも、議事録の公表とその利用によっても公開の役割はかなり果たしていると思う。公開の問題は、必ずしも傍聴者をおくことだけでなく、他の方法でかなりその目的にすることもできると思う。例えば学内で説明をしたり、意思を聞いたりすることも考えられる。仮に、第3者に傍聴させるとしても、規制力のない場所での公開は慎重に考えるべきであり、現段階では、第3者に傍聴させる必要はないと思う。（同意者多数）。
- 全面的に発想が違っている。常置委員会はずなぜ学長でなければならないかという理由もわからない。教員に対する公開が、それ程大きな心配になるものとは考えられない。
- 各大学の管理運営については、各大学で自主性をもって行なうべきであり協会としての

意見も事柄によっては自分の大学としての立場で考えて実施してもよいと思う。必ずしも国大協の意思どおりでなくともよいと思う。

なお、学長の発言は必ずしも大学の代表者として発言しているのではない。学長の発言の背後には、大学の意思が反映されるべきであるが、場合によっては、学長個人としての見解を述べても問題はないと考える。結論としては、代表者の学長だけでよく、総会は公開しないことに賛成。

- 管理者としての発言なり立場だけで運営されては困るので、管理者以外の意見もとり入れることは必要である。学長は管理者だが、大学においては管理者以外の者も重要な構成要素である。大学の学長はヒエラルキーの頂点としての立場でなく、研究教育の場の責任者としての学長として国大協に出席すべきだ。
- 国大協の会員は大学であって一般教官ではない。そしてその大学の代表者が国大協の総会に出席することに規定されている。これでいいと思う。
- 総会での議論の結果、結論が出たということは、まれであり、多くのことは、常置委員会で議論され、そこで大体の結論が出て総会には、これを報告されるだけということが多く、学長以外の教官に、公開してもそれ程意味はない。大学代表者の会議は必要かつ重要であり管理者としても必要である。この点からも公開すべきではない。なお、従来、国大協は、各大学の斡旋役として大きな意義がある。しかし、各大学個々の問題は各大学自体で検討すればいい。大学全体の意見は、学長が責任をもって取纏めに努力すべきである。このような責任をもつ学長が国大協に出席す

べきである。また公開についても大局的に考えて、原案に賛成である。

- 学長が大学の意見をまとめて、国大協に反映させることは困難であろう。国大協のあり方について、全学的な、討議、意見聴取をされた大学がどれ程あろうか。地区理事懇談会別紙（案）については、努力は察するが、いかにも、国大協は学長の集まりという色彩が強いので、これを、国立大学全体の協会としての性格を強く持ち出すように考えるべきである。また、このような重大な問題を、総会、地区理事懇談会等のみで結論を出すことはどうか、一般教官の意見も聴取すべきである。

大略上記のような意見の交換があって、最後に会長より、本日は、前総会に続き国大協のあり方についての基本的な問題が討議されたことは、それ自体大きな意義があったと思う。学長としては、学内の意見を総合し、これを反映させようとする点には問題はないようである。国大協の意思決定の方法には段階があり、事柄によっては、大学の意見をまとめることもありうる。また、学長の発言はたとえ個人としてであっても、それで学内をまとめられるお考えと思う。教官の参加については、学長との裏腹の問題で、参加については反対はない。むしろ積極的に更に活動を活発に進めるためには、専門委員の参加が必要であり、この場合地区的に考える必要もある。公開については、強い意見もあったが、公開すべきでないとする意見が多数であり、結局今日の段階では、結論として非公開とすることに承認されたい。この問題は、今後また検討することもあろうが、今回は、総会2回にわたり検討を重ねて来たので、本問題はこれで打ち切りたいと思うが了承願いたい旨を述べられ提案通り了承され、さらに別紙（資料18）の



国立大学協会のあり方について(案)はおおむねこれでよいこととされた。なお、会長より会報には、審議の様様とともにこれを載せて記録として残し、今後も意見があれば出してほしい旨および総会開催回数その他については理事会で検討する旨を述べられ、以上で総会を閉じた。

## (5) 第14回事務連絡会議議事要録

日時 昭和46年11月27日(金)午前10時～午後4時30分

場所 学士会館210号室

出席者 各国立大学事務局長

午後 事務連絡として文部省より、村山大学  
学術局長、菅野施設部長、高橋人事課  
長、須田会計課長、望月大学学術局庶  
務課長、斉藤学生課長、外関係官出席

初めに、加藤会長より、今回の総会(25日、26日)において討議された主なる事項についてその概要の説明があり、併せて協会としての調査や研究事項が逐年増して来ているので、今後とも協力をお願いしたい旨の挨拶があった。ついで、会議に先だち、藤吉東京大学事務局長から昨日開会された全国国立大学事務局長会議において、高年齢者の昇給延伸措置の問題について局長会議の名で要望してはとの話もあったが、協会でもこの問題について要望されることとなり、組織を通じてお願いすることになった。これに関連して教官以外の一般職員の給与に関する問題が議題にあげられ、給与引上げの問題は、教官だけにウェートを置かず一般職員に対しても格段の努力をしてほしいと国大協に対して要望があった旨述べられた。

これに対して、会長より、この問題を関係当

局へ要望の際には、十分その積りで説明を加えたい旨述べられ、なお、定員削減の問題については、去る8月に大学の教官のみでなく一般職員も含めて全部を枠外にするよう要望し意見も述べた旨報告があり、全部を枠外にすることは困難と聞くが、今後とも支援を願いたい旨特に付言された。

ついで、鶴田国立大学協会事務局長から開会の挨拶があり、同局長司会の下に開会された。

まず、二宮主事から配布資料の説明があったのち、鶴田局長より、新たに幹事に推薦された東北大学の真明局長と東京芸術大学の針貝局長の紹介があり、続いて、11月25、26の両日開催された第47回総会の会務報告および協議事項について、つぎのとおり報告があった。

### I 会務報告

#### 1. 前総会以後における学長の交替について

会議資料4に記載してあるとおり交替学長の紹介があった。なお、その際、去る8月1日急逝された細谷前山形大学長に対し、一同哀悼の意を表した。

#### 2. 監事、委員長の交替について

学長の交替によって、監事は広根山形大学長に交替され、また、新設された「教職員の厚生等に関する特別委員会」の委員長に相磯千葉大学長が互選された。

#### 3. 前総会以降の主なる事項の報告と追認について

##### (1) 要望書の提出について

- a) 「大学間における教官の交流を容易にするための非常勤講師手当および旅費の増額」ならびに「国費留学生の給与引上げ」の要望については、資料5および6の要望書を作成して、去る7月15日会長、後藤第5常置委員会委員長、越村第5常置委員会

委員が同道して、天城文部事務次官、鳩山大蔵省主計局長に面談要望した。なお、留学生の給与の要望書については、特に自民党対外経済協力特別委員会小金委員長に、後藤第5常置委員長が持参要望した。

b) 「昭和46年度予算に関する要望書」、「大学保健管理施設の増加・充実」、「奨学制度の改善」に関する要望書(資料7, 8, 9)については、去る10月1日会長、柳川第4常置委員長、清水医学教育に関する特別委員会委員長、近藤第6常置委員長、加藤第6常置委員が同道し、澄田大蔵事務次官に、また特に「奨学制度の改善」については、日本育英会緒方理事長に、さらに、翌10月2日には本川副会長も参加されて天城文部事務次官に、それぞれ面接要望した。なお、文部、大蔵両次官に面談の際は、授業料値上げ問題に関し、教育の機会均等その他諸般の事由により現状においては反対である旨を口頭をもって申し入れた。

以上の要望書は、何れも前総会で提出時期と案文をそれぞれ会長ならびに委員長に一任されていたものであり、何れも追認された。

- c) 「国立大学教職員の定員削減問題に関する要望書」(資料10)は、予算編成期のため時期的な余裕もなかったため、両副会長と第6常置委員会委員長が協議し、去る8月24日会長、和達副会長、近藤第6常置委員会委員長が同道して天城文部事務次官、大蔵省行政官房事務次官、鳩山大蔵省主計局長、小池内閣官房副長官その他に面談し、説明要望した旨を報告し、追認された。
- d) 「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」(第1次報告)

(資料11)は、8月17日文部大臣に提出した旨報告、追認された。

- e) 財団法人語学教育振興会から、語学集中訓練について各大学において自主的に実施せられるよう趣旨周知方依頼があったので(資料12)、これを各大学長に連絡するとともに予算編成の時期的関係もあり、会長・両副会長協議の上、8月11日この事業に対する予算上の措置等について文部省に対し配慮方を要望した旨を報告し、了承された。

## (2) その他の報告

- a) 中教審第25特別委員会の出席について

7月16日開催の中教審第25特別委員会に出席するよう先方からの申出があったので、会長と波多野お茶の水女子大学長が出席して個人的な立場で見解を述べた旨報告があった。

- b) 日本学術会議主催のシンポジウム出席について

10月1日日本学術会議主催の「大学院改革問題」とくに研究院構想に関するシンポジウムに当協会より、大学運営協議会第2研究部会の委員が出席して意見を述べた。

- c) 第5回国際大学協会総会の出席について

加藤会長より、8月30日から1週間にわたってカナダのモントリオールで開催された第5回国際大学協会に出席した旨報告があり、その概要説明があった。

なお、加藤会長は、本年から理事に推せんされた旨併せて報告があった。

## (3) 諸会合報告

前総会以降における理事会、各常置委員会、各特別委員会その他の諸会合は、資料14の事業報告書に記載してあるとおり、開

催した旨を総会において報告説明した。(総会議事要録参照)

## II 協議事項報告

### 1. 大学改革の問題について

この問題については、前総会において引続き研究部会で検討することになっていたの  
で、その後、10月3日に研究部会連絡会議  
を、11月4日に研究部会全体会議および第  
1、第2、第3各研究部会を開いて検討した  
結果、一応資料13「大学問題に関する第2次  
調査研究について」ができたと朗読の上説明  
報告があった。ついで、この要綱によって研  
究部会において次の総会までには何等かのま  
とめをつけて貰うことになった。

### 2. 高等教育の改革に関する基本構想に対する 見解(未定稿)の訂正箇所の説明と各大学の 所要部数について

第1常置委員会でまとめた上記見解の修正  
箇所(別紙資料15)を説明し、各大学の所要  
部数を至急(印刷の都合上なるべく本日中に)  
国大協事務局まで申し出てもらうようお願い  
した(価格は1部100円程度の見込)。

以上で、午前の会議を終わり、この事務連  
絡会議を一時中断し、午後1時より文部省関  
係の事務連絡を開くこととしその後引続いて  
本事務連絡会議を再開することとした。

昼食後午後1時文部省との事務連絡会議を  
開催

#### ○ 事務連絡(文部省関係)

初めに、村山大学学術局長より、大学紛争  
の解決にあたっては、大学側の尽力により、  
一応落ちついたと感謝の意を表され、なお、  
今後も引続いて善処してほしい、また、「高  
等教育の改革に関する基本構想」の問題につ  
いては、中教審の答申を待つて十分検討する

積りであるが、それを待つてもおられぬ問題  
もあり、法の改正までいかなくともいけるも  
のについては考えたいと挨拶があり、続  
いて次の事項について意見を述べられた。

#### ① 大学入試制度の改善について

従来の入試方法には、いろいろと問題が  
あり、これを根本的に改善しようとして目  
下統一テストとか共通第1次入学試験とい  
うような問題に取り組んで検討しておくこ  
とは誠に結構なことであり、国大協の案も  
世論に合うような方向のように見受けられ  
るが、現実に実行に移す場合には、今後い  
ろいろと問題があって容易に実施はできな  
いと思われるので、先ず手がかりとしては、  
法改正によらないで比較的容易に出来るも  
のから順次に実施に移していったらよいの  
ではないかと思う。

#### ② 大学の改革の問題について

この問題も各大学で真剣に検討を重ねて  
いると思うがやはり、先ず法改正によらな  
いで行なえるものから順次改善していった  
らどうかと思う。

#### ③ 筑波における新構想大学および放送大学 について

この問題は、未だ正式に決定したもので  
なく、目下のところその構想を検討中の段  
階である。実施段階になれば既設の各大学  
の協力を願わなければできないので、その  
際は然るべく協力を願いたい。

#### ④ 医学教育に関する問題について

この問題は、中教審での今回の基本構想  
案にはあまり触れていないので、このこと  
も同時にとりあげて意見を出すべきだとす  
る意見も一部にあるが、特殊な点もあるの  
で文部省としても検討はしているが国大協

側でも十分検討願いたい。

⑤ 管理運営の問題について

この問題は、各大学とも委員会等を設けて検討中とは思いますが、法改正によらなければできないものもかなり多くあると思われるので、この点も十分留意の上検討して方針をたてて貰いたい。

⑥ 授業料値上げ問題について

文部省としては、種々の点から考えて現時点での値上げは反対であるとの見解をもっている。

⑦ 定員削減の問題について

定員削減については、国立大学だけを切り離して別枠とすることは現状では極めて困難で、削減の程度に幅をもたせることはある程度考えられるが、削減をゼロにすることは無理である。一面大学側でも対応策として事務の簡素化を検討してほしい。

○ 人事課長よりの事務連絡

全国国立教職員組合が人事院に登録されたので、国立大学にも、内部交渉の申込みもあるかと思う（報告）

○ 会計課長よりの事務連絡

定員削減問題について、村山局長の説明に補足的説明があり、そのほか ①昭和46年度予算編成の問題に関連し、内示の見通し等について ②公務員宿舍(増設、坪数の増加等)について ③受託研究諸規定の整備などの件について説明報告があった。

○ その他の連絡事項および質疑応答

a) 高年齢者の昇給延伸措置について

事務局長側より、この度の昇給延伸措置に際して各大学の事務局長をこの枠から除いて貰うことを期待していたが、考慮されていないのが遺憾である。事務局長の任用制

度の根本的改正の必要がある。さもなければ何か優遇策を考慮してほしいとの発言があり、これに対して人事課長より、人事院では目下のところ教官は56歳以上、一般職は58歳以上、医師は60歳以上の者についてこの措置を適用する考えであるようだ。今後検討しなくてはならぬが、もう少し時間が必要である。内容はよくわかるので善処したいとの説明があった。

b) 教職員の厚生福利施設について

東京大学事務局長より、昨日の国立大学事務局長会議で、学生については厚生福利施設の基準によっているが、教職員については基準に入っていない。この点を改めてほしいとの意見が出され、近くこれについての要望書を出す積りであると発言があった。

これに対し、施設部長より次のような説明があった。目下のところ、そのような施設を設けることは考えている。学生に対する現在の基準も古いので、狭ますぎる感がある。中教審の答申を待って、改定について、教職員の件も含めて本格的に取り組んで検討したい。若し大学側にこのことについての意見があれば計画課の方へ申出で願いたい。

続いて、大学側より、基準改訂と併せて考えたいとのことだが、大学には何故教職員の食堂がないのか、疑問がある。基準改訂とは別箇に大学の現状から見て、早急に実現してほしいとの要望が出され、これに対して出来るだけ早くその方向で検討したいとの答えがあった。

c) 昭和46年度予算の内容について

新年度の予算の内示は年内にはむずかし

い予想である旨報告があった。

- d) 図書館予算の引上げ（格差是正）を切に望みたい。（大学側）単価を上げているが、思うにまかせない、事情はわかるので努力したい（文部省）
- e) 保健管理センターの所長を教授にすることについて

教授をおくことより以前の問題として、専任の助教授にしても医学部へ引き戻す場合に困難となる場合がある。併任制度をお願いしたい。との要望に対して、文部省人事課長より、保健管理センターの所長を併任教授にすることは、大学によって事情も異なるので、この問題は個々の大学から人事課長と相談してほしいとのことであった。

- f) 文部省内に国立大学共用の控室を設置することについて

文部省においては、12月24日から5階の科学技術庁が他へ移転することになったので、その一部を国立大学側の共用控室として利用できるように考えているとの話があったが、大学側としてはできれば1、2、3階の附近にしてほしいとの希望が出された。

以上で、文部省との連絡会議を終わり、同省関係官退席し、その後午前引続いて国大協の事務連絡会議を再開。

（協議事項報告の続き）

- 3. 国立大学協会の在り方について

この問題については、前総会でいろいろ議論されたが、重要な問題であるので、その際今回の総会までに引続き検討した上で何等かの結論を出すことになっていたもので、その後地区理事懇談会を10月26日に開いて問題点を検討し、その際の意見をとりまとめ別紙資

料国立大学協会のあり方を立案した。なお、その後これと「前総会の際の関係議事録抄」（資料17）を「国立大学協会の役割特に大学の自主性と国立大学協会の意見との関係について」（資料19）を予め各大学へ送付し、検討していただくことになっていた。

総会では主として総会の公開非公開の問題を中心として種々意見の交換があつて検討の結果、大体は地区理事懇談会で検討した資料18の「国立大学協会の在り方について」（案）の考え方によって運営して行くべきだとの意見が多く、今後はできるだけ学長以外の教官の意見をとり入れるよう工夫を考え、（例えば専門委員、教員委員、臨時委員を増加するかまたは各大学内での意見を聞く等の方法をとって）全体としては従前どおり非公開の方針で運営することに一応の結論を得た。（詳細については総会議事を参照）

- 4. 「国立大学の授業料引上げについての見解」について

この問題については、国大協の考え方を表明しておく必要があると考え、別紙資料23のとおりの見解案をまとめて総会に諮り、了承されたので、これを公表するとともに関係当局へ本日提出した。

- 5. 教員養成制度について（中間報告）

この問題は目下、第7常置委員会で検討をしているが、別紙資料22のとおり一応の意見がまとまったので、これを昨26日の総会に諮り了承を得たので、本日（27日）文部省へ提出した旨報告があった。

- 6. 大学入試制度の改革について

この問題については、予てから第2常置委員会で検討を重ねてきているが、現在までの検討の結果では、別紙21に記してあるとお

り、国立大学共通第1次入学試験を行なう方向で検討を進めてきた。ついではこの考え方で、共通第1次試験の可否・方法等を検討するための調査委員会（仮称）を設けることの賛否を各大学にアンケートすることについて、総会に提案し、了承を得たので、近く各大学宛にアンケートを出すことになった。アンケートの結果を見て、さらに検討をすすめる予定である旨の報告があった。

#### 7. その他の各常置委員会特別委員会報告

○ 第3常置委員会では、目下次の問題について検討中である。

学寮問題、体育系サークル部室について検討している。また、大学卒業予定者の就職推薦の時期の問題については、現在のところ私学側は6月1日1本に統一する意向が強いが、従来どうり6月1日（事務系）と7月1日（技術系）とする意見もあり現在のところ確定せず、国大協としての意見は会長および第3常置委員長に一任された。

○ 第4常置委員会では、目下次の問題について検討中である。

保健管理施設の充実、奨学制度の改善の要望、研究教育の場における災害事故対策、共同研修施設、学寮問題。

○ 医学教育に関する特別委員会では、目下医学教育改革の現況を調査中である。

○ 図書館特別委員会では、目下「大学図書館予算および図書館学の振興に関するアンケート」案を検討中である。

○ 教育課程に関する特別委員会では、目下次の問題について検討中である。

教育課程の将来像およびその移行的な整備として当面考えるべき諸問題。

○ 教職員の厚生等に関する特別委員会では、目下問題点の検討と資料収集中である。

以上で、本日の事務連絡会議を閉じた。

## (6) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和45年10月9日（金）午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 中川委員長

堀内、黒沢、松田、福井、宮島、藤岡  
山田、戸田、谷口、広田各委員

中川、小塚各臨時委員

桑原、中川、柿内、橋本、福与各専門  
委員

中川委員長主宰の下に開会

初めに、委員長より、本日は昨8日の小委員会で検討の結果、一部に修正を加えた「中教審の高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）」の問題点のとりまとめと「大学院制度の改善について」の第一次中間報告に対する各大学の意見についてのとりまとめについて各委員から意見を伺い、できれば中教審の報告が文部大臣宛に答申される前に、国大協側からの意見を発表したいので、別紙の原案について意見を伺いたいと開会の挨拶があった。

ついで、議事に先だち鶴田事務局長より、下記の件について別紙原案を朗読の上、説明があった。ただし、文中の一部の日付は審議日程の決定によって一部変更することとした）

(1) 中教審「高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）」に対する見解について（意見照会）

（第1常置委員長より各大学および大学運営

協議会委員長宛照会案)

(2) 中教審「高等教育の改革に関する基本構想  
(中間報告)」に対する見解について

(大学運営協議会委員長より、各研究部会長  
および委員宛照会案)

(3) 中教審「高等教育の改革に関する基本構想」  
に対する見解の審議日程(案)

(4) 高等教育の改革に関する基本構想に対する  
見解(案)(公表の際の前文案)

○ 次回常置委員会 11月24日(火)午前10時  
議 事

中教審の高等教育の改革に関する基本構想  
(中間報告)の問題点のとりまとめについて

小塚臨時委員より、昨日(8日)の小委員会において同委員が作成された別紙「高等教育の改革に関する基本構想について」を検討し、種々意見の交換を行なった結果、この原案は、字句その他一部に修正を加えることとなった旨述べられ、その修正箇所と問題点を指摘され、内容については各項目ごとに朗読の上、詳細な説明があった。続いて、各委員の間で質疑や意見があつて一応別紙のとおり一部に修正があつて了承されたが、この案はさらに小塚臨時委員の下で、本日話し合つて意見をとり入れ、一部字句の修正や文案の整理を行ない、数日中に(案)をまとめることとした。

「大学院制度の改善について」のアンケート  
に対する各大学の意見のとりまとめについて

中川専門委員より、昨日(8日)の小委員会において同委員がとりまとめられた(「第1次中間報告」に対する各大学の意見について)を討議検討した結果、別紙のとおり一部字句の修正があつた旨報告があり、各項目にわたつてその内容の説明があつた。

続いて、このまとめに対して質疑応答や意見があつたが、討議の結果、この案はさらに中川専門委員の下で、本日の話し合った意見を考慮に入れ、文案を整理して頂くこととした。

以上で両委員の説明と各委員の間の討議を終り、最後に、第1常置委員会としては「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解(案)」として一つにまとめる必要があり、これを両委員にお願いし、お打ち合わせの上、数日中にとりまとめその原稿を国立大学協会事務局まで届け第1常置委員会委員長より大学運営協議会委員長(各研究部会)の意見をきくこととして、本日の会議を閉じた。

## (7) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和45年11月24日(火)午前10時

場 所 如水会館談話室

出席者 中川委員長

堀内、松田、福井、宮島、小野、山田、  
谷口、倉田、広田各委員

中川(秀)、小塚各臨時委員

桑原、柿内、成川、福与各専門委員

中川委員長主宰の下に開会。

初めに、事務局から前回(10月9日)の議事録の朗読があり、承認された。

○ 高等教育の改革に関する基本構想に対する  
見解について

委員長から、「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解(未定稿)」をお配りしたが、旧案に比し「はしがき」が新たに加わつたほか、加筆訂正した部分があるので小塚臨時委員に説明願いたい旨発言があり同委員から次のような説明があつた。旧案は大学運

菅協議会、同研究部会で検討され、その主な修正点は、22ページ「6第5種の高等教育機関（「研究院」）のあり方」の項について第1常置委員会のA案、B案が示されているがこの順序が逆になったこと、34～37ページ「9国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向」の項については、細かい点にまでふれていたがこれを削除したこと、38ページの「11高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整」「12学生の生活環境の改善充実」さらに41ページ「13大学入学者選抜制度の改善の方向」の各項は、旧案ではほとんどふれていなかったが新しく書き加えた。

ついで各項について松田委員が要旨を説明し、質疑応答の結果、加筆訂正が行なわれた。その項目の要旨および議論された点ないし修正部分(b)は次のとおりである。

#### I 「はしがき」について

- (a) 高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）（以下「基本構想」という。）

全体の性格を述べたものであるが、問題点として以下の3点を指摘した。

- (1) 基本構想は、従来からの中教審の立場ないし考え方から提案がなされ、国公立大学の意見あるいは研究・教育に従事する教官の意見が十分反映されていないように思われる。
- (2) 大学の現状における消極面を指摘し、これを批判するに急であって、大学に対する本質的な、また歴史的な洞察において十分でないように思われる。積極面をも正しく評価することによって消極面に対処すべき適正な対策も可能となるのであるが、基本構想では「対症療法的」な発想にもとづく提案が少なくない。

(3) 基本構想に示されている諸提案のうちには、具体的な制度の肉づけや、財政的基礎の裏付けのない抽象的な提案に止まっているものが少なからず見出される。

- (b) 2ページ上から4～5行目「—それから中教審のそれと論理的に対等の価値をもつ—」を削除し、下から7行目「(3)ここに…」を「(3)基本構想に…」に修正した。

#### II 基本構想の「まえがき」について

(a) ここでは、高等教育機関の役割と使命にふれ、「国民的・時代的な要請から、より多様な教育機能が期待されている。」こと、また「その社会的な役割を十分に果たすこと」を述べているが、時代的要請にもとづく役割についてはその意味するところを十分に明確にしておく必要がある。

- (b) 4ページ上から9～10行目の総合大学および複合大学の意味があいまいで誤解をまねくとの理由から「総合大学、或いは複合大学の多くは現に医学部をもっており、」を削除することとした。

#### III 第1高等教育改革の中心的な課題

1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請

(a) ここでの主要な問題点は、高等教育の多様化と研究と教育を分離するという提案がなされていることである。これには大学における研究機能が阻害される方向が含まれておりその結果、大学の格差が増大されるおそれがある。

- (b) 委員から、6ページ後半以下に述べられているところの研究の妨げとなっている教育活動以外の要因が細かい点にまでふれているとの意見が出され次のように修正された。



下から9行目以下「また、根本的に言って…要因が考えられる。政府…委嘱されること等、さまざま…」

また、大学は研究と教育を使命とするという原則を掲げればよいのであって、7ページ上から6行目「少なくとも大学の一部では、教育と研究とを部分的に分離することも考えられよう。」という表現は適当でないとの理由からこれを削除することとし次のように修正された。

上から6～8行目「今日では、教育の組織と…分離することも考えられよう。」に、なお、下から5～6行目を「自明のこととしている。のちに言及するように、基本構想における高等教育の多様化と、教育と研究を分離するという提案には、大学…」に修正した。

## 2. 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請

## 3. 教育・研究活動の特質とその効率的管理の必要性

## 4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性

- (1) 大学が自主性を重要視するあまり「いたずらに公権力の排除に終始することは、かえって不当な力の支配を容易にすることでさえあった。」という表現があるが大学の自主性は、本来「学問の自由」のためにあることを考え、かつ公権力を、そのときどきの政府が行使する有形・無形の力の総体と広く解し、その力とその他の「学の内外における」力との「学問の自由」に及ぼしうる影響の大小を較量すれば、このような理解には、問題があるといわねばならない。

(2) 大学は「閉鎖的な独善に陥る傾向がみられ」、また大学全体として「明確な意思決定を行ない、それを的確に執行できるような体制の整備が不十分である」と指摘されているが、この点は困難な問題でこれまでに有効な解決方法が見出しえなかったものである。研究教育は、専門分野、教員個々によって異なるものでありこれを一律に規制することは適当でなく、大学管理の根本的ねらいは、研究・教育のための基本条件である精神的な「ゆとり」と行動上の「よりどころ」を確保することであり、この両面を如何に調整するかに管理問題のすべてがかかっているともいえるであろう。

(3) 大学は「開かれた大学」であるべきだとの意見に対しては、大学の管理運営機構に直接学外者が参加する場合には、大学外の政治的、その他の力関係が影響をおよぼすおそれがないとはいえない。十分慎重に検討を加える必要がある。

## 5. 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性

- (a) 基本構想の「国全体としての計画的な、援助調整」によって行財政面等において大学に対する公権力の統制を一段と強化するような結果になるとしたら大学の自治は形骸化するおそれがある。
- (b) 12ページ6行目「汲み上げねばならないであろう」を「汲み上げねばならない」に修正した。

## IV 第2 高等教育改革の基本構想

### 1. 高等教育の多様化

- (a) 基本構想では高等教育機関の多様化を志向しているが、現在でも大学、短期大学、専門学校の種別があり、「教育の目的・性

格に応じて教育課程の類型」が設けられているのでこれ以上細分化することが適当かどうか極めて疑問である。特に第一種の高専教育機関（仮称「大学」）をA, B, Cの3種類に細分化することには多くの問題がある。

そこで国大協の「大学問題に関する調査研究」で明らかにした構想にもとづき次の2案を提示した。

(1) A案「大学」これは「総合的な教育課程により専門的な教養を身につけさせ」、「幅広い基礎の上に適当な専攻を定めて専門的な教養を与えようとする」基本構想のA類に似ている面をもつが、高度の研究組織としての研究院と不可分な結びつきをもつ方向で考えられており、さらに具体的な内容をもったものである。

(2) B案「専門大学」これはA案における「大学」が総合カレッジ的教養大学的性格をもつに対して専門大学の学部（専門教育部）課程は、特定の専門分野を中心に密度の高い系統的教育を行なうもので基本構想第一種のB類とC類を合わせた型のように見えるが、基本的趣旨はA案の場合と同様に研究院と結びつく方向で考えられているものである。

なお、第4種（仮称「大学院」）は現行の修士課程の水準のものを考えているが、これは国大協の改革案に示されている専修課程に等しく学部の延長の上に設けるほうが適切であろう。

(b) 13ページ上から7行目「多元化」が削除され、17ページ上から10行目および13行目の「専修科」が「専修課程」に修正された。

## 2. 教育課程の改善の方向

(a) 現行単位制度の本来の趣旨が十分理解せられずまた生かされてもいなかったのに、この際、単位制度の全面的改正を行なうことを提案した。

(b) 18ページ上から3行目「大学はなかったであろう。」を「大学は少なかったであろう。」に修正した。

## 3. 教育方法の改善の方向

基本構想の改善策が単なる机上の案に終らぬよう強く要望しなければならないであろう

## 4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要

(a) 基本構想の「再教育の受入れ」および「資格の取得」のための体制が、先ず大学の設備、教員等について慎重に計画を立て整備・拡充されることは当然のぞましいことであること、なお、学士号、修士・博士の学位について再検討することは賛成であることを述べた。

## 5. 教育組織と研究組織の機能的な分離

大学の大衆化現象によって研究上の組織と教育上の組織を設ける必要性は認められるのであるが、両組織の機能的な分離にあたっては、次の原則が厳格に守らなければならない。

(1) いずれの組織に属する教員にも十分な研究上の機会と便宜が与えられること、(2)両組織を分離することにより給与や研究費等の面で格差を設けることがあってはならない。

この観点から、国大協の「大学問題に関する調査研究」にもとづき、教員組織、研究組織、教育・学習組織についてそれぞれ提案した。また、講座制等の改善については、基本構想とほぼ同様の見解を表明し、

「新講座」を設けることを提案した。

- (b) 22ページ上から13行目「講座の機能」を「研究教育の機能」に修正された。

6. 第5種の高等教育機関（「研究院」）のあり方

- (a) 第一常置委員会でかねてより大学院制度の改善について検討を加えてきたが、その成果として次の2案を提案した。

A案、既存の大学院組織に見られる諸問題を組織の流動化によって解決する手段として「国立科学院」を全国数カ所に設置すること、一定地域内の、原則として未だ大学院組織を整備していない数カ所の隣接大学が、協力して新たに設ける「国立大学院」を全国数カ所に設置すること、従来の大学院制度における「修士課程」の教育は既存の国立大学における学部教育の充実や専修課程の設置によって実施することを骨子としたものである。

B案は、A案を集約していくぶん具体性をもった一試案としてまとめたもので、教員組織、研究費、研究生（あるいは研究員）、国立研究院のための中央機関等について具体案を示した。

- (b) 26ページ下から5行目「或いは「国立大学院」」を削除した。

7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

8. 教員の人事・処遇の改善

基本構想は「人事の閉鎖性」を排除する方法、任期制の採用、教員の処遇の改善をはかる等の提案がなされているが、さらに具体的制度的な方策を考えなければならないと思われる。

いわゆる教員の「同種繁殖」については、

研究・教育活動に停滞が生じないように「同じ学校の出身者を採用する場合の数を制限する」等の提案があるが単に機械的に数を制限することは適当とは思われない。他の大学より招聘する方法、広く公募する方法等について検討すべきであると思われる。

国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方法

基本構想では国立大学について二つの設置形態を提案しているが、まず、大学を行政機関のままにしておいてよいかどうか、国家行政組織法とは別個に国立大学のための法律を設けてこれによって国が大学にふさわしい関係をとるのがよいかどうか検討すべき課題と思われる。

しかしここに提案された二つの方式は将来の大学の設置形態として検討に値するものであるが、問題点が少なくない。「新しい形態の法人」については、一定額の公費の援助を受ける結果、国の介入は免れず、教育や研究の計画に政治的規制をうけるおそれがない。教育・研究に必要な公費を確保するための制度的な保障を考えなければならないであろう。

「新しい形態の法人」、「新しい管理機関」いずれにしても、独自の管理機関が必要となりそこに教育・研究と経営との対立の調整問題が生じてこよう。またこの機関を評議会や教授会から独立した組織とすれば大学の本来の機能である研究と教育の独立性が阻害されるおそれもある。

10 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善

37ページ下から1～2行目を削除し、3行目「無視できず、」を「無視できない。」に修

正した。

11 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整

38ページ上から10行目「民主政」を「民主制」に修正した。

12 学生の生活環境の改善充実

この項目は、第3常置委員会とも関連のあるところであるので連絡をとり、全体的に検討し煮つめる必要があるとの意見が出されたが次のように修正のうえ提案することとなった。

39ページ下から9行目以下2行目までを、「代替することを提案しているが、大学における人間形成上、学寮はどのような意義と価値をもっているか、またもたせうるかに関して慎重な検討を加えたあとで、存続か廃止かについての最後の決定を行なうべきである。」に修正し、40ページ下から2～1行目を削除した。

13 大学入学者選抜制度の改善の方向

以上

## (8) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和45年10月1日(木)午後1時～午後4時

場所 国立大学協会会議室

出席者 秋月委員長

松永、横田、長崎、藤本、五嶋、菅、

飯島、熊谷、入江各委員

小西専門委員

秋月委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があった後、前回委員会

(7月28日)の議事要録を朗読し、承認されて、議事に入った。

## 1. 入試問題について

### (1) 国立大学共通第1次入試について

初めに、委員長より、入試の改善問題については、前回の委員会で約束したとおり、その後文部省側や高校側の入試関係者との会合や懇談会にも個人として出て、本委員会として現在考えている共通第1次入試のこと、(目的および主旨の基本線、全国一斉実施のこと、実施の場合は、国大協が発案して自主的に行なう、実施委員会を設けること等)についてその状況を伝え、意見の交換を行なったところ、大体つぎのような空気であることがわかったと報告があった。

○ 吉田大学課長は、文部省側としての意見ではないが大体国大協側の意見に賛同的の様子であった。

○ 高校側では、本委員会で考えている「共通第1次入試」よりも、むしろ「統一テスト」を希望するようであり、テストをした場合は、その成績を高校側に知らして貰いそれによって適性指導をしたいとの意見がかなり強かった。しかし、この成績を先に知らせることはどうか、大学側としては必要が無いのではないかと思う。また、高校側の一つの意見として、共通第1次試験の際には、試験監督者を出身校の教員にしてほしいとの意見もあったが、大学側としては賛成し難いではなからうかと思う。

○ 第1次試験を資格試験とすることにも難点がある(どこにバウンダリーを引くか)。

○ 高校側では、内申書の重視を強く主張している。重視するとすれば、そのことを一般に宣伝されては困るので大学側と高校側との間で紳士協定をつくり絶対に内容を発表しないようにすることが大事である。

なお、1期・2期の分け方について統委員の案（従来の区分方法を改め、かつⅠ・Ⅱ期を隔年交替する）についても説明を行なって意見を聞いたが、この案も実施にはかなり難点が伴うのではないかとの意見があった旨報告があった。

以上のとおり、前回委員会で懸案となっていた問題についての説明があったのち、引続いてこの問題について次のような点について意見の交換があった。

- 前委員会で検討した全国共通第1次入試の実施方法（法人をつくって、それに依託して行くとか、入試委員会の権限、責任、事務機構の改正、予算上の問題その他）のような根本的な改革をするためには、法制的にも十分検討する必要があるとの意見があったがこの点はどうか。  
（委員長）法制的の問題の検討は未だ進んでいないので、近日、専門家である加藤会長の意見も伺ってみるつもりである。
- 高校側では、共通第1次入試の成績を知りたいとのことであるが、それによってほんとうの意味の指導はできないと思う。事実は、進学指導になるのではないか、そんな方面に利用するとすれば、知らせる必要もないと思う。
- 第1次試験の結果も、将来の方針決定の参考にもなるので、公表の必要は無いが、問い合わせがあった場合は、教える程度のことはしてもよいのではないか。
- 共通第1次入試を行う場合、願書は始めから大学を指定して提出させ、学校の特質に応じて試験成績に多少のウェイトをつけることもできるようにしたい。
- 第1次は最低線として、第2次において

その大学の特殊性を考えて行なったらよい。

- 第1次試験は、高校教育を十分消化しているかどうかを確かめることを目的として行なうのがよい。（この方法でも、大学によっては特例を設けなければならないようなこともある）
- 入試は結局、いわゆる試験勉強だけでは間に合わないようなよい問題を出すことが肝心である。
- 予算、事務機構、財政的措置等については未だ十分には検討していないが、今後検討しなくてはならない。具体的には、入試委員会をつくり、そこで実施することとなると思うが、それには委員会の構成をどのようにするかが大事である。
- 公・私立の大学を除外することは、将来問題が起らないか。
- 委員会を設けるとすれば、先ずその前に試験の教科数を従来より多くするか少なくするかその方針を先決すべきだ。
- 5教科程度か或いはそれに1教科程度を加えることとすればよいと思う。  
それ以上は技術的にも困難となる。第2次試験の教科数はもっと少なくすべきだ。
- 受験者のためには、代替科目も考慮しておくことも必要である。
- 組織の問題、出題委員等はどうするか。  
（委員長）組織の問題は会長の意見を伺った上考慮することとし、出題委員等のことについては準備委員会を設けて検討するのがよいと思う。
- 出題の傾向と採点の方法はどうするか。  
（出題のねらいは、高校教育をよくこなしているかどうかを確かめることを主眼と

すべきで、採点方法はコンピューターにたよらざるを得ないのではないか。しかし、問題によってはコンピューターで処理できない問題もある。）

○ 出題委員の選定方法はどうか。

このことについては、

- ① 学内から推せんする（地方別にして、交替制を考える）
- ② 各学界から推せんすることはどうか。（賛成者少ない）
- ③ 順次各大学が廻り持ちすることはどうか。

（これは、各大学の事情もあり、また科目によっては必ずしも適当でない場合もある）

- 委員の外に専門委員を置くことが必要となるのではないか。
- 管理運営委員と出題委員を別にする必要がある。
- 出題委員は、半数交替か1／3交替にする必要があり、なお出題委員と出題選考委員を別におく必要がある。
- 具体的な実施案は、準備委員会で検討することがよいと思うが、いつ頃発足するか。

（来年6月の総会に要綱案を提出するとすれば、それまでに十分検討をしておかなければならない。できれば本年12月頃に発足したい。）

- 総会で承認された場合は、試験全体の本部を置く必要があり、その機構、責任、権限などについても検討する必要がある。なおこのような入試制度の根本的改革は、公的な問題であるので、法制的に可能か文部省との関連はどうか責任はどこで持つか等

先ず前もって十分に検討した上でなければならぬのではないか。

- 実施の場合、試験の妨害、その他の事故（例えば問題に誤りがあった場合など）があった場合どのように処置するかその責任等についても考えておく必要がある。
- 止むを得ない事故のため、その当日試験を受けることが出来なくなった場合、別のチャンスを与える必要もあると思うので、この場合どうするか予め出題の段階で用意しておくかどうか。

## 2. 内申書の問題について

初めに、委員長より、高校側は内申書重視を強く要望しているが、大学側の考え方は勿論大学によって違いはあるが、重視する建前ではある。しかし、このことを宣伝されては困まると考えるが、この問題について意見をうかがいたいと述べられ、受験生には、在学中の成績によるよりも一発勝負が良いとの意見もあり、問題にするかも知れない。国立大学でも現に重視している大学がかなりあり、特に広島大学においては、数年前より重要資料としておられ、内申書とその後の相関関係も調査を行なったデータを持っておられるので次回委員会に、資料として持参していただくことになった。その他愛媛大学や東京教育大学での調査資料もいただくこととした。

## 3. I期・II期の問題について

委員長より、現在のI期校・II期校の区分は、不合理が多いので、続委員が考案された分け方によりI・II期を隔年交替に行なって見てはどうかという改革案については、文部省側の意見を探ってみたが、この場合、その前提として、この委員会で話のあった1期校に入学した者は2期校の受験を断る案につい

ては法的にも検討を要することもあり、実現は難かしいであろうとの意見であったと報告があった。しかし、組み替えをやるとすればこのように徹底的にならざるを得ないと思うが、一方これを実施するとすれば、大学の格差を助長させる結果を招き易いという心配もある。また、東日本と西日本の二つに分ける方法も一部には反対もあるが、全国一斉一回の方法ができなければ、この方法も検討する必要があるのではないか。その他、賛成が多かった一斉案が、アンケートの結果だとそうでもない、ワンクッションを置いたほうがよいではないかなどの意見があった。

以上で、本日の会議を閉じ、最後に共通第1次試験を新構想によって行うことに方針が決定すれば、専門委員を増員して、準備委員会をつくるまでに本委員会として大筋の実施要綱の案を協議しておくこととした。

#### ○ 次回委員会

11月24日（火）午前10時～正午まで

## （9）第2常置委員会議事要録

日時 昭和45年11月24日（火）午前10時～12時

場所 如水会館集会室

出席者 秋月委員長

実方、松永、横田、長崎、続 森島、  
藤本、五嶋、菅、飯島 熊谷、池田、  
黒田各委員

肥田野、塩野各専門委員

秋月委員長主宰の下に開会。

議事に先だち、委員長から、新たに委員となられた池田九州大学長および黒田熊本大学長の紹介ならびに前回委員会で承認された入試関係

審議上法制的な面でご協力願う専門委員として塩野助教授（東京大学法学部）をお願いした旨の報告があり、同委員の紹介があった。また、森島委員が、名古屋工業大学長事務取扱から、このたび学長に選任された旨の紹介があった。

ついで、前回の議事要録を朗読し、一部修正の上承認され、議事に入った。

### 1. 国立大学共通第1次入試について

委員長から、入試の改善問題については大学基準協会（国・公・私立大学が参加）の入試改善検討委員会でも審議中であり、個人的な資格で秋月委員長も参加し、意見の交換をした旨の報告があった。さらに文部省では、入試の改善策について検討中で、予定としては、12月に試案をまとめ、1月に試案を更に検討の上2月に先ず国大協へ送付し、3月に各大学へ送付して、意見を求め、9月に最終案を作成、47年4月実施となっているので、本委員会が国立大学共通第1次入試についての要綱案を作る準備委員会を来年6月の総会で発足するのでは遅すぎるので、早急に準備委員会を発足させたい旨説明があり、この準備委員会設置については別紙「大学入試制度改革について（案）」を理事会並びに総会に提出したいので検討願いたい旨述べられた。

ついで、配布資料の「大学入試制度改革について（案）」を朗読し、各委員から意見の開陳があり、原案の1頁終りから2行目「国立大学共通第1次入学試験を行なう方向で検討を進めることを提案したい。」を「国立大学共通第1次入学試験を行なう方向で検討を進めてきた。」に改め、また、2頁上から5行目、「実行準備委員会」を「調査委員会」に修正のうえ承認された。

なお、配布資料の「国立大学共通第1次

試験を提案する理由(案)」については、理事会ならびに総会において委員長メモとして内容趣旨を説明することで承認された。

## 2. 国立大学入試Ⅰ・Ⅱ期制の問題について

委員長から、共通第1次入試とともにかねて検討を重ねてきたⅠ期・Ⅱ期制の問題について、配布資料の毎日新聞(11月21日朝刊)の記事についての文部省の大学入試改善会議の4試案について説明があり、つぎのような意見の交換があった。

- ①案、②案については、第2常置委員会がすでに検討してきた案である。
- ③案については、意見も出されていたが、検討する価値のある問題点である。
- ④案は各大学はやりやすいが、事後措置が面倒である。
- 新聞記事では正しく内容が伝えられないので、文部省とよく話し合ったほうがよい。  
(新聞記事の内容については審議日程等を含めて、後日文部省の意向をきくこととなった)

## 3. 内申書の問題について

これについては、飯島委員から、広島大学における入学者の追跡調査の結果による、内申書と入学後の相関関係について詳細なデータが披露された。しかし広島大学内でも、この分析が必ずしも正確とは言えない点もあるので、今後国大協としては参考データとして検討願いたい旨述べられ、これに対し委員長から、貴重な資料であるのでさらに愛媛大学および東京教育大学での調査資料の提出をまって、検討を進めていきたい旨述べられ、了承された。

- 次回(小委員会)は、12月22日(火)午前10時より国大協会議室で開催することとした。

## (10) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和45年10月23日(金)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 井上委員長

松本、関、鐘ヶ江、綿貫、池田、砂崎

山田、広橋、永松各委員

総山、三島、佐藤各専門委員

井上委員長主宰の下に開会。

初めに、前回(45.9.7)の議事要録および第3・第4常置合同委員会(45.9.7)の議事要録を朗読し、承認があつて議事に入った。

### 1. アンケート調査の結果の取り扱い等について

まず、三島専門委員において作案の、学寮に関するアンケートの調査の結果の取り扱いに関する問題点(別紙配布)について、三島専門委員より一応の説明があり、これについて逐次検討を行ない、1の「調査結果を各大学に報告すべきかどうか」については、(2)の報告すべきであるとする意見が多く、その場合イ.ロ.ハの内イの調査結果の取り扱いが決まらなくとも、次の総会には報告し、大学に状況をよく知らせることが必要であるとする意見があつたが、アンケート調査の結果は対策の資料とするものであり、イ.は対策が決まらなくとも報告するものと解し、従つて決まる前に報告することとなり、ロ.はかなり時間を必要とするので、ハ.は施策案を作つて各大学の意見を聞くことになるものと解してよいかとの質問に対しては、アンケートの結果だけを報告し、その後で対策を考えるつもりであることが明らかにされた。ここでアンケートの結果だけを知らずのでは責任のがれにならぬかとの意見も出された。また、



アンケートの結果、ある方向性が出たかは疑問であり、これで結論を出すことは危険ではないか、総会には目下努力中で結論はまだ出ない、ということで報告し、場合によっては再度アンケートをとることもあり得ることを総会でとりつけておいてはどうかとの意見もあり、結局、集計結果だけだと誤解される心配もあるので、アンケートの結果を尊重しながら慎重に検討中であることを報告することに了承された。

## 2. 今後の措置について

学寮の問題は、第3・第4常置の双方に関係するものであり、別紙案の(1)よりも(2)の第3常置の中に第3・第4常置の教員委員専門委員の合同小委員会を設けて、アンケートの調査結果の取り扱いをも含めて、学寮問題全般について根本的に検討することに了承された。

なお、(3)の大学改革の問題との関係については、検討の結果を「大学問題に関する調査研究」の中において取り上げ、資料として活用することとした。

## 3. 体育系サークル部室に関する専門委員会の設置について

先ず、専門委員会設置の経緯ならびに設置の目的、専門委員会の構成について、別紙配布資料を朗読の上説明があり、なお、明24日にその第1回の専門委員会を開くこととしたことについて了承を求められた。

次いで、専門委員会における審議事項(案)について、(2)の施設の現状と問題点については、実態調査が必要であるとの意見があり、しかし文書での調査では現状の把握は難しいと思われるので、現場での聞きとり調査ではどうか、また体育施設など実に貧弱なものが

あり、「写真」に撮ってその実態を明らかに示す必要もあろうこと、大学の事情もあるので、照会の際大学名を記入しないで「記号」によって実態をありのままに書いてもらうことではどうか、文部省あたりに資料があればもらいうけることとし、無ければ各大学へ照会することとした。

基本的な問題として、学生だけのものとして考えるのはどうかとの意見もあり、また社会施設として考えたらとの説もあるようだがそれだと大学として使うことは困難であり、社会教育における教育とは本質的に相違があり、サークル活動に対して大学が責任をもつ上から考えても、課外活動を学外で行なうことは論外であるとする意見が強く出された。

また、学生からサークル部室の要求が無限大になる心配もあるが、その点は自主的な運営によっていくこととする。現に体育系の学生の運営が良識的に行なわれている例など、その他大学の実情について話し合いがあった。

次に、基準を定める場合の問題について、学生数をその目安の一つとすることは勿論であるが、必ずしも学生数のみでは無理があり基本的なものは大学の大小にかかわらず必要であることなど種々意見の交換があり、別紙「アンケート調査の結果の取り扱い等について」を読みあげ、異議なく了承された。

## 4. その他

大学卒業予定者の就職問題について、鶴田事務局長ならびに丁子主事より本問題について去る9月19日に第1回の打ち合わせがあったが、各団体から本年度の状況について報告があり、今年は申し合わせがおくれたが今回はおそくとも来年1月中旬に決めたい意向であ

り、私大連盟がいている文・理科系の統一問題は、工業教育協会の意見を聞き、その結果がわかり次第に第2回の会合をもつことになっている旨の報告があった。

## (11) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和45年11月24日(火)午前10時～午後1時

場 所 如水会館集会室(第2号室)

出席者 井上委員長

松本、広根、関、鐘ヶ江、綿貫、池田後藤、砂崎、山田、葛西各委員

三島、佐藤各専門委員

井上委員長主宰の下に開会。

### 1. 卒業予定者就職推薦時期の問題について

井上委員長より別紙配布の「昭和46年度の卒業予定者就職事務開始時期について」その内容説明が行なわれ討論の結果、大学関係8団体および工業教育協会との協議の際、万一大学関係8団体の大多数が6月1日案を主張する場合は、条件を附してこれに同意することとし、条件としては「大学卒業生就職問題懇談会は、就職推薦選考開始時期の適正化につき、今後さらに検討し、本申し合わせの趣旨徹底を期すること。」として処理するが、①従来通りになるか。②7月1日1本になるか③6月1日1本になるか。は協議の結果をまたなければわからないが、いずれにしても本年中に申し合わせをする必要があるのでこれらのとりきめについては会長および第3常置委員長に一任することとした。

### 2. 学寮小委員会報告について

綿貫委員、山田委員および三島専門委員より次のような報告がなされた。

学寮小委員会は11月13日に開催され第4常置委員と共に11名で構成され、綿貫委員が委員長に選ばれ議事に入ったが問題点として、①アンケート調査の結果の取扱いをどうするか。②基本的に寮をどのように考えるか。③寮をどのように拡大させてゆくか。があげられた。また学寮の意義についてはプライバシーを重んじ市民生活として考える。教育的見地から考える。教育の機会均等の見地から考える。土地の条件によっても考えられる等の諸見解が述べられたが、さらに次回12月15日に開催される委員会で基本的な見地から討論してゆくことにした。

### 3. 体育系サークル部室専門委員会報告について

三島専門委員より次のように報告がなされた。

構成委員が各テーマを分担して立案する方式により審議をし、その中で大石委員より出された調査内容とアンケート様式を検討し、全国国立大学の施設を調査したい。第3常置委員会で承認されしだい専門委員会にはかる旨報告された。次いで「体育系サークル部室に関する調査要領(案)」について審議の結果調査項目中、事故発生の状態の表現を変える。内容の解釈を1本にできるようにする。夜間大学、短大等の障害等も考慮する等の意見が述べられ一部修正の上原案の要領により実施することが了承された。

### 4. その他

井上委員長より、前の総会以後、今日にいたるまでの第3常置委員会の総会、理事会に対する報告「第3常置委員会委員長総会理事会報告要旨」(別紙配布)の内容説明がなされた。

## (12) 大学卒業予定者就職問題 懇談会要旨(文部省主催)

日時 昭和45年12月7日(月)10時30分～13時

場所 国立教育会館第2特別会議室

参加者 国公立各大学団体関係者

文部省齋藤学生課長小岩同補佐ほか

### 1. 概要

齋藤学生課長の司会により開会。

初めに文部省より、前回のとりきめにより文部省がこれまで日本工業教育協会とコンタクトしてきた経過の説明があり、同協会としてはいろいろ審議したがまだ結論を得ていない旨の報告があった。次に、各大学団体から本問題に関する各団体内部のその後の話合いの状況について、それぞれ報告があり、次いで、今後どのように進めるかについて協議した。結論としては、日本工業教育協会に対し本日の懇談会の意向として、

- ① 7月に一本化することが各大学団体全体の希望である。
- ② 懇談会は遅くとも1月末までには申し合わせを行なうことにしたいと考えている。旨を、文部省から伝えて日本工業教育協会に協力して貰えるよう、強く申入れることとした。次回はその回答を待って1月下旬に開催される予定。(今回の当番公立大学協会。次回は私立大学各団体)

以下名項目について多少詳記すれば次のとおりである。

### 2. 日本工業教育協会について(文部省側報告)

(注)日本工業教育協会は企業側および国

公私立大工学関係者をもって組織され、産学協同、就職問題等大学側と企業側の接点の間

題を取扱っている。

日本工業教育協会は、去る11月24日この問題に関し関係者の会合を開いた。その状況は要約すれば、下記のとおりである。

- ① 就職推薦時期に関する申し合わせは必要であり、野放し論には賛成出来ない。また来年度の就職事務開始時期についてはいろいろ意見があるが、早くとも6月1日以前にすることはしない。
- ② 開始時期を事務系・技術系一本化することについては、問題点もあろうが、何れにしてもこの問題は技術系のみのものである工業教育協会が決定すべき問題ではあるまい。
- ③ 就職時期の問題についての前回(本年2月)の会議では、求人発表を6月1日以降とすることになったが、その際にも大学教育本来の姿に戻すため10月にすることを考慮すべきでないかとの意見がいろいろ出た。
- ④ 仮に求人発表を6月にするとした場合でも、学生が自分達の将来について選択するための余裕期間として1カ月位の余地を考えるべきではないか。
- ⑤ 大学教育本来の立場や事務系が7月から初まるという点から、技術系についても7月にすべきではないかとの意見もいろいろ出たが、企業側としては当日の会議で即断出来ないので一応もち帰って検討したい。  
次回は、以上の趣旨を踏まえて1月～2月に開催する。

なお、そのほか当日出た意見には、(a)ある企業では教授の推薦が早く来るので、放っておけず返事をするようになるが、それが大体連休明け頃である。(b)企業側とし

ては早めてくれという理由はない。また、統制がとれるものなら事務系・技術系一本化で差支えないと考える。(c)大学側としては、第4年次前期終了後が望ましい。(d)早く試験をするところは、急速に発展した会社に多い。また関連企業におどかされて急いでやったというところもあった。

### 3. 各大学団体の部内状況報告について

① 国大協 第3常置委員長代理として出席の鐘ヶ江学長（東京外語大）および鶴田事務局長から、国大協としては、前年申し合わせの際申したとおり事務系・技術系を7月一本とするか、または前年どおりとするかの二つの意見には変りがない。したがって工業教育協会が7月案になれば7月一本を希望する。もし6月を固執した場合は改めてこの懇談会で協議を願いたい旨報告。

② 公大協 とくにいうことはない。

③ 私大連 私大連は一本化を望む。本日の会議の意向を伝えて工業教育協会の考慮を促したい。

④ 私大協 事務系と技術系との間に何故1カ月間隔をおくのか意味がわからない。自分の方のアンケートの結果では6月希望の大学が多かったが、理工系が7月でよいなら7月一本でもよい。

⑤ 私大懇話会（欠）

⑥ 国短協 7月一本がよい、それが出来ぬなら前年どおりがよい。

⑦ 公短協 昨年どおりでよい。一本化するなら短大は遅い方がよい。

⑧ 私短協 どちらでもよいが、高卒については労働省は強いことをいっている。大学側もそれ位の態度があってもよくないか。

### 4. 各団体間の意見交換

○ 工業教育協会の前年の年次報告によると、就職時期については本年は従来どおりとするが、但書として6月1日をさらに遅らせる方向で検討する、と記録してある。

○ 来年も6月というのなら、その但書が空証文になる。6月とするためには相当の理由づけが必要になるだろう。

○ 折角申し合わせをしても守らせる効率についての見通しはどうか。6月がよいか、7月がよいか。

○ 財界の空気も動いている。日経連以外の企業団体にも参加を頼んで、努力して貰うようにしてはどうか。

○ 一本化することについて事務的に困ることはないか。

○ それはなかりょう。（各団体とも）

○ 6月か7月かどちらかということよりも、申し合わせによって社会的規制の効果の出るという点が大切だ。

自分の方の大学では、公けの期日以前の内定は、変更されても文句がいえぬことに、企業側に対して予め通知している。正式の内定者については、企業側が取消しても裁判で認められなかった判例がある。裏返せば学生側としても守るということが必要になる。そのような社会的規制というものが必要なのではないか。

○ 懇談会としては7月一本を望む空気が大勢のようだ。

ということで、これを工業教育協会に対しどんな形で伝えるかについて種々協議の結果成るべく早い方がよいので、文部省から十分本日の空気を伝えることにして、またこちらで1月末までには決める必要があることも含み先方で早急に協議して貰うこととした。

## 5. その他

### ① スポーツ傷害補償について

白川文部省体育課長から、これまで大学保健体育協会がこの問題を検討してきた趣旨経緯等の説明があり、本日午後正式に役員を決めて発足する予定であるとの報告があった。それについて、

- (1) 各大学団体連盟の事務局長には評議員を委嘱したいこと。
- (2) 大学団体においては各大学との連絡事務をお願いするほか、加入のまとめまでお世話願えるものか、それとも加入については大学に支部を作ってそこでやって貰うことにするのがよいか。

との協議があったが、何れこのことについては関係資料を送るので、後日返事を願いたいとのことであった。

② 関連して鶴田事務局長から、大学間の横の連絡として、研究・教育の場における災害事故対策の問題については文部省学術会議等のほか国大協第4常置委員会においても目下鋭意検討中である旨報告があった。

③ 公立短大協会から傘下各短大の実態調査のとりまとめ表が出来たので参考までに別冊を配布するとのことであった。

## (13) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和45年10月5日(月)午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 柳川委員長

村尾、一場、相磯、清水、富山、井上

宮田、平、小池、中塚各委員

小倉、池田、小路各専門委員

柳川委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、本日の会議資料の説明があり、続いて前回(9月7日)の議事要録を朗読し、承認されて議事に入った。

### 1. 学生の災害補償の問題について

初めに、井上委員より、前回の委員会で、本日の委員会までに学生の災害補償に関する会社側の意見を調べておく筈になっていたが会社側が未だ検討中の段階であって、本日の資料には間に合わなかった旨報告があった。

ついで、別紙資料によって、玉川学園大学における災害・事故保険の実施状況と8月25日国立教育会館において開催された、スポーツ傷害補償懇談会の模様について説明があった。

なお、このあと井上委員から、このスポーツ傷害補償に関する保険は、学校管理下における補償は除いてあり、また、任意保険であるので現在第4常置委員会で検討している災害補償の保険とは別にすべきものであるとの補足説明があり、続いて、宮田専門委員より全国の国公立大学を対象として調べた、学生健康保険組合の状況を、別紙資料「大学学生健康保険組合調査」によって説明があった。

以上で、この問題についての討議は、未だ保険会社からの資料も間に合わないので、本日はこの程度で打ち切り、今後さらに会社からの調査が出来るのを待って、引続いて検討することとした。

### 2. 共同厚生施設の問題について

委員長より、この問題については、前委員会で、できれば地区単位で考えていただき、各地区の学長会議において話し合っていたらしくことになったので、話題としてとりあげら

れたところがあれば、その様子を伺いたいと述べられたところ、次のとおり報告があった。

- 北海道地区 現在、北海道地区には、学生の共同施設として「山の家」が2箇所あるがこれを拡充して各大学の共同施設としてはどうかと検討中である。
- 東北地区 是非実現を希望したいとのこと。
- 近畿地区 近日学長会議を開く予定になっているので、その際話し合う予定。
- 九州地区 趣旨には全面的に賛成であるが目下当番校である宮崎大学で現状調査をしているので次回委員会で報告予定。

その他の地区では、大体趣旨には賛成であるが、未だ正式には話し合っていないので、地区としての意見は後日報告したい。

以上、各地区からの報告のあと、池田専門委員より、共同厚生施設の設置要望を出すとすれば、順序として先ず各大学の現状を照会してからにした方がよいか、或いは一応本日常要望書（案）を別紙のとおり作成してきたのでどうするかと発言があり、協議の結果、現在既に施設をもっている大学でも、極めて不十分な状態であり、反対もないと思われるので、できるだけ早く要望書を提出すべきだとの意見があつて、同案を朗読の上、その内容について意見の交換を行なった。

なお、作者者の池田専門委員より同案の作成にあたっては、この種の要望を文部当局に出すには、現在本委員会で考えているようなレクリエーション的色彩の濃いものでは説得力が弱くむしろ集団研修所的のことを強調した方が効果があると思つてこの案を作つたとの説明があつた。

要望書の提出に関しては、次のような意見があつた。

- この施設は、各地区から共同で要望した方がよいのではないかとの考えが一部にある。
- 要望するに当っては、先ず施設の性格の問題を検討することが必要であり、レクリエーション的な臭いのものでなく、新しい理念を盛り込んだ時代に即応した施設であり、運営できるものとの方向で考えたらどうか。
- この案は、予算折衝等のことも考えて、レクリエーション的の字句がなく、研修所的のものを強く出して立案したが、この点はどう考えるか。
- 教職員の厚生施設の問題も、別に委員会ができて検討しているが、本委員会で検討しているこの施設を教職員までを含めたものとしてはどうか。
- 教職員の全体的な企画をやるところがなく共済組合が片手間で扱っているようでは、一向に進まない。
- 教職員の厚生施設の問題は、目下文部省内でも調査会を設けて検討しているが、来年2月頃までには一応の意見をまとめる予定のようだ。各大学単独よりは、数箇所に設けて、連絡・レクリエーションに分けて考えている。こうした企てがあることを念頭においてほしい。
- 一般に文部省関係の施設は、他省に較べると一番立ち後れているので、積極的に押し進め要望すべきだ。
- 共同厚生施設の問題は、第4常置としては予定のとおり要望するように進め、同時に学生の厚生施設も第3、第4の両常置委員会が協力して実現するように要望したい。

大略上記のような意見があつて、来たる11

月の総会までには、できれば中間報告程度には委員会としての意見をまとめて報告することとした。

なお、要望書については、本日の案を基礎において、本日の意見を考慮に入れ各委員にも考えて貰うこととした。

### 3. 学寮に関する問題について

委員長より、この問題は前回委員会でも討議をしたが、折角アンケートにより各大学から意見をとり、集計をしてその状況を調査したので、今後この取り扱いをどうするか、第4常置としてはこの調査をさらに分析して検討することはどうかと諮られ、つぎのような意見があった。

○ 今後学寮は廃止すべきだとする意見がかなり強くなっている。私大側にも大体の意向は学寮廃止の方向を考えているようであり、現に廃止した大学さえもある。

○ 学寮の実状は大学によってかなり事情が違い（例えば高知大学、九州芸工大、その他）廃止の場合支障のある大学もあり、一概に廃止されては困る。

○ 実際問題として、大多数の大学は寮の運営には困っており、また、当分寮問題に関する闘争は続くものと思われる。

○ 学寮の存廃問題は、先ず大学側で管理できるかどうかを十分検討の上で考えるべきだ。

以上この問題については、本日は結論を得るまでは至らず、いずれ第3常置委員会とも連絡をとりながら、第3常置の進め方に添うてさらに検討を続けることとした。

### 4. 報告事項

委員長より、次の事項について文部省ほか関係当局へ要望書を提出した旨を報告し、その内容の説明があった。

(1) 大学保健管理施設の増加、充実について  
（要望書提出の際、文部省側の見解としては、所長を教授にすることは、見込みがありそうだと附言があった）

(2) 奨学制度の改善について

#### 5. その他

(1) 専門委員の本委員会出席について  
今後通常の常置委員会には、専門委員は、その際の議題によって特に関連する場合に限り出席を願うこととした。

(2) 授業料値上げ問題について

この問題については、会長が過日文部省および大蔵省で幹部と面談の際、現時点では賛成できない旨を口頭で述べておいた旨の報告があった。

○ 次回委員会

11月24日（火）午前10時～12時

## (14) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和45年11月24日（火）午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 柳川委員長

村尾、相磯、清水、井上、宮田、平、

久保、小池、中塚各委員

小路専門委員

柳川委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、本日の会議資料の説明があり、続いて前回（10月5日）の議事要録を朗読し、承認されて議事に入った。

### 1. 学生の災害補償の問題について

初めに井上委員より、国立大学学生に対する傷害保険に関する会社側の意見について調査した結果を別紙資料「国立大学学生に対す

る傷害保険制度(案)」に基づいて説明があった。次いで各委員の意見として、新しい協会的なものを作って、国に、それを行なってもらい、第4常置委員会としては、これをバックアップして行くむねの意見の一致をみた。さらに、国家補助の点について、かなり国に、災害保険料をまかなってもらわなければならない、うまく行かないと思われることについて意見が出された。

また、文部省の大学局においても上記と同じような計画があり、現在研究中であるが、第4常置委員会とも連絡をとり、協力体制をとって行く方針である。しかし、国大協としては、この主体とならず、全く新しい安全協会のようなものをつくるべきだと考える。

ついで宮田委員より、学生の研究災害のシンポジウムについて参考意見が報告された。

さらに平委員より、運輸省航海練習中の災害補償についての説明があり、日常起りうる災害、あるいは災害についての責任問題として教官と学生とその家族との関係などについて意見が出された。

以上で、この問題についての討議は終わったが、国家補償がなければなしえないこと、それに保険料の問題などについてさらに文部省とも話し合ってまとめてゆくことと、対保険会社との問題について、次回委員会で引続き検討することとした。

## 2. 共同厚生施設の問題について

委員長より、この問題については、前回、地区単位で意見をまとめて報告するよう申し合わせてあったが、今回はその中間報告として、各地区の話題なり、その様子についての報告を求められ、次のとおり報告があった。

近畿地区 10月14日京都大学において会議を

開催し、その際、各地区の動きを申し述べたところ全員賛成した。また、この問題とは別に、関西地区にも八王子セミナーハウスのようなものを作りたいと地区の学長会議、局長会議において設立計画を進めている旨報告があった。

北海道地区 現在道北地区の四大学共同施設として「山の家」があるが、さらに道南地区にも大学の共同施設としての「山の家」を持ちたいと検討中。

九州地区 前回より進んでいないが、この方針を進められて差支えない。

中・四国地区 負担区分について、具体的な問題を進め、国の補助により、海の家、山の家が必要である。地区ごとに作っても全国の大学が利用出来るようにしてほしい。

以上、各地区からの報告のあと、委員長より教職員の厚生等に関する特別委員会と、この委員会とで学生と教職員の厚生を併せて考えてゆくべきであるとの意見が出され、これについて次のような意見が出された。

○ 学生の厚生施設と教職員の厚生施設を共同にすることはどうかと思われるが、一諸におこなえるところは双方一諸に行なった方が良いと思う。

○ 学生と教職員が施設を共用することについては、全国の大学の実情調査をしたら良い。文部省においては、学生と教職員との一本化は困難と考えている。

○ 新しい点を開拓しなければならない。

学生優先一本槍をあらためて、研修、体育、厚生等について、各々の性格の相違を打ち出して、要求すべきで、文部省が行っていない点を改めて行くべきだ。



- 名称を「大学会館」として、教職員と学生の交流を考えるべきだ。

職員の厚生施設がないところは、教職員の基準坪数による施設を要求すべきだ。

- 大学や官庁について調査した結果、大学では、教職員が除外されていて、基準どりに作られていない。

大略上記のような意見があって、さらに今後とも個々の問題について検討してゆくこととした。またこの検討資料として、次回に千葉大学の学生施設調査資料を提出することとした。

### 3. 学寮に関する問題について

委員長より、この問題は、前回の委員会で討議したが、第3常置委員会が主になって現在検討中のことでもあるので、第3常置委員会とも相談の上、次回に討議するむね述べられた。

また、この問題について、次のような意見が出された。

- 学寮を持っている大学でそれぞれ意見が異なるであろうが、全寮制をとっている点から廃止は考えていない。学生に運営をまかせても秩序は保っている（神戸商船大学）。

- 学寮は各大学によって事情が違うので取り扱い方にも幅を持たせて貰わなければ困る。

以上この問題については、さらに今後の問題として、結論は得られず、いずれ第3常置委員会の進め方に沿って検討することとした。

- 委員長より総会への委員会報告としては以上のような状況を報告したいむね述べられ、これを了承した。

## (15) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和45年12月17日（木）午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 柳川委員長

村尾，相磯，清水，井上，宮田，平，  
中塚各委員

小倉，小路各専門委員

難波教授（東大），安田火災海上保険株式会社今富課長外1名

柳川委員長（出席されるまで）に代って平委員より開会の挨拶があつて、本日特にご出席願つた難波教授の紹介があつて、同教授より学生の災害補償の問題についての話しをうかがうこととされた。

### 1. 学生の災害補償の問題について

難波教授より、身近なところで学生の災害が起こればこれが救済のためには、何とかして災害を起こさないよう対策を構ることが必要との考えから、先ず24講座 700人の学生が一つの建物で化学実験など危険な実験を行なつていて、かなり多くの災害が起きている身近な問題と取り組んで来たのであるが、当初は被災学生は東大の附属病院に処置を頼んで来たが、その後防災委員会（応用化学系の4学科と分析化学の教官・職員で構成）を置いて、防火と併せて対策を施して来た。昭和42年頃から、大学院学生による共済制度を作り、年 400円を積立てておき、被災者は領収証と引換えで最高2万円まで治療費として渡すことにしている。最近諸所で災害に対する補償の問題を取り上げて来たようであり、東大の理学部化学教室でも学生の間に具体化の動きがあり、薬学部でも特殊な契約を保険会社と結んだ様子である。この学生の災害補

償の問題を進めていく上で一番大切なことは基礎資料となる災害の実態を把握することである。人事院の報告書によると、公務員については災害件数は過去4年間で590件であることが示されているが、学生の災害についてはどの程度のものであるか、調査も困難ではあるが目下のところよるべきものがない。従ってこれを調査しある程度はっきりしたデータを作ることが先決であり、このデータがあれば会社としても「新しい保険」の立案も可能となろう。災害補償研究会などを置いて、アンケートするなどして調査を進めていく必要がある。学用患者として扱う方法もあるが、病院のない多数の大学は何とも方法がないので、できる限り早く結論を出す必要がある。最近、会社によっては、学生の実習などでも、災害保険に加入していない者は遠慮したいとの話しもあると聞く。

(柳川委員長出席)

次に、井上委員より学生災害補償の問題についてのその後の進捗状況について、昨日関係者と打ち合わせを行ったこと、およびその内容の概略について説明があった。

## 2. 共同厚生施設の問題について

柳川委員長より、本問題については、文部省学生課長も前向きに考えたいとのことであり、できるだけ早く結論を出してはと思う。私案としては①各地区に2カ所位この施設を設置するとして、その場所を具体的に検討すること、②管理運営について、特にこれに当たる職員の問題については、定員削減の折柄大きな負担をもたらすことも予想されるのでこの点を考慮に入れての管理方式を検討することが考えられる。①の場所については各地区学長会議で相談願うこととしてはどうか。

以上の点についてご審議を願いたい。

述畿地区では、関西セミナーハウスを考えているようであり、大阪大学で来たる23日に学長会議(局長同伴)を開くことになっているから、そこで相談されよう。

文部省では、各地区の山荘なども寮と関連して考えているようである。課外活動の場とすれば大学で管理しなくてはならぬし、福利厚生の場とすればその管理運営を他にまかせることも可能であろう。セミナーハウスにしても文部省としては、姿勢としてはこれを進めながらも経費は寄附によることを考えているようであり、根本的な問題として教育の理念の問題がある。など種々意見の交換があり結局①各大学の現有施設利用の状況をアンケートにより調査すること②設置場所については、各地区学長会議で相談願うこと③文部省学生課長とも連絡をとりながら進めることとした。なお、アンケート案については作案の上次回に検討することとし、各地区の設置場所の問題については、文書をもって促進方を願うこととした。

## 3. その他

(1) 保健管理センター所長に教授を当てることについて文部省人事課としては、特別のケースとして考え併任ならばよいが、教授の定員を流用することは困るとのことである(報告)

(2) 看護婦の給与について

保健管理センターに勤務する看護婦の給与は、病院に勤務する看護婦のそれに比し初任給で約一万円の差がある(43.4.1の改正により)ことは、人事管理上にも問題があるのでこれを是正してほしい。(要望)

(3) 所長の管理職手当についても考えてほし

い。(要望)

(昼食, 午後1時再開)

#### 1. 学生の災害補償の問題について

午前の審議に引続いて本問題の審議に入り  
先ず安田火災海上保険株式会社の当事者のご  
出席を願ったので, ご検討願っていた傷害保  
険制度の問題について, 立案の経過並びにそ  
の内容について説明を聞き, これについて質  
疑応答があって, なお引続き検討を願うこと  
とした。なお, 本日話し合った程度の資料で  
文部省と話し合うこととした。

### (16) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和45年11月24日(火) 午前10時

場 所 如水会館第2食堂

出席者 後藤委員長

藤島, 博田, 越村, 坂本, 岡元の各委員

後藤委員長主宰の下に開会。

委員長から, 前回の委員会で審議了承された  
別紙(1)の国費留学生の給与引上げ, および(2)の  
大学間における教官の交流を容易にするための  
非常勤講師手当および旅費の増額について要望  
書を本年7月15日会長, 越村第5常置委員と私  
が同道して, 文部省, 大蔵省へ, また自民党の  
対外経済協力特別委員会に私がおもむき, 小金  
義照委員長にそれぞれ説明手渡した旨報告され  
た。

ついで委員長から各要望事項に関する予算措  
置について次のように説明された。

#### 1. 国費留学生の給与引上げについて

このことについて自民党の対外経済協力特  
別委員会としては最大の関心を持って対処す  
るとのことであり, また給与引上げについて

は, 他の国費留学生と同等にまで引上げるよ  
う努力するとのことであった。

留学生の受入人員についても, 増枠を要求  
しており, 学部留学生は現在廃止されている  
理学系を46年には復活させ, 文科系に於ては  
5人, 研究留学生は30人とそれぞれ増員する  
よう要求している。

#### 2. 大学間における教官の交流を容易にするた めの非常勤講師手当および旅費の増額につ いて

このことについて文部省は, 各大学の交流  
の度合が違い, 非常勤講師の手当もまちま  
ちであるため, 大学によっては不要の金も生  
じてくるであろう。手当の絶対額は不足して  
いない筈であるので増額はむずかしいであ  
らう。ただ本年から公務員のベースアップに伴  
い時間給の単価を引上げるよう考慮中であ  
る。

また, 旅費については, 現在は必要経費の  
30%しか計上していないが, これは大学の施  
設利用を考慮に入れて予算が組まれているか  
らである。しかし, 文部省の調べでは, 大学  
の施設利用度は20%程度に過ぎず, このこ  
とから現在の予算はおかしいので60%程度まで  
引上げるよう大蔵省に折衝中である。との報  
告があり, これを理事会, 総会に報告するこ  
ととした。

- 次回委員会の際①大学間の交流について,  
②単位の互換制について, などの問題につ  
いて文部省の新堀通也氏にお話を伺うことと  
した。

### (17) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和45年11月24日(火) 午前10時~午

後12時30分

場 所 学士会館分館7号室

出席者 近藤委員長

野村, 加藤, 井手, 今西, 野田, 前田

釜洞, 北村, 田中各委員

海野, 稲野, 針貝, 中林, 高梨各専門

委員

説明者 文部省人事課給与班萩原主査

近藤委員長より本日は総会報告に関する案件の検討と文部省関係官より高年令者の昇給延伸措置についての人事院勧告について説明をうかがいたい旨発言があり, 国立大学教職員の定員削減問題に関する要望書の提出についての報告があったのち

## 1. 「国立大学の授業料についての見解」について

鶴田局長より, 原案に1案, 2案があるが特に2案において私大でも授業料値上げをするところがあるので, これを含めて値上げを反対する主旨である。そしてこの見解(案)を今日の理事会に図りたい旨, 内容についての説明があって審議に入り

○ 私大の件については私大側は国立大との授業料の格差が大きいことを問題にしているので, このへんの事情を勘案した場合, 見解(案)の中に私大のことを含まない方が良いと思われる。

○ 育英制度の問題を入れるかどうか。

○ この見解(案)は文中の“世論の支持”という字句からして社会全般に訴える見解のようにみられる。関係官庁に提出すべき声明としてはどうかとの質問に対し, 通例として国大協ではこのような形で声明を行っているという説明があった。

○ わが国の大学教育についての国の負担額

が諸外国に比して低下してきているというのが, ある大蔵省主計官の見解では国家予算における文教予算の比率は欧米諸国に比して非常に高いものだといっているが, これは諸官庁の教育研究費を含んだ総文教予算で, 国立大学予算はその一部でありそれとは比較できない。それよりも政府としては授業料に財源を求めているのではなく私大と国立大との授業料の格差を考慮して, 今回の値上げを考えたのではないかと思う。

以上のような意見の交換があって後, 一案を一部修正の上, これを理事会に提案することになった。

○ ついで, 鶴田事務局長より基本的に反対の意を表するのが主目的なので, 副次的な表現等は成る可く避けたい。理事会に諮る前に, 会長に意見をもとめ修正すべきかどうか決定したいので了承されたい旨述べられ, 異議なく了承された。

## 2. 高年令者の昇給延伸措置について

このことについて特に文部省萩原主査より先ず待遇改善の文部省要望と人事院勧告の概要説明があり, これらの要望はほとんど受入れられていないこと, さらに, 高年令者の昇給延伸については, 人事院によると退職時に20年以上の在職者には2号俸の特昇をもってこれにかえる。また, 教官の退職についても60才とする見解だという説明があり, 次いで要望書(案)について審議の結果, 国大協でいう55才延伸と人事院でいう58才延伸は考え方が違うものだが, 国大協でいう給与の大幅引上げは最高俸に全員がなるという要望なので, これでは文部省としても受入れられないようなので, 要望書中「55才までに大幅な給与引上げをすることを要望した際にそれ以後

の昇給を延伸ないし停止してもさしつかえない旨を述べた。」とあるを「55才までに最高俸近くに達するよう大幅な給与引上げを要望した。」に訂正して承認した。

## (18) 第7 常置委員会議事要録

日 時 昭和45年10月2日(金) 午前10時～午後4時

場 所 国立教育会館第5研修室

出席者 鎌田委員長

中川, 林, 波多野, 伊藤, 武居, 稲荷山, 池田各委員

松原, 志田各専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より本日は予て各大学へお願いしてあった「教員養成制度についての(中間報告案)」に対する意見が、別紙のとおり集まったので、これらの回答意見のうちから特に問題となるような点をピックアップし、意見の交換を行なって、今後これらの意見をどのようにまとめていくか協議を願いたい。なお、本日の意見を考慮に入れ、小委員会でこれらの意見のまとめをして、11月中頃までには、本委員会としての成案を得て、理事会、総会に諮りたい旨挨拶があり、ついで前回の(6月27日)委員会の議事要録を朗読し、一部修正の上、承認され、続いて丁子主事から本日の会議資料の説明があって議事に入った。

### ○ 教員養成制度についての中間報告案に対する各大学の意見のまとめについて

各大学より寄せられた上記中間報告案に対する意見をどう整理をしてまとめるかということについて協議検討の結果、先ず本日は、各大学の意見のうちから特に本委員会の中間報告案と

著しく違っている大学の意見をピックアップして検討することとした。

先ず、最初に次の大学(学部, 研究所, 個人もある)からの「アンケートに対する意見書」を朗読し、それぞれの大学毎に見解の相違点や誤解点等を指摘し、その内容を検討した。

北海道大学, 北海道教育大学, 宮城教育大学  
お茶の水女子大学, 東京大学, 熊本大学,

上記大学の意見のうちには、誤解されているような点もあり、また中間報告の中味を理解して貰えば、大体は了解されるようなことが多く根本的に相違している点は比較的少なかった。しかし、当委員会としては、これらの意見も十分に考慮に入れ、修正すべき点があれば採り入れるという方針でさらによく専門委員の間で検討して貰って、修正することとした。

(以上で午前の会議を終り、午後1時再開)

午前に引続いて、上記以外の回答のあった各大学の意見を各大学毎にそれぞれ全体にわたって意見の内容を検討し、特に問題となりそうな点や中間報告に対する意見などをとりあげて仔細に検討し、意見の交換を行なったが、全体を通じて各大学において問題となった意見の主なるものは大体次の点であった。

- 一般的に専門性の意義が不明確であるのでこの意義を明らかにする必要がある。
- 予算に関する問題とか、待遇改善に関する問題も加えたらどうか。
- 教員免許基準の引上げを示唆しているが、これが、ただ単に教職関係単位の量的引上げを意味するものならば、一般大学・学部からの免許取得は困難となり、開放制の建前に逆行し、却って人材を得なくなり易いので、この点はむしろ質的引上げに重点を置くべきだ。

- 教員養成については、むしろ「教大協」で考え方を打ち出すべきである。
- 東京水産大学の意見は、特殊な大学でもあり、積極的に具体的でもあるので、検討に値するものと思う。
- 岐阜大学の意見は批判的で、中間報告案とはかなり意見が違っているので検討を要する。
- 大阪大学の一部にはかなり中間報告案とは反対的の意見がある。
- 徳島大学の、中間報告案の5、6、7項などに対する意見は、反対のパターンと言っようと思う。
- 一般的に中教審に対する批判的姿勢が欠けているようだ。この点を報告にとり入れてほしい。

以上、本日の議事を終り、最後に各大学から寄せられた意見の整理は、松原専門委員にお願いし、次回小委員会（10月23日）までに、本日は話し合った意見を取り入れ、修正案をまとめて貰うこととした。なお、各大学からの意見を整理するために、助手的の人を必要とするので、助教授クラスの適任者を臨時的に委嘱して松原専門委員に協力して頂くこととし、その人選は委員長に一任し、近日中に決めていただくこととした。

- 次回委員会および小委員会を次のとおり開催することとした。

小委員会（第1回）10月23日（金）

午前10時30分～午後4時

同（第2回）11月13日（金）

午前10時30分～午後4時

常置委員会 11月24日（火）

午後5時～午後9時

## (19) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和45年11月13日（金）午前10時30分  
～午後4時

場所 学士会分館7号室

出席者 鎌田委員長

中川、林、武居、松本 稲荷山、池田  
藤吉各委員

松原、志田、大田、池田、井上、原各  
専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会

初めに、委員長より開会の挨拶があつて後、新たに専門委員になられた下記4名の紹介があつた。

大田 堯（東京大学教授）

池田 進（京都大学教授）

井上 久雄（広島大学助教授）

原 俊之（九州大学教授）

ついで、前回（10月2日）委員会の議事要録を朗読し、承認され、続いて丁子主事から、配付資料の説明があつて議事に入った。

- 教員養成制度についての中間報告について  
初めに委員長より、前回の委員会では、本日（13日）先ず小委員会を開いて予て検討中の「教員養成制度について」の中間報告案のとりまとめについて協議をする予定であつたが、その後予定を変更し小委員会を取り止め、本委員会に切り替え、新専門委員を加えて開催することにした旨述べられ、議事に入った。

先ず、松原専門委員から前委員会での意見とその後大学から寄せられてきた意見を加えて修正された別紙「教員養成制度について（中間報告案）」を朗読の上修正点の説明があり、続いて委員長から「国立九大学教育学部長会議」から本協会第7常置委員会宛に寄せられた「教員

養成制度について（中間報告案）」に対する意見（別紙）を朗読し、紹介された。

ついで、新専門委員より専門委員の役割と責任についての質問があり、これに対して鶴田事務局長より大体において委員と同様である、意見を述べることはできるが、責任は専門委員が負うべきものでなく、どこまでも委員会として負うべき性格のものである旨説明された。

ついで、委員長より、目下当協会第1常置委員会で検討をしている、中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解および中教審の「初等・中等教育の改革に関する基本構想」と目下本委員会で検討をしている「教員養成制度について」の意見との関連をどう考えるべきかとの発言があり、協議の結果、中教審から出された報告に対する意見にとらわれずに、主体的な立場で第7常置委員会としての意見をまとめることとした。

ついで、二宮主事が前回小委員会の意向により一部修正をした別紙「教員養成制度について（中間報告案）」を朗読した後、その内容について意見の交換を行ったが、その主なる点は次のとおりであった。

(1) 「まえがき」の部分について

- 「まえがき」の部分は、もう少し抽象的でもよいではないか、基準を高めると同時に質的にも高めるように、もう少し大所高所から見た意見にした方がよいのではないか。
- 「まえがき」の部分は、前回に比べれば、かなり修正をしているが、未だ十分でないようだ。教育系大学と一般大学とが同じ立場で問題を検討していく姿勢が必要と思う。質的低下などが必要以上に強調されている。一般大学の整備の不十分なことを

指摘してほしい。

- 戦後、大学においては、教員養成の方法が専門家であると同時に研究者であるように求められてきたが、そのような姿勢を示したらどうか。
  - 教員養成制度改善のねらいは、免許基準を高めることがねらいではなく、目的は、内容（質）の充実であり教師像を高めることがねらいである。
  - 大学に個性を持たせることは必要であるので、この点もとり入れておきたい。
- (2) 1. 高等教育（大学）の改革と教育系大学・学部の位置づけ
- この項については、標題を「大学の改革と教員養成」としてはどうかとの意見があった。
- (3) 2. 教員免許制度について
- この項については、次のような意見があった。
- 附属学校の重視を強調すべきだ。
  - 教員の養成は、全大学（教員養成大学・一般大学）で荷っていく考えで進むべきであり、あまり細かく規則づけることは問題である。
  - 小学校教員の資格を一般大学からも取れるような姿勢で検討することも必要でないか。
  - 専門性の点から待遇改善の項目をこの報告の中の適当なところへ追加したい。
- (4) 3. 附属学校と教育実地研究
- この項については、次のような意見があった。
- これ程細かくふれる必要にないようだ。あるべき姿だけを述べておく程度でよい。
- (5) 4. 教員の広域需給について

- この項については、行政的な問題であるので、本報告から削除したらどうかとの意見があり、省くこととした。
- (6) 5. 教員の研修制度の確立について  
この項については、研修の自由ということを取り入れておきたいとの意見があった。
- (7) 6. 高等学校教員養成について  
この項については、次のような意見があった。
  - 全大学にこの制度を置くことはもちろん問題だが、各地区に、このような大学が設立されると、旧高等師範学校的なものになるように思わしくない。
  - あまり具体的な問題にふれないようにしたらどうか。
  - 一般大学から高校教員を出しているのでむしろ問題点だけをとり挙げることはどうか。
- (8) 7. 幼稚園教員の養成について  
この項については、次のような意見があった。
  - 標題を「幼児教育について」としたらどうか。
  - 2年間の教育では、教員としては不十分であるので、研修によって充たすべきだとするような表現は問題である。また、小学校教員との待遇格差を無くするためには、4年制大学を建前とすべきだいう意見があったが、検討の結果、この問題にはここではふれないこととした。
- (9) 待遇改善について  
この項目を報告案の中に追加とするとすればどこへ加えるか、このことについては次回小委員会できめることにした。  
以上で本日の「中間報告案」の検討を終わ

り、大田、志田、松原、池田各専門委員に原案の作案分担をお願いし、次回小委員会までに各作案担当者は、本日の意見を考慮に入れてそれぞれ担当項目を修正の上持参していただくこととした。

- 次回常置委員会および小委員会を、次のとおり決定した。

小委員会 11月19日(木)午後5時30分より(場所 国立大学協会)

常置委員会 11月21日(土)午前10時30分より(場所 東大経済学部集会室)

## (20) 第7 常置委員会議事要録

日時 昭和45年11月21日(土)午後1時

場所 東京大学経済学部第4会議室

出席者 鎌田委員長

林、伊藤、稻荷山各委員

松原、志田、井上、原各専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より教員養成制度についての中間報告案は、予てから数回の小委員会を開いて各大学からの意見を検討、討議の結果、本日午前に行なった小委員会(新専門委員を加えて)において一応別紙のとおり報告案がまとまったので、本委員会で十分審議を願いたいと挨拶があり、議事に入った。

ついで、志田、松原両専門委員が、前回の会合で討議された意見を考慮に入れてまとめられた別紙報告原案を各作案者が全文それぞれ各項目ごとに朗読の上、本日午前の小委員会で検討の結果、修正を加えた箇所の説明があり、最後に委員長より、池田専門委員が作案した「教員の処遇」の項目を新しく加えた旨報告があった。

続いて、報告案の全般にわたり、各項目ごと



に意見の交換を行ない検討した結果、別紙のとおり修正が行なわれ、第7常置委員会としての中間報告の成案を得た。なお、この報告案は、一部の字句の修正や様式等の点については、松原、志田両専門委員に一任することとし、来る11月24日の理事会に報告し、さらに総会に報告を行ない、了承を得れば総会終了後、各大学へ送付して検討していただき、意見があれば申出てもらい、場合によっては、さらに第7常置委員会として検討することとした。ただし、目下のところこのことについてのアンケートはしないこととした。

なお、今後中間報告がまとまって意見を公表する場合は、第7常置委員会として公表することとした。

最後に、過日各大学から集めたアンケートの集計を出来れば各大学へ送付してほしいとの意見があって、この集計表は松原専門委員の許で整備訂正の上、後日各大学へ送付することとした。

## (21) 教職員の厚生等に関する 特別委員会議事要録

日時 昭和45年10月2日(金)午後1時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長、本川副会長

柳川第4常置委員長、

近藤第6常置委員長、

相磯第4常置委員、馬場第6常置委員

隅谷教授(東大)

説明者 文部省官房会計課管財班前田主査

管理局福利課鴻巣、友崎両課長補佐

加藤会長より、学生の厚生等についてはある程度の基準があり、それに基づいてそれぞれ計

画し対策を進めているが、教職員については何の基準もなく、学生と込みになっているために、例えば食堂にしても教職員については甚だ不充分であり、これを一般官庁に比べて見ても甚だ寒心に堪えないような次第であるので、第4常置委員会とも関連があらうと思うが、教職員の厚生等に関する特別委員会を設けてこれらの問題を検討し、対策を考えたいのが本特別委員会を設けた趣旨である旨説明があり、続いて出席者の紹介があり、なお、本日は特に教職員の福祉厚生についての文部省の所掌の概況をきくこととし出席担当官の紹介があって、始めに文部省の説明をきくこととした。

○先ず友崎課長補佐より、職員の衛生、医療その他福利厚生等に関することは、国家公務員法(73条)に基づいて文部省組織令第40条に、福利課においては

- (1) 文部省共済組合及び公立学校共済組合に關すること。
- (2) 職員(内部部局の職員を除く)の衛生、医療その他福利厚生に關し、援助と助言を与えること。

と定められており、これらの国有財産等の管理の事務は、文部省設置法施行規則に、会計課管財班においては

- (1) 国有財産の管理及び処分に関する総括事務を処理すること。
- (2) 職員に貸与する宿舎に関する事務(人事課の所掌に属するものを除く)を処理すること。と定められている。

なお、職員の保健及び安全保持に関しては、人事院規則10—4(職員の保健及び安全保持)、同規則10—5(職員の放射線障害の防止)又はその他の法令に定めるもののほかは、文部省健康安全管理規程(訓令、別紙資料)に定められ

ている。なお、文部省内部部局の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること、宿舍の居住者の選考に関することなどは、人事課の福祉班において取扱うことに定められているなどについて説明があり、職員の厚生経費（現在1人当1,600円を2,500円に増額要求）、健康診断の実施状況及びその受診率ならびにこれが他省との比較、その他質疑応答があり、問題は、何よりもこれらの事業に要する経費の財源の確保が第一であることから文部省としてこれが確保に努力してほしいとの要望があった。

○ 次に前田管財班主査から、公務員宿舍の問題についての説明に入り、この宿舍は、国家公務員法に基づき、職員の勤務能率の発揮増進のための方策として実施されているものであり、宿舍には各省の合同宿舍と省庁別宿舍とがあり、一般公務員を対象とし、非常勤職員は含まない。大蔵省で概算要求をなし、各省庁は必要戸数を申請することになっている、充足状況については、文部省は昭和34年度383戸が現在は1,500戸で、学部の創設等定員増により、2,000戸は必要である。現在全体から見て合同宿舍1に対し省庁別のものが2の割合であるが今日では土地（宿舍建設敷地）の確保が非常に困難な事情にあるために、宿舍の建設は各省庁が自己の土地を割愛するよりほかはない状態である。また、その場合一戸建でなく四階建のものであり、合同宿舍の入居者の割合は土地提供者が6でその他4である。入居者については、概して大学では教官が優先され、事務系職員が取残されている傾向があり、また、8、7、6等級あたりが救われぬこと、職務の内容から女子よりも男子の入居が多いことなどが報告された。（宿舍の充足状況などの調査があれば参考資料として文部省より貰うこととした。）

宿舍の補修費についても、単価の引上げを要求しているが、現在は、宿舍の充足に重点を置き修繕は二の次に考えられており、苦情にも応じ切れない。従って維持管理機関である大学で受持ち、学内で措置するほかないが、しかしそのための経費が500万円にものぼることとなると学内措置では何ともいたしようがない等大学の実情も述べられた。現在大学には、耐用年数20年のところ40年にもなる学長宿舍もあり、国有財産として寄附されたもの、宿舍とも学生寮ともいえないような建物が、修繕も出来ず改築も出来ないで処置に困っているものがあり、これらの整理が必要であることも陳べられた。各省の福祉厚生予算については、例えば食堂とか診療室などは、一定の基準があって、それによって実施に移しているが、大学関係は学生数だけが基準になって教職員の数は除外されている。従って教職員は学生のかげにかくれて利用している状態であることは納得がいかないこと。また教職員の厚生費は昭和25年200円、28年600円、37年900円、40年1,000円、42年1,300円、45年1,600円と漸次増額されてはいるが、現下の社会情勢からしてまだまだ増額の必要があることが指摘された。

○ 次に文部省共済組合について、鴻巣課長補佐から別紙資料「文部省共済組合について」により、本組合の組織、事業内容、財源、福祉事業の現況等について説明があり、これに対し次のような点について質疑応答があった。

○ 保育所について 厚生省の国立病院では、看護婦の利用者で団体をつくって実施している。その他電々公社、共済組合連合会等で行なっている。文部省では共済組合では行なっていないが、大学では所謂やみで行なっていて、これがだんだんと広まっていき、手の施

しやうがなくなる心配がある。基準を定めて何時かの時点で公に認めるようにしてほしいとの要望が出された。文部省では「人」の点は人事課で「金」の面は会計課の所掌であり何れも現行では各省との関係もあり、これを国として実施することは困難であり、共済組合かあるいは財団あたりで行なうことが望ましい旨が述べられた。大学としては、職員の手不足な現在そのために益々手不足となることは困るので学外で扱うべきだとの意見もあり、本問題は今後の検討問題とすることとした。

以上で、文部省からの説明並びにこれに対する質疑応答を終え、次の諸点について審議した。

1. 本委員会の名称について  
教職員の厚生等に関する特別委員会とする。
2. 委員長の選考  
第4常置委員会とも関係が深いので、同委員会委員の相磯千葉大学長にお願いすることとした。
3. 専門委員について  
本日お集まりの各委員の大学から1名宛推薦願うこととし、東北大学より山本教授を、東京大学より隅谷教授を推薦され、一橋大学より手塚事務局長を、東京農工大学よりは高岡庶務部長を、弘前大学からは苫米地学生部次長をそれぞれ予定者として推薦があり、千葉大学からは、経理部長にお願いすることとし、後で通知いただくことになった。なお、東北大学山本教授および東京大学隅谷教授は教員委員としてお願いすることに了承された。  
以上をもって、一応本委員会を発足すること

とし、今回は11月13日（金）に開催する。その前に審議すべき問題点および今後の審議の進め方並びに審議資料の問題等について相談するため10月24日（土）午前10時より小委員会を開催することを申し合わせた。なお臨時職員に関する問題については、第6常置委員会とも相談の上取扱についての取り決めを行なうこととした。

## (22) 教職員の厚生等に関する特別委員会議事要録

日 時 昭和45年11月13日（金）午後1時30分～5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 相磯委員長

柳川、山本、和達、加藤、隅谷、

近藤各委員

手塚専門委員

委員長より、10月2日に第一回の委員会を開いて資料を集め問題点を拾い出して検討を進めることとし、10月24日に小委員会を開いて別紙（会報51号Cの項参照）のとおり問題点を整理し、この問題点をそれぞれ分担して調査した。この調査資料が全部出揃ったわけではないが、これについて検討願うこととしたい旨挨拶があり、次いで前回の議事要録を朗読し、鶴田局長よりこれら審議の内容について報告があり議事に入った。

○ はじめに、手塚専門委員より調査資料として提出の別紙「食堂、医務室、売店、理髪室等の基準」および「一般庁舎面積算定基準（抄）」について説明があり、なお、執務環境の改善のため冷暖房の設置を取り上げてほしいとの要望があった。続いて、神田専門委員の調査による別紙「(1)教職員食堂の基準(2)診療施設(診療室)の

設置基準」の朗読があって、上記両資料について質疑に入り、この調査に見るように、各省における職員食堂、診療施設等の新営に当たっては、この算定基準により積算されているが、国立学校では、学生のための食堂、医務室、売店理髪室等福利厚生に必要な施設の新営についてはこの基準により算定されているが、教職員については何等積算されていないことが明らかになり、またこの教職員の数が積算されていない根拠が明確でないことも判明した。

○ 次に、鶴田局長より、別紙「保育施設の实情」についておよび別紙「教職員の厚生等に関する問題点」について説明があり、次のような点について質疑応答があった。

全体として、はじめに「まえがき」として、一般官庁においては、一定の基準によって対策がたてられているが、国立大学では、学生の厚生等については基準によって計画し対策を論じているが、教職員については放任されている状態であり、一般官庁に比べてその数をはるかに多いにもかかわらず、このような状態にあることはおかしい。よって特別委員会を設けてこれらの問題を究明し、対策を講ずることとしたことをこの基準方針でうたうこととしたい。

(1)の福利厚生担当課の設置については、これが業務に専念し責任をもつ事務組織の無いことが、対策が立てられなかった要因ともなっている。よって先ず課をおくとともに、これを運営・管理する人員を強化する点をうたうこととしたい。一課をなすためには、長のほか掛員が必要であり、定員削減に逆行するようだが、これが削減の歯止めともなるので是非実現してほしい。また反面かかる施設の管理を大学でかかえこむことは一切やめたいとの意見も出されたが、この定員増については国大協として当局に

要望書を出し、各大学で事情に応じて要求することとした。

(2)の(B)の独身寮は、職員組合からの要望が強く、一室に二人が原則だが、独身寮よりも家庭寮を造って、これに独身者を入れる考えがあるようである。(d)の地方所在大学の教官の宿舎については、宿舎の有無が条件になる場合が多く絶対量が少ない場合に優先の二項目ともなり矛盾が出ないかとの意見もあったが、ここでは要求の理由の一つとして考えることとした。

(4)の食堂・集会所・消費生活については、「消費生活」を「売店等」と改め、(a)の末尾に「教職員のための売店等についてもこれに準じて検討すること」を加え、(c)の項は、学生の消費組合でやっているもので、この生活協同組合のスペースに、職員の数が積算されていない点は問題ではあるが、特にこの項目を設ける必要があるかどうか、一応この項は削ることとする。

(5)の保健(衛生・医療)については、(b)の項を(a)の項とし、「保健センターを教職員に利用させることとし同センター設置と充実を促進すること」と修正し、(a)の項を(b)の項として( )内の「共済組合の項(d)と関連」を「(a)および共済組合の項(d)と関連」と修正する。(c)は原案どおり。

(6)の保育施設については、①看護婦に限るか或は一般職員や大学院学生にも及ぼすか②公のものでないで、これを公にするか③共済組合で引受けてもらう方法はどうか、などの点について意見の交換があり、鶴田局長より、本問題について、昭和42年に幹事会で相談の結果、各大学の共済組合の支部で責任をもって運営し、人については臨時職員を当てる。保育料を取り保育所で経理する、などとして文部省とも話し合ったが、臨時職員の問題で成立しなかった。

その際事故の責任を支部長が負うことはどうかとの意見もあった旨説明があった。本問題は今後拡大されて来ると思われるので、何とか公認の方向に進めることとし、次回には本問題を最初に検討することとした。

(7)の「その他の福利厚生」を「その他」とし「(a)執務環境の改善(冷暖房の整備等)」を加え、(8)の項を(b)とし、(9)の項を(c)として(7)の項に加えることとした。

以上により全文を整理し、これを先ず隅谷委員にご覧願ひ委員長に供覧の上、これをプリントして総会に配布の上報告することとした。

今回は、文部省関係官より実際上の取扱等の問題について説明を聞くこととし、なお、本問題は文部省にも協力してもらう必要があるので鶴田局長より十分連絡をとることとなった。

## (23) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和45年10月19日(月)午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 波多野委員長

加藤、広橋、北村、田中各委員

松田、日高各専門委員

説明員 文部省情報図書館課 上島係長

波多野委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があったのち、丁子主事から配付資料の説明があり、ついで前回(9月7日)委員会の議事要録を朗読し、承認された。

議事にさきだち、本日文部省より説明員として出席された上島掛長から、別冊配付資料(昭和43年度「大学図書館実態調査」結果報告)によって、主たる内容について説明があり、国大協側で図書館関係問題の検討資料として利用し

てほしいと希望された。

ついで、委員側より、この実態調査を文部省ではどのように利用しているかとの質問がありこれに対し文部省では予算要求の資料としたりまた、行政の上に反映させたり等いろいろな方面の資料としており、また、大学側から今後こんな点の調査もしてほしいとの要望があれば、その内容の改善もしていきたいと考えている旨の説明があった。

このあと、委員側より、国立大学の箇々の動向(例えば蔵書数など)の一覧表の如きものがあると便利であるとの希望があったが。これについては多少の問題があるが大学側としては、有力な参考資料となるのでできれば公表はしなくとも本委員会等で利用できるようにしてほしいとの意見があった。

### (報告事項)

#### ○ 国立大学図書館協議会について

松田専門委員より、第17回国立大学図書館協議会の総会が去る9月30日、10月1日の2日間京都大学が当番校で高野山大学で行なわれた旨報告があり、その状況について次のとおり説明があった。

#### ○ “新しい大学図書館像、特別委員会において次の問題点をとりあげて検討した旨報告があり、なお、今後も引続いて検討するとのことであった。

##### ① 大学図書館の理念について

② 各大学相互の研究教育条件の平準化を図り、格差をなくするための大学図書館(特に中小の大学)間の相互協力について

③ 図書館業務の機械化を中心とした大学図書館の未来像の問題(万能的な考えではなく、適当な限界があるので適正かつ計画的に進めて行き、先ず初めは地域的に利用す

るようにする)

## 図書館予算問題について

(主として各大学の内部における扱い方について)

以上の説明があつて、最後に同協議会では近日中文部大臣に対して上記の問題等に関する要望書を提出する予定になっている旨報告があつた。

## 議 事

### 1. 大学図書館予算に関するアンケートについて

松田、日高両専門委員によって立案された「大学図書館予算案に関するアンケート」案について、日高専門委員から、前回の小委員会で検討された際の意見を採り入れ、別紙のとおり一応の様式をまとめた旨前回の案と比較しながら細目について説明があり、なお、松田専門委員よりこのアンケート様式は、経常費と特別経費とを区分して考えて見たいと思つて立案した旨説明があつた。

ついで、各委員の間で次のような意見や質疑応答があつた。

○ 調査はいつ現在で行なうか。

(調査のねらいは最新のものであるが、事実上昭和45年度のものではできないので、昭和44年度の決算によって調査をすることとした。)

○ できれば決算だけでなく、予算も知りたいのが今回の調査のねらいである。

○ 図書館の維持費(光熱水料費等)の項目も適当なところへ加えたい。

○ 文部省としては、アンケートする場合には出来れば調査項目の中に使途、目的、冊数も加えてほしい。

その他細部にわたつて種々の意見があつ

て検討の結果、一応別紙のとおり株式の一部を修正することとしたが、さらに内容の表現その他については、後で鶴田事務局長と松田専門委員が話し合うこととし、また、田中委員からも次回小委員会までには、修正案を考えていただくこととして、もう一度小委員会を開いて今日の意見を取り入れて再検討することとした。

### 2. 図書館学の振興に関するアンケートについて

日高専門委員より、前回のアンケート案に一部修正を加えて別紙の案を作つたとの説明があつたが、この案については特に問題点もなく了承された。

以上で、本日のアンケート案についての討議は終つたが、本小委員会の案が決定すれば至急これを各委員に送付して意見を伺つた上これを理事会に諮り、了承を得れば、各国立大学宛別紙調査依頼状(案)を添えて依頼することとした。

### 3. 委員補充について

故細谷委員(山形大学長)の後任委員として、同大学の後任広根学長を推せんすることとした。

#### ○ 次回小委員会

日 時 昭和45年11月10日(火)午前10時~午後1時

場 所 国立大学協会会議室

○ 来たる11月24日の理事会前には委員会は開かないこと。

## (24) 教養課程に関する特別委員会議事要録

日 時 昭和45年11月11日(水)午前11時~午

後3時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 今西委員長

黒沢、秋月、加藤、福井、横田、飯島  
倉田各委員

小野、今堀各専門委員

今西委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があって後、新しく専門委員になられた今堀誠二教授（広島大学）の紹介があった。ついで、丁子主事から本日の会議資料について説明があり、続いて前回（9月25日）の議事要録を朗読し、承認があって議事に入った。

先ず、委員長より本日の課題になっている

1. 「今後の教養課程の整備充実に関する問題点」

2. 「教養課程における外国語・保健・体育」については、今回の総会までにはある程度の意見をまとめたいと考えていたが、日時の余裕もなく、また、中教審や各大学の改革案等が未だ検討中の段階でもあり、また、それ等は教養課程のこれらの問題とも関連が深いので、早急に結論を出すことは無理と思われるので、本日は前委員会に引続いて問題点を拾い出して意見を交換して見たいと述べられ、次のような点について意見の交換があった。

1. 今後の教養課程の整備充実に関する問題点

○ 総定員法の問題は、その後どうなっているかという質問があったが、加藤会長よりこの問題については、大学の特殊事情は関係方面に対し十分述べてあるが、早急には大学側の希望を大きくとり入れることは困難な模様であるとのことであった。

○ そのようなことであれば現実問題として特に教養部の人員増の問題をとりあげて早

急に充実する方法を本委員会でも考えてほしい。

○ 教養部は、現実に学生40人に対し教官が僅かに1名の割当程度であり、これでは到底満足な教育はできない。根本的に制度を改めてほしい。

○ 各大学の教養部の教職員の実状を調べる必要がある。文部省に依頼して年度別に教養部の教職員の伸び率を調べてほしい。

○ 人員増の問題は緊急を要するので、実現の具体策を各委員で十分考える必要がある。

2. 教養課程における外国語・保健・体育について

このことについては、前回委員会での話し合いによって、小野専門委員が、各大学から寄せられた意見を基にして調べられた別紙資料「外国語教育および保健・体育に関する各大学の意見（中間報告などを含む）」によって各大学のこれに対する考え方や一般的状況についての調査結果の説明があった。

ついで、加藤委員より日本体育学会から中教審の第26特別委員会に対し、「大学の保健・体育についての要望書」をさきに提出したが、今回さらに去る五月に公表された「高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）」に対して別紙のとおり、日本体育学会としての見解を表明したとの報告があった旨紹介があった。

以上で、午前の会議を閉じ、午後1時再開  
午後は外国語の問題について検討する予定であったが、この問題は後に廻し、午前に続いて教養課程の整備充実に関する問題点について検討することとし、それについて次のような意見があった。

- 教養部の現状を把握するためには、小委員会を設けて検討をしたらどうか。
- アンケートを出すとするれば、予め問題点を拾っておく必要があるのではないか。
- 今回の総会には、問題点をある程度挙げて、今後検討する予定である旨を報告しておくことにしてはどうか。
- アンケートによって調査をする場合は、先ず教養部で最も困まっている現状を十分に調べることが重要であり、次のような事項を調べる必要がある。
  - ① 教員組織の現状（特に定員と実員）
  - ② 一般教育の年限
  - ③ 教官の担当授業時間数
  - ④ 科目別の担当時間数
  - ⑤ 1クラスの学生人員数
  - ⑥ 講座予算と教養部予算の格差問題  
（これは制度的のものでなく実状の調査）
  - ⑦ 事務職員の数（教養部）
  - ⑧ 施設の現状
  - ⑨ その他
- 上記のような調査をすれば、かなり大学側にとって抵抗があるのではないか。特に公表するとすれば。
- 差し当って本委員会のメンバーとなっている大学について実態調査をして見たらどうか。
- 差し当って大きな問題は、人員増の問題であるが、若し増員が不可能の場合、予算的に何かの方法を考えられるか、例えば、非常勤講師とか大学院学生の動員等の方法等について。  
大略上記のような意見があり、討議の結果本日の意見を取り入れてアンケートの案をつ

くることとしたが、その原案は、今堀専門委員と飯島委員にお願いし、委員長、加藤、前田各委員および小野専門委員の意見を伺って、できれば総会に報告したいが、時間的に無理であれば、目下検討中である旨を報告し総会終了後、小委員会をつくって12月10日前後に小委員会を開いて検討に着手することとした。

小委員会の委員は次のとおり決定した。

今西委員長、飯島、横田、前田各委員  
小野、成川、今堀各専門委員

なお、小委員会には、オブザーバーとして出来れば小塚前委員長にも参加して頂くこととした。

以上の小委員会メンバーが決定した後、今後の検討目標について討議の結果、今総会までには日時の余裕もなく、また、問題点の整理も困難なので、今回の総会には単に目下小委員会を検討中であるとの報告だけにとどめ総会終了後適当な日時を定め、1、2回の小委員会を開いて検討し、最終的の委員会のまとめは、明年度の概算要求を出す前（5月頃までに）に報告案をまとめる予定で検討することとした。

ついで、委員長より、保健・体育の問題もできれば平行して検討したいがどうするかとの発言があり、この問題も平行して検討をすすめることとした。

なお、この問題は、現状の問題と大学改革の問題にも関連が深いので、本質的にこまかく掘り下げて検討する必要がある。先ずWorking Group的のものをつくりFree talkingを行なって十分検討の上、レポートを本委員会に提出して貰い、当委員会としてはそれを本格的に検討してはどうかとの意見があ



った。協議の結果、早速5、6名のWorking groupをつくることとなり、その人選は外国語関係については前田委員（東大）に、保健・体育関係（体育関係以外の方も加えること）については小野、西尾両専門委員に依頼することとし、メンバーが決定次第発足することとした。

最後に、次回の小委員会を12月12日以前に開催することとした。

## (25) 医学教育に関する特別 委員会議事要録

日 時 昭和45年11月24日（火）午後5時

場 所 如水会館ロビー

出席者 清水委員長

柳川、相磯、長崎、釜洞、中塚各委員  
堀口専門委員

清水委員長主宰の下に開会

先ず委員長より、10月初めに全国国公立の医科大学、医学部および関係諸団体、日本学術会議、日本医師会、医学部長・病院長会議、医学教育学会等計50余の大学や医学団体等に、医学教育殊にその改革に関係のある資料の送付方を依頼したが、全般的改革案あるいは一部カリキュラムなどの資料の送付があったのは、8件にすぎず、他の大部分の回答は、検討中ということであった。この数字が現在のわが国における医学教育改革の状況を端的に示しているものと思う。また専門課程のカリキュラムについては、どの大学でも大なり小なりの改革が検討され実施されているようであるが、実際に全般的改革を行なったのは1つあるいは2つだけと聞いている。また、大学基準協会の医学教育関係の委員会が3回開催されたその内容について、

また医学部長・病院長会議では3つの研究部会ができたので、そこで検討することになっている旨等各方面についての報告が行なわれた。

次いで、配付資料の説明があり、続いて前回（6月26日）の議事要録を朗読し、一部修正の上承認された。

### ○ 医学教育改革の現況について

委員長より本日は、先ず改革に当たってはどのような問題点があるか、またどのような在り方がよいかそんな点を中心として自由討議の形で話し合っていたいただきたいと述べられ、次のような意見や質疑応答があった。

○ 日本学術会論の第7部で検討しているが全般的な方針としてはどのようなことが考  
てられているか、また在り方などについて  
はどうか。

○ （日本学術会議は患者側の立場で考えて  
いる。医学部会の7部においては自主的  
という考えであり、急がれてもなかなかで  
きない）

○ 講座制に対する考えなどはどうか。

○ （目下まとまった意見はなく、いろいろ  
検討している。）

○ 講座制の可否の問題は、他の諸団体の委  
員会でもやっているの、合同して考えて  
みたらどうかと思う。

○ 医学部長・病院長会議で講座制を廃止し  
た学部を作ろうとする意見もある。（教授  
などをポストから外してやったらどうか  
と思う。）

○ 各種の問題点をピックアップして検討を  
進めていったらどうかと思う。

○ 6年教育の中で教養課程をどう生かす  
か、その中で専門的な内容を充実して進め  
ていくにはどうしたらよいか、また新制度

当初の理念をどう生かすか。

- 学部との格差を減らし、全教官によって教育するのがよい。
- 学部を独立させたいとすれば、定員が付けばそれは可能だ。
- 教養が独立した場合のよい悪いの理念については余り論ぜられていないのではないか。
- 関連病院を制度化していくということは医学部長・病院長会議ではどうなっているか。
- 観念的に考えている。学校に附随しないで、どこの病院でもできるようなものがある、と考えているようだ。
- 将来 Undergraduate になるような考え方にいった方がよいというふうに考えている。
- 大学院がボイコットされているようだが実情はどうなっているか。
- 臨床系大学院については反対ばかりではない。
- 外科医と内科医とが一緒になった大学院の構想は考えられるかどうか。
- あり得ると思うが、実際問題としてはできないと思う。
- 大学院入学と教室に入ることは実際問題として同じではないかと思う。
- 就職の際大学院修了だと2号俸上ったりして、不合理な面がある。

以上のような、意見の開陳があった後、委員長より、いずれも大きな問題であり現在では結論に至らないことばかりであるので、今後も関係団体等と連絡を密にし、更に資料を集めて検討を進めていきたい旨述べられた。

次回開催は1月下旬に開くこととした。

なお、医学のあり方およびその教育について深い研究をされ著述もある大阪大学医学部の中川米造助教授に専門委員をお願いすることで了承された。

## (26) 大学運営協議会研究部会 連絡会議議事要録

日 時 昭和45年10月3日(土) 午前10時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長、本川副会長

柳川部会長、伊藤専門委員

宮島委員、松田主査

中川部会長、武田主査

会長の主宰により開会。本日は、研究部会の「大学問題に関する調査研究」の今後の審議の進め方についてお話し合いを願うため部会長と主査の方々にお集り願った旨挨拶があり、続いて、丁子主事より配布資料について説明があった議事に入った。

先ず、会長より、考えられる問題点として、

- ①本年2月に出した「大学問題に関する調査研究」(中間報告)以降において出された各大学改の草案等に見られる意見の追加補充について
- ②既に一部の大学において実施に移されている学長、部長の選挙方式等について、
- ③資料4の「各大学における大学問題の改革についての申し合わせ」の(1), (2), (3)の項目はこのままでよいかどうか
- ④中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解について、目下第1常置委員会において検討中であるが、これとの関係について
- ⑤中教審の「改革案」が具体化の段階に入った場合の文部省および中教審との折衝等について
- ⑥その他大学改革に関する資料の整理とその考え方の取りまとめの方法などが考えられるが、以上の問題およびその他の問題に

ついて審議願ひ、今後の進め方について、また委員、専門委員の補充についてお諮りしたい旨述べられ、先ず、委員、専門委員の補充について諮られ、次のように了承された。

#### 1. 委員・専門委員について

第1研究部会の田上主査の退官に伴う後任の補充については、同部会の専門委員である伊藤、雄川両委員の内から1名を、従ってその後任として専門委員は一橋大学あたりから願ひする。また、そのほかに若手の方を専門委員として増員する。前川委員（香川大学長）の退官による後任としては、同じ四国地区の愛媛大学の熊谷学長に願ひする。

第2研究部会の細谷委員（山形大学）の逝去に伴う後任には、同大学の広根学長に願ひする。

第3研究部会の専門委員を1名増員することとし、金沢大学より推薦願ひすることとする。

#### 2. 今後の審議の進め方について

本問題の審議に入るまえに、さきに出した「大学問題に関する調査研究（中間報告）」の各大学における反響の問題が話題にのぼりこの中間報告は、大学では非常に参考になり、これをテキストにも使われるなど、かなり利用され、資料としても意味のあることが報告された。

資料としても意味があるが、来年3月以降になるとこれをしぼって大学改革についての話しを進める上の参考にすることもできる。

各部会で検討を進め、その過程において部会からはずれる問題があれば、合同で検討すること。例えば授業料問題などは国立と私立との関係についても論議する必要がある。

改革案だけでなく、その他の問題について

も資料的に補充することとし、同時にしぼる方向に進めていき、来年3月頃までにまとめることではどうか。

資料を整理してコメントをつける作業はできるが、大学へ照会して意見を聞き、それに基いてまとめるとなると単に部会の作業ではないものになる。

紛争以来、とかくまとめが難しくなっているので、3月に発表するとなると1月頃には案を作り各大学へ流して意見を聞く必要がある。

41年6月に出した「大学の管理運営に関する意見」も国立大学一本の意見をまとめることは困難であり、各大学がその自主的努力によって解決していく上の参考たらしめようとしたものであった。国大協として一本にまとめることは困難でも、このような意見があるということだとそれがかなり参考になる。部会としては、各大学の意見も聞いて、このような意見が多い、この点は一致してやろう、この点は理事会なり総会で決めてもらうことで進めるほかはない。

大学運営協議会の意見とするか、或は研究部会の意見とするかの点は、作業をして見ただで判断することとし、一応1月頃までにまとめて、問題点をつけてこれを各大学へ流して意見を聞いた上で、3月頃にそれをまとめることに了承した。

#### 3. 各大学における大学問題の改革についての申し合わせについて

申し合わせの(1)のその大学固有の問題、(2)の他の大学に関連して影響を及ぼす問題の区別は、必ずしも明確ではないが、(2)の場合には大学運営協議会を通じて情報および意見の交換を行なうことが望ましいとの申し合わせ

であるが、多くの場合非公式には国大協に連絡はしても、タイムリーに仕事を進めていく関係上相談する時間的な余裕がない場合が多い。(3)はかなりはっきりするが(2)の問題については、事前に相談することは難しいが、結果は情報として知らせてもらうことは必要である。とかく学長の学内の情報伝達が十分でないとの批判もあるが、この辺にも問題であろう。申し合わせの問題は、重ねて論議することとしたい。

#### 4. 第1常置委員会との関係について

目下第1常置委員会において検討中の、中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解と研究部会との関係については、第1常置委員会の成案を得る前に研究部会の意見をきき、研究部会と協同のもとに成案を得るようにすることも一つの方法ではないかとの考えが出され、この点第1常置委員会として検討願うこととした。

#### 5. 今後の審議の目安について（事務的）

今後の目安として、①審議資料を整理し、追加分を補充すること②審議の日取りについて③全体のホームについて

なお、総会の前に合同部会を開催することとし、その日時を、11月4日（水）午後1時より合同部会を開き、引続いて各研究部会を開く、当日は新委員、専門委員の方々にも参加願うこと、また当日は宿泊も準備することに了承された。

## (27) 大学運営協議会研究部会 全体会議議事要録

日 時 昭和45年11月4日（水）午後1時～午後4時

場 所 学生会分館6号室

出席者 加藤委員長、本川副会長、  
和達副会長（第2研究部会長）

#### 第1研究部会

柳川部会長

今西、小野、熊谷各委員

伊藤、成田各専門委員

#### 第2研究部会

広根、宮島、谷口、松田各委員

小野、柿内、成川各専門委員

#### 第3研究部会

中川部会長

秋月、野田、武田、田畑各委員

佐々木、鈴木各専門委員

#### 合同研究部会

総山、三島各専門委員

加藤委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、前回（10月3日）の研究部会連絡会議以後における委員の異動について次のとおり報告があつた。

#### 部会名

第1委員 (旧)前川忠夫(香川大)

(新)熊谷三郎(愛媛大)

主 査 (旧)田上穰治(一橋大)

(新)雄川一郎(東京大)

専門委員 (新)成田頼明(横浜国大)

第2委員 (旧)細谷恒夫(山形大)

(新)広根徳太郎(山形大)

第3専門委員(新)鈴木 寛(金沢大)

ついで、丁子主事から、本日の会議資料の説明があり、続いて前回(10月3日)研究部会連絡会議の議事要録を朗読し、一部改正し、承認されて、議事に入った。

#### 1. 中教審「高等教育の改革に関する基本構想 (中間報告)に対する見解(案)」について

初めに委員長より、予て第1常置委員会において検討してまとめた、中教審の「高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）に対する見解（案）」について、第1常置委員長から、本研究部会に対して意見を求められていたので、過日各委員宛上記見解（案）を送付し、検討おき下さったので、本日は先ずこのことについて検討を願いたいと挨拶がありついで中川第1常置委員長より別紙資料(4)の見解（案）は、各大学から寄せられた意見を基にして小塚臨時委員がまとめられた案を、第1常置の小委員会で検討の結果、出来上ったものであるが、これについて意見を伺がい修正すべき点があれば修正をし、できれば別紙審議日程案（資料7）によって見解（案）のとりまとめを行ない、来るべき理事会および総会に報告し、今後の取り扱いをきめたい旨説明があった、ついで丁子主事から原案作成者の小塚臨時委員から寄せられた上記見解（案）の修正意見（字句を含む）の説明があり続いて熊谷委員、佐々木専門委員、野田委員三島専門委員、総山専門委員、雄川主査から寄せられた意見について、それぞれの学長および意見提出者（雄川主査よりの意見は、伊藤専門委員から）より別紙意見書（資料19参照）の説明があった。

以上の意見の発表に続いて、各委員の間で検討が行なわれたが、その主なる意見は次のような点であった。

- 国大協として公表するならば、ある程度国大協としてのまとまった見解を出してもよいのではないかと。全体として迫力が足りないように思われる。
- 学生の生活環境、社会活動など学寮問題以外の問題も、機能を分析して慎重に取り

上げてはどうか。

- 紛争処理に関する意見ももり込みたい。
- 大学内の問題は大学で処理するという大方針は堅持してほしい。
- 批判と提言が一緒になっているようだが分けた方がよい。また、中教審案と対等につき合わせてまとめるべきで、その性格付けを明確にすること。なお財政的裏付けについては、積極的というべきである。
- 国大協として意見を公表する場合には、総括的なことを初めに書いてほしい（この場合ある程度財政的なことにも触れて）
- 意見書の最初の部分にあたる総括的な部分は第1研究部会で考えてもらい、出来上ったところで、必要により部会長あたりで相談願うこととしたい。大略上記のような討議が行なわれ、この見解（案）の作成については、批判と建設的な面との取上げ方としては、批判を中心にして、積極的な面を取上げ整理することとし、本日この全体会議終了後、引続いて行なわれる各研究部会でさらに検討を行ない、11月7日から11月16日までの間に、各研究部会の意見により原案を調整し、更にこれを各部会と協議して修正案をまとめることとした。なお、総会までの日数がないので今回は一応上記の予定で案をまとめ総会に諮り、今後の取り扱いをきめることとした。

2. 大学問題に関する第2次調査研究について
- 大学問題に関する調査研究（中間報告）は本年の2月研究部会として公表したが、一方「中教審」では来年3月頃「高等教育の改革に関する基本構想」の答申を予定している点等を勘案して、この研究部会の今後の進め方について協議した結果、第2次調査は資料(3)

に記されてある要領によって行ない、案をまとめることとした。

なお、委員長より、この大学問題に関する調査研究の意見のとりまとめは、まとまるものは出来るだけまとめたいたいと思っているが、必ずしも無理をしてまでまとめる必要はなく最終的には各大学の自主性に任すことになるものと思われる。また、これから行なう第2次の調査も1月中に各大学からの意見をまとめても、さらにまた各大学へ1、2回の照会をしなければならぬようになるかも知れないとの考えを述べられた。続いて、秋月委員より、今まで各大学から寄せられた意見は、必ずしも、全部が大学としてまとめられた意見でもないの、その点を考慮に入れて見解(案)のまとめをしてほしいとの意見があった。

以上で本日の研究部会の全体会議は終わり最後に鶴田事務局長より、資料7として配付してある中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解のまとめについての審議日程は、引続いて行なわれる各研究部会においてもさらに検討してほしいとの要望があり、また、資料8の「国立大学協会の役割特に大学の自主性と国立大学協会の意見の表明との関係について」は、大学の管理運営問題を検討するにあたっての参考に供したものであるの、是非ご一覽願いたい旨希望された。

### 3. その他

#### ○ 筑波新大学の在り方について(中間報告)(資料14)

委員長より、この問題は、今までは国大協としてはタッチしていなかったものだが一応制度としては、一般論に入るものと思

うが、今回の大学問題に関する調査研究の報告に加える必要があるかどうかとの質問があったが、官島委員よりこの中間報告は文部省内に設けられている「筑波新大学創設準備調査会」の意見であり、必ずしも東京教育大学の意見でもないの、目下のところ、大学制度検討の際の一材料としていただければよいのではないかとのことであった。また、筑波新大学と現在の東京教育大学との関連はどうなっているかとの質問もあったが、このことは或る程度の方針はきまっているが、未だ結論を得るまでには至っていないとのことであった。

この問題は、特別立法をどうするか不明だが、各大学にも関係があると思うので、検討していくことも必要と思う。部会で取り上げるか、ともかく材料として考える必要はあろう。また、地方の大学では、この形にまき込まれるかなど心配している人もある。その意味で国大協として検討の必要があろうが、いずれにしても慎重に取扱ってほしいとの意見があった。

## (28) 大学運営協議会研究部会 連絡会議議事要録

日時 昭和45年11月14日(土)午後4時~午後6時

場所 池之茶屋(上野池の端)

出席者 第1研究部会 柳川部会長

第2研究部会 和達部会長、松田主査、綿貫、小野、柿内、成川各専門委員

第3研究部会 中川部会長

武田主査、三島、佐々木

## 鈴木各専門委員

外に小塚第1常置委員会臨時委員

柳川第1研究部会長司会の下に開会。

議事に先だち、過日第1常置委員会の高等教育改革に関する基本構想に対する見解(案)を各委員に送付して意見を伺ったところ、武田主査より別紙「第1常置委員会「見解」(案)に対するコメント」鈴木専門委員〔「基本構想」(中教審)の問題点〕総山専門委員より〔「高等教育の改革に関する中教審の問題点(第3研究会案)に関するコメント」小塚第1常置委員会委員より〔第1常置委員会の見解(案)のうち、30頁11行目(1)より以下31頁9行まで全部削除されたいとの意見が寄せられた旨報告、それぞれ参考資料として配付した。なお、この外、第3研究会の武田主査から第1研究部会に対して参考として、別紙のとおり意見の提出があった旨報告があった。

### 議 事

#### ○ 第1常置委員会の見解(案)の修正案のとりまとめについて

初めに午前に行なわれた各研究部会(ただし、第1研究部会を除く)で検討の上、修正をした第2研究部会と第3研究部会とのそれぞれの修正案について報告説明をきくことにし、次のとおり報告があった。

#### 第2研究部会の修正報告

松田主査より、本日朝から開会した第2研究部会では、検討の結果、第1常置委員の見解(案)のうち、別紙「第2研究部会修正案」のとおり、修正報告があった。

#### 第3研究部会の修正報告

鈴木専門委員より、同上見解(案)の「第1 高等教育改革の中心的な課題」のうち、次の3項について別紙のとおり修正報告があ

った。

- 3. 教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性
  - 4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性
  - 5. 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性
- 佐々木専門委員の修正説明

同上見解(案)の「第1 高等教育改革の中心的な課題」のうち、次の2項について別紙のとおり修正報告があった。

- 1. 高等教育の大衆化と学術の高度化の要請
- 2. 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請

三島専門委員の修正説明

同上見解(案)の「第2 高等教育改革の基本構想」のうち次の、2項について別紙のとおり修正報告があった。

- 12 学生の生活環境の改善充実
  - 13 大学入学者選抜制度の改善の方向
- 以上のとおり、第2、第3各部会の修正案の説明報告があったが、協議の結果、この修正案については、さらに、次のようにとりまとめることとした。

① 第2研究部会の修正案は、一両日中に松田主査と小塚委員が相談の上決定する。

② 第3研究部会の修正案は、佐々木案の「1. 高等教育の大衆化と学術の高度化の要請」の項と、鈴木案の「4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性」の項目については、松田主査にさらに検討を願い、他部会との意見調整をして貰うこととした。

③ 第1研究部会の修正案については、上記

第2, 第3の各研究部会の修正案を見た上で, 検討・作成することとした。

以上で, 本日の連絡会議を終わり, 最後に今後の修正案のとりまとめの日程について協議し, 次のとおり決まった。

- 11月16日(月), 11月17日(火) 第1研究部会の修正案のとりまとめ, まえがきの作成。
- 11月19日(木) 午前10時より, 池之茶屋において各研究部会の修正案およびまえがきについて第1常置(小塚臨時委員その他)と各研究部会の連絡会議で協議して成案を得ること。
- 11月20日(金)~23日(月) 成案の印刷。

## (29) 大学運営協議会研究部会 連絡会議議事要録

日 時 昭和45年11月19日(水) 午前10時

場 所 池之茶屋(上野池の端)

出席者 第1研究部会

柳川部会長, 雄川主査

第2研究部会

松田主査, 綿貫, 小野, 成川各専門委員

第3研究部会

武田主査

柳川第1研究部会長の司会の下に開会。

初めに, 柳川第1研究部会長より, 本日は予て各研究部会で検討された, 第1常置委員会の「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解(案)」について, 修正意見の総まとめをしたい旨開会の挨拶があり, ついで, 各研究部会間で意見の交換を行ないながら, 全体としての調整をはかり研究部会としての修正案のとりま

とめをすることとした。

まず雄川主査より, 同委員が作成された「はしがき」の全文を朗読, 説明があり, 検討の結果, 別紙のとおり一部字句の修正があって, 了承され, 見解(案)の最初の部分に入れることとした。なお, 標題の「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解(案)」は(案)としないで(未定稿)に改めることとした。続いて雄川主査より見解(案)の次の各項目についてそれぞれ修正をしたい旨全文を朗読の上, その修正箇所の指摘と説明があった後, 種々検討, 意見の交換を行なった結果, 別紙のとおり修正することとした。

7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化(見解案27頁)
8. 教員の人事, 処遇の改善(見解案28頁)
9. 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向(見解案29頁)
10. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善(見解案32頁)
11. 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整  
最後に, 見解案の33頁の
12. 学生の生活環境の改善充実
13. 大学の入学者選抜制度の改善の方向  
の二項目については, 討議の結果, 別紙三島案の見解を加えることとした。

以上で, 本日の研究部会連絡会議は終わり, この修正した案を至急整理印刷の上, 来たる11月24日の理事会に提出することとした。

## (30) 大学運営協議会研究部会 連絡会議議事要録

日 時 昭和45年12月18日(金) 午前10時



場 所 如水会館第1 談話室

出席者 加藤委員長

第1 研究部会

柳川部会長, 雄川主査

伊藤, 沢田各専門委員

第2 研究部会

和達部会長

松田主査

柿内, 綿貫, 成川各専門委員

第3 研究部会

武田主査

小野木専門委員

加藤委員長主宰の下に開会。

初めに, 加藤委員長より開会の挨拶があつて後, 第3 研究部会の清野専門委員の辞任に伴いその後任として小野木教授(京大)が委員に就任された旨報告があり同委員を紹介された。ついで, 前回(11月4日)の研究部会の全体会議の議事要録中, 3頁の下から3行目「2. 大学問題に関する第2次調査研究について」以下を朗読し, 一部字句の修正があつて承認された。続いて, 丁子主事より会議資料の説明があつて議事に入った。

#### ○ 大学問題に関する第2次調査研究について

初めに, 加藤委員長より, 先般の総会の際資料5の「大学問題に関する第2次調査研究について」諮った結果, これに記されてあるような考え方で第2次調査研究を行なうことに承認を受けたので, 今後これを具体的にどのように検討をすすめる, 意見をまとめていくかについて先ず検討を願いたいと挨拶があり, 続いて調査の趣旨について説明があつて協議に入った。

##### (1) 各委員の分担事項について

原則としては, 能率の点から前の執筆の

方にそれぞれ担当された部門を受持つていただくことがよいかと思う, 一応この考え方で進めたい。1部は資料7(修正したもの)のように担当者を変更して原案の執筆をお願いすることとしたい。「人事の項」は, 田上委員の代りに一橋大学から適当な後任を選んで, 「研究」の項は, 清野委員の後任小野木専門委員に, 「大学における学生の立場」の項の田上委員の分は雄川委員(主査)にそれぞれ担当を願うこと)一応上記のとおり依頼することとし, 内容の詳細については各研究部会で相談して貰うこととした。

なお, 綿貫専門委員より, この調査研究の作業にあたっては, 各研究部会の専門委員の補充乃至増員(特に第2研究部会)をしてほしい(出来れば, 旧帝大と事情の違う新設大学からも)との発言があり, 協議の結果, 現委員乃方々で相互に併担してもらうことも考えられるが, 一応次のとおり委嘱することになった。

#### 第1 研究部会

専門委員とし, 田上委員(退官)の代りとして, 一橋大学(必ずしも法学部とは限らない)より1名(国大協事務局長より依頼すること)第2研究部会

埼玉大学から1名(和達部会長へ依頼)東京工大から1名(なるべく大学改革にタッチした人沢田専門委員へ依頼)外に, 医学部関係から1名を加える。(国大協事務局長から清水医科歯科大学長に相談すること)

#### 第3 研究部会

清野専門委員の後任として小野木教授(京大)に専門委員を委嘱することに決定。外に, 1名を武田, 田畑両主査で相談の上増員する

こと。

なお、第2次調査研究に関連して、綿貫専門委員より目下第3常置で検討している学寮問題をどこかへもり込む必要があるかどうかとの質問があったが、このことについては、今直ちに決定せず、審議の過程で必要であれば後日きめることとした。

(2) 作業日程について

事務局長より、資料4によって説明があり原案どおり了承された。

この日程については、中教審（5月頃までにまとめるか）との関係を考え、これに出おくれることのないようにするためには早い程よいが、審議日程もかなり無理であるので、場合によっては秋の総会まででよいのではないかとの意見があったが、明年6月の総会に諮ることを目途として、この日程で進め、たとえ「第1次案」としてもよいから一応のまとめをすることとした

(3) 合同研究部会（大学における学生の）は12月27日（日）午前10時より正午まで開催する。

(4) 職員の管理運営上の立場について

過日開催された全国国立大学事務局長会議で、予てから問題になっていた上記の問題について意見の交換が行なわれたとのことであるが討議の結果、職員は直接には参加すべきでないという意見が多数を占めたとの報告があった。しかし、このことは第1研究部会でも考えてほしいとのことであった。

(5) 既に公表したものとの関係について

別紙資料4の(5)によって説明があり、これらの点も考慮に入れ、基本的な点は喰い違いないように、ある程度は適当に内容

におり込んで作成することとしたが、特に③の図書館に関する問題は、第2部会では切りはなして別の形で提出しているのも、また⑤の教員養成制度の問題についても、できれば関連事項として「附」としてほしいという意見があった。

(6) 大学問題に関する調査研究（中間報告）

武田主査より、上記の中間報告の102頁に若干記されている事項で、「大学と国との関係」をもう少し第1研究部会か第3研究部会でふれておく必要があるのではないかとの意見があり、このことは第1研究部会と、第3研究部会で考えることとした。なお第3部会の「財政」については、もう少し補強したいこと、大学を規制する法令などについては第1部会にお願いしたいとの意見があった。

(7) 各研究部会の開催は、次のとおり決定した。

第1研究部会	未定（決定次第通知すること）
第2研究部会	本日（18日合同部会終了後）1時より
第3研究部会	12月24日（木）午後1時より その後1月中に再び開催予定

以上で、本日の会議を閉じた。

### (31) 大学運営協議会研究部会 連絡会議議事要録

日 時 昭和45年12月27日（日）午前10時  
場 所 学生会分館7号室  
出席者 柳川第1，和達第2部会長

雄川，松田，武田各主査

沢田，綿貫，佐々木，総山，三島各専門委員

柳川座長主宰の下に開会。

初めに，柳川座長より，本日学生問題に関し打合わせをしたい旨挨拶があった後，丁子主事から配付資料の説明があり，続いて前回（12月18日）研究部会連絡会議議事録を朗読し，一部字句の修正の上承認され，議事に入った。

#### ○ 大学問題に関する第2次調査研究について

初めに，柳川座長より，本日の研究部会連絡会議では，去る2月に中間報告として公表した「大学問題に関する調査研究」の中の本合同研究部会担当の「IV大学における学生」の部分について問題を取り出し，その上で修正または補足すべき点等について意見の交換を行なった上，これがまとめについて，それぞれ分担者をきめてほしいと述べられ，審議に入った。

##### (1) 原案執筆分担者の決定

去る12月18日の研究部会連絡会議で原則としては各研究部会共前回の担当者にそれぞれ担当していただくこととしたが，一部の事項については当時の担当者が退職されたり，委員を辞任されたこともあったりしたので協議の結果配付資料7のとおり担当が一応決まった旨報告があった。ついでこれらの担当者について再検討をした結果，IVの「大学における学生」の標題のうち，「はしがき」と「I大学における学生の立場」（前担当者は田上先生）の項は，前回の合同部会の際には雄川主査にお願いする予定になっていたが，この部分は各研究部会にも関連が深いので，第1，第2，第3の各部会の意見を考慮に入れて考えて

貰うこととした。

##### (2) 問題点について

① 三島専門委員より，学寮問題について文部省では，廃止にかたむいており，中教審でもこのかたむきがある。この際国際大協としてある程度ふれておくべきでないかとの意見があったが，このことについては，ある程度はふれることとしたが，この問題は目下学寮に関する委員会で検討中の段階でもあるので，本調査研究とは別個にして今後の問題とすることとした。

② 武田主査より，学生問題については，先きの審議の際は急いだために，学生部のとらえ方について若干書きおとしがあると思われる。「I大学における学生の立場」の項の中に「教育を受ける者の立場」とか「カリキュラム問題」，「育英資金」の問題や，また本来の正規に勉強する学生の面が取り上げられていない。このような点も盛り込んでおいた方がよいのではないかとの意見が述べられ考慮することとした。

③ 標題の「大学における学生」は，内容の点から見て誤解されるおそれがあるので，標題名を「正課外における学生」に改めることとしてはどうかとの意見があった。

##### (3) 研究部会の作業日程について

武田主査より，事務当局で立案した上記の作業日程について，去る12月24日第3研究部会で検討した結果，別紙配付資料「研究部会作業日程」の一部を次のように変更したいとの希望があった旨報告説明があり協議の結果，一部をとおり次の変更した。

## 記

「2月27日(土) 修正原稿締切、印刷を

「3月1日(月) 同上」  
に改める。

### (4) 「第2次調査研究」のとりまとめ方針について

上記報告についての今回のとりまとめは前回の中間報告とは全く別箇のものとして作成するのがあるいは増補改訂版的にするのかとの質問があったが、このことについては配付資料(5)の趣旨に従ってなるべく各大学の意見の幅をせばめて行く考え方で立案し、前報告と別箇のものにするのではなく、増補改訂版的の報告にする方針ですすめることを確認した。

### (5) その他

- ① 配付資料(4)の協議事項(案)のうち、「(5)公表したものの関係」の④の中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解(未定稿)は、未だ意見を聞いている段階であり、正式には公表していない筈のものであるので、慎重に扱ってはとの質問があった。これは実際には中間報告的のものであって、正確に言えば公表の意味でない解釈してほしいとの説明があった。

### ○ 次回各部会の開催日程について

2月20日(土) 研究部会連絡会議  
2月21日(日) 合同研究部会(学生問題)  
2月22日(月) 合同研究部会(部会長主  
査、専門委員)

## 2 諸会合

(昭和45年10月～12月)

月	日	曜	時刻	会議名
10.	1	木	13時	第2常置委員会
10.	2	金	10時	第7常置委員会
10.	2	金	13時30分	教職員の厚生等に関する特別委員会
10.	3	土	10時30分	大学運営協議会研究部会連絡会議
10.	5	月	10時	第4常置委員会
10.	8	木	13時	第1常置委員会小委員会
10.	9	金	13時	第1常置委員会
10.	19	月	10時	図書館特別委員会
10.	23	金	10時30分	第7常置委員会小委員会
10.	23	金	13時	第3常置委員会
10.	24	土	10時	第3常置委員会専門委員会
10.	24	土	10時	教職員の厚生等に関する特別委員会小委員会
10.	26	月	13時	地区理事懇談会
11.	4	水	13時	大学運営協議会研究部会全体会議
11.	10	火	14時	大学運営協議会第2研究部会
11.	11	水	11時	教養課程に関する特別委員会
11.	12	木	13時	第3常置委員会専門委員会
11.	13	金	10時30分	第7常置委員会
11.	13	金	13時30分	教職員の厚生等に関する特別委員会
11.	13	金	13時	第3常置委員会小委員会

11. 14 土 10時 会  
大学運営協議会研究部  
会連絡会議

11. 19 木 10時 大学運営協議会研究部  
会連絡会議

11. 19 木 17時30分 第7常置委員会小委員  
会

11. 21 土 10時30分 第7常置委員会

11. 24 火 10時 第1常置委員会

11. 24 火 10時 第2常置委員会

11. 24 火 10時 第3常置委員会

11. 24 火 10時 第4常置委員会

11. 24 火 10時 第5常置委員会

11. 24 火 10時 第6常置委員会

11. 24 火 13時 理事会

11. 24 火 17時 医学教育に関する特別  
委員会

11. 25 水 10時 総会（第1日）

11. 25 水 17時 大学運営協議会第3研  
究部会

11. 26 木 10時 総会（第2日）

11. 26 木 13時 学長懇談会（国大協主  
権）

11. 27 金 10時 事務連絡会議

11. 30 月 10時 第3常置委員会専門委  
員会

12. 7 月 10時30分 大学卒業予定者就職問  
題懇談会（文部省主催）

12. 11 金 10時 保健体育に関する懇談  
会

12. 14 月 10時 第3常置委員会専門委  
員会

12. 15 火 13時 第3常置委員会小委員  
会

12. 17 木 10時 第4常置委員会

12. 18 金 10時 大学運営協議会研究部  
会連絡会議

12. 18 金 13時 大学運営協議会第1研  
究部会

12. 18 金 13時 大学運営協議会第2研  
究部会

12. 22 火 10時 第2常置委員会小委員  
会

12. 24 木 13時 大学運営協議会第3研  
究部会

12. 27 日 10時 大学運営協議会連絡会  
議

12. 27 日 12時 大学運営協議会第1研  
究部会

12. 27 日 13時30分 大学運営協議会第2研  
究部会

### 3 第47回総会

#### 国立大学協会事業報告書

（注） 第46回総会より今総会前まで

##### 1. 諸 会 合（71回）

###### (1) 第46回総会

45. 6.26（金） 第1日

6.27（土） 第2日

###### (2) 事務連絡会議（2回）

45. 6.29（月） 幹事会

6.30（火） 第13回事務連絡会議

###### (3) 理事会（2回）

45. 10.26（月） 地区理事懇談会

11.24（火） 理事会

###### (4) 常置委員会（40回）

###### 1) 第1常置委員会

（主要審議事項） 「大学院制度の改善につ  
いて」に対する各大学の意見について検討

し「(第一次中間報告)に対する各大学の意見について」をとりまとめた。また、中教審高等教育改革の基本構想(中間報告)について検討し、研究部会と協議して「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解」(案)をとりまとめた。

- 45. 6.27(土) 常置委員会
- 7. 6(月) 小委員会(泊りこみ)
- 7. 7(火) //
- 7.23(木) 常置委員会(中教審委員との懇談)
- 7.29(水) 小委員会
- 9. 3(木) //
- 9. 4(金) //
- 10. 8(木) //
- 10. 9(金) 常置委員会
- 11.24(火) //

## 2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 入試制度の根本的改善に関連し、国立大学共通第一次試験、調査書の取扱いおよび入試期の1期2期の問題その他について検討した。

- 45. 6.27(土) 常置委員会
- 7.28(火) //
- 10. 1(木) //
- 11.24(火) //

## 3) 第3常置委員会

(主要審議事項) 「学寮問題に関する各大学の意見調査」を検討しそのための小委員会(第4常置委員会委員協同)と、新たに体育系サークル部室に関する専門委員会を設置してそれぞれ検討に着手した。また、就職推せんの時期について審議した。

- 45. 6.27(土) 常置委員会
- 9. 7(月) //

- 9. 7(月) 第4常置と合同
- 10.23(金) 常置委員会
- 10.24(土) 専門委員会(体育系サークル部室)
- 11.12(木) //(同上)
- 11.13(金) 小委員会(学寮問題)
- 11.24(火) 常置委員会

## 4) 第4常置委員会

(主要審議事項) 「保健管理施設の増加、充実」ならびに「奨学制度の改善について」の要望書のとりまとめと「研究・教育の場における災害事故対策」ならびに「共同研修施設」その他第3常置委員会と協同して学寮問題の検討を行なった。

- 45. 6.27(土) 常置委員会
- 7.31(金) //
- 9. 7(月) //
- 9. 7(月) 第3常置と合同
- 10. 5(月) 常置委員会
- 11.24(火) //

## 5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 「大学間における教官の交流を容易にするための非常勤講師手当および旅費の増額」ならびに「国費留学生の給与引上げ」の要望書のとりまとめを行ない関係方面に提出したほか大学間の交流の問題につき審議した。

- 45. 6.27(土) 常置委員会
- 11.24(土) //

## 6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 昭和46年度予算に関する要望書のとりまとめと教職員の定員削減問題に関する要望書のとりまとめを行なった。

- 45. 6.27(土) 常置委員会

8.22 (土) 小委員会

9.16 (水) 常置委員会

9.21 (月) 専門委員会

11.24 (火) 常置委員会

7) 第7常置委員会

(主要審議事項) 「教員養成制度について(中間報告案)」を各大学に送付して意見を照会してこれを検討し「教員養成制度について(中間報告)」をまとめた。

45. 6.27 (土) 常置委員会

10. 2 (金) //

11.13 (金) 常置委員会

11.19 (木) 小委員会

11.21 (土) 常置委員会

(5) 特別委員会(12回)

1) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学教育の現況について検討した。

45.11.24 (火) 特別委員会

2) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 「大学の研究と教育に対する図書館の在り方とその改革について」

(第1次報告)の字句整理をしてこれを公表するとともに、大学図書館予算および図書館学の振興に関するアンケート案について審議した。

45. 7.18 (土) 小委員会

7.20 (月) 特別委員会

9. 7 (月) //

9.24 (木) 小委員会

10.19 (月) 特別委員会

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 委員会の今後の進め方、教養課程の将来像およびその移行的な整備として当面考えるべき諸問題について審議

した。

45. 6.27 (土) 特別委員会

9.25 (金) //

10.11 (水) 特別委員会

4) 教養員の厚生等に関する特別委員会

(主要審議事項) 教職員の厚生等に関する諸問題についてその現状ならびに問題点を検討し、これについて審議した。

45.10. 2 (金) 特別委員会

10.24 (土) 小委員会

11.13 (金) 特別委員会

(注) 今期は、新設大学拡充特別委員会、科学技術行政特別委員会、研究所特別委員会、入試期特別委員会の開催はなかった。

(6) 大学運営協議会(9回)

(主要審議事項) 「大学問題に関する調査研究」の今後の進め方について協議し「大学問題に関する第2次調査研究」を実施することに決定した。なお関連して第1常置委員会の「中教審、高等教育の改善に関する基本構想に対する見解(案)」について検討した。

45.10. 3 (土) 研究部会連絡会議

11. 4 (水) 研究部会全体会議

11. 4 (水) 第1, 第2, 第3各研究部会

11.10 (火) 第2研究部会

11.14 (土) 第1研究部会

11.14 (土) 第2研究部会

11.14 (土) 第3研究部会

11.14 (土) 研究部会連絡会議

11.19 (木) // //

(7) その他の会合(4回)

45. 7.16 (木) 中教審第25特別委員会

(意見発表)

- 8.25 (火) スポーツ傷害補償懇談会
- 9.19 (土) 就職問題懇談会
- 10.1 (木) 日本学術会議大学問題シンポジウム

## 2. 要望書その他の諸活動 (16件)

(対外的諸活動)

- 45.7.15 第46回総会において提出することになった「大学間における教官の交流を容易にするための非常勤講師手当および旅費の増額」ならびに「国費留学生の給与引上げ」の要望書を文部大臣ならびに大蔵大臣に提出した。なお、「国費留学生の給与引上げ」の要望書についてはとくに自民党対外経済協力特別委員会委員長宛にも要望した。
- 45.7.16 中教審第25特別委員会の招きにより加藤会長と波多野お茶の水女子大学長が同特別委員会に出席しさきに同委員会が公表した試案に対し国立大学協会側として個人的な意見を述べた。
- 45.8.11 わが国の語学教育とくにその実用面についての早急な改善に資するため、財団法人語学教育振興会の依頼により同会の「語学集中訓練」について趣旨周知方各大学長宛要請するとともに、文部大臣宛これに関する予算措置について配意方要望した。
- 45.8.17 第46回総会において公表することになった「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」(第1次報告)を文部大臣に提出し大学図書館に関する行財政上の参考に供するよう要望した。
- 45.8.24 昭和47年度以降引続き公務員の定員削減実施方針が閣議決定されたが、国立大学協会としてはこれに先立ち、国立大学

教職員の特殊性にかんがみ定員削減のわく外としてその対象から除外するよう内閣官房長官、行政管理庁長官、文部大臣宛要望書を提出した。なお、そのあとこのことに関し新聞記者会見を行なった。

- 45.10.1 第46回総会において提出することになった「昭和46年度予算に関する要望書」「大学保健管理施設の増加、充実」ならびに「奨学制度の改善」に関する要望書について文部大臣ならびに大蔵大臣に提出した。なお「奨学制度の改善に関する要望書」については、とくに日本育英会々長に対しても要望した。なおその際授業料値上げの問題に関し文部事務次官ならびに大蔵事務次官に対し教育の機会均等その他の諸般の事由により賛成しかねる旨を取と敢えず口頭をもって強く申し入れた。
- 45.10.1 日本学術会議主催の大学院改革問題(とくに研究院構想)に関するシンポジウムに、大学運営協議会第2研究部会より出席して国立大学協会側の意見を発表した。

(各国立大学への意見照会)

- 45.7.2 「教員養成制度について(中間報告案)」を第46回総会に報告するとともに、これに対する意見を第7常置委員会から各大学に照会した。
- 45.7.27 研究・教育の場における災害・事故対策に関する第2回目のアンケートとして実験実習を伴う学部ならびに大学院の学生数について第4常置委員会から各大学に照会した。

(資料・連絡強化等)

- 45.7.13 愛媛大学(第3次分)、群馬大学(第4次分)、東京大学(第19次分)の大



学改革案の寄贈を受け各大学に送付した。

45. 8. 13 広島大学（第6次分），山形大学（第3次分），大阪大学（第4次分），宇都宮大学から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。

45. 10. 15 鳥取大学（第2次分），長崎大学，三重大学から大学改革案の寄贈を受け各大学に送付した。

45. 11. 6 全国高等学校長協会々長より会長宛の大学入試制度改善に関する要望書を参考のため各大学に送付した。

45. 11. 10 国立大学協会の総会討議資料として，「国立大学協会のあり方について(案) 地区理事懇談会」，「国立大学協会のあり方

について（第46回総会第1日の議事録より）」および「国立大学協会の役割特に大学の自主性と国立大学協会の意見表明との関係について（地区理事懇談会）」を各大学に送付した。

45. 11. 16 広島大学（第7次分）および弘前大学（第4次分）から大学改革案の寄贈を受け各大学に送付した。

45. 11. 24 「国立大学協会規則集」を改訂印刷し各大学に送付した。

### 3. 会報発行（2回）

会報第49号（45年8月），第50号（45年11月）を発行した。

# B 要 望 書 等

## 1. 国立大学教職員の定員削減 問題に関する要望書

昭和45年8月24日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

国立大学教職員の定員削減については、国立大学協会として、従来からその適用除外を要望してきたところであります。今回さらに昭和47年度以降の定員削減が問題となっておりますが国立大学教職員はその性格が一般の行政職公務員ときわめて異なっておりますので、その特殊性にかんがみ、定員削減のわく外としてその対象から除外するよう、強く要望いたします。その理由は次のとおりであります。

### 1. 国立大学教職員の特殊性

国立大学教職員は、研究・教育の業務を現場において遂行しており、その定員を削減されることは研究・教育という特殊の業務の遂行にいちじるしい障害をきたすことになる。このように形式上は一般職の公務員であっても実質的に性格の異なる国立大学教職員を定員削減の対象とするのが適切でないことは、高校以下の教職員が地方公務員であるとはいえ定員削減の対象とならないこと、および、3公社5現業の現業職員について総定員法のわく外とされていることと対比してみても、明らかであるといえよう。もとよりこのことは、国が国立大学の研究・教育の特殊性と重要性をどう評価するかという政策的判断にかかるといえることはいまでもなく、政府の理解ある判断を期待するしだ

いである。

### 2. 国立大学教官等の専門職としての性格

国立大学教職員のうち、とくに教官については、その専門別にそれぞれ定員が定められており、その定員を削減することは必要な分野の研究・教育に穴をあけ、学問の遂行に大きな支障をきたすことになる。このように職務の代替性と融通性を欠いていることは、大学の研究・教育を補助する教務・技術・技能・海事・図書・医療等の特殊の職員についても、同じくあてはまることである。

なお、国立大学の教官については、ある程度の欠員があるが、これは適任者をもって充てる必要上から、さしあたり欠員となっているものであり、これをもって定員に余裕があると見ることは、大きな誤りであるといわざるをえない

### 3. 大学改革との関係

国立大学教職員の不足が大学運営の障害となっていることは、大学紛争の過程で痛感されたところであるが、今後の課題である大学改革においては、予算および人員の充実が大きな前提条件となるといってよい。その点からみて、これ以上の定員削減は、今後における大学の運営および改革にとって大きな障害となるものといわざるをえない。

## 2. 高齢者の昇給延伸措置に ついて

昭和45年11月26日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

国立大学協会は、11月26日開催の第47回総会において標記の件に関し、別紙のとおり要望することを決議いたしました。つきましては要望の趣旨をとくにご諒察の上、格別のご措置をおとりくださるようお願いいたします。

#### 高年齢者の昇給延伸措置について

本年の人事院勧告には高年齢者の昇給延伸措置についての勧告が含まれており、給与法の改正によってそれが実施されようとしている。

国立大学協会は、さきに、国立大学教官について55才までに最高俸近くに達するよう大幅な給与引上げを要望した。しかし、今回の昇給延伸措置は、そのような前提を欠くものであり現在の給与水準のもとで国立大学の教官および職員につき昇給延伸措置をとることに對しては賛成することができないので、これを給与法案から除外することを強く要望する。

### 3. 「国立大学授業料について の見解」について

国大総第 176号 2 }  
昭和45年11月26日 }

国立大学協会

会長 加藤 一郎

国立大学協会は、11月26日開催の第47回総会において国立大学授業料問題に関し慎重審議の結果、「国立大学授業料についての見解」を決定いたしました。つきましては、本問題に関し特段のご考慮を煩わしたく別紙お送り申し上げます。

### 国立大学の授業料についての見解

国立大学協会第47回総会  
昭和45年11月26日

国立大学の授業料については、明年度の予算編成に関連して、その引上げが検討されていると伝えられる。国立大学協会としては、この問題に深い関心をもつとともに、物価の均衡論などによる授業料の引上げに賛成しえないことを明らかにしておきたい。

第1に、国が学生の能力に応じて、ひとしく教育の機会を与えなければならないという教育の機会均等の原則は、教育基本法第3条にも規定されているところであり、とくに、国立大学において学生にできるだけ低廉な授業料によって勉学の機会を与えることは、この見地から強く配慮されなければならないことである。さらに学生の経済生活の現状を考慮するとき、今日、授業料の引上げの及ぼす影響はきわめて大きく多くの国民の子弟の大学への進学希望を失わせることになりかねない。

第2に、国立大学の授業料は、総額40億円あまり、国立大学の予算（特別会計総額約3,000億円、うち国立学校の項目が約1,800億円）に比すれば、わずかな割合を占めるにすぎない。これをある程度増額するとしても、財政的に得るところは少なく、逆に社会的に失うところが大きいといわざるをえない。

第3に、大学の財政は、本来、授業料のみによって収支の均衡をとりがたいものであるが、とくに国立大学の授業料は、授業の対価という経済的観点から考えられるべきものではない。諸外国においても、国立または州立の大学の授業料は無料またはきわめて低廉のものが少なくない。したがって、国立大学の授業料の性質を明らかにすることなしに、他物価との均衡論か

らこれを引き上げることは、不適當である。

以上が、現時点における国立大学の授業料の引上げに賛成しえない主な理由である。国立大学の授業料の引上げについては、きめ手となる論拠にとぼしく、最終的には政策的な決定に委ねられることになろうが、われわれの見解について、世論の支持と政府の賢明な判断とを期待するしだいである。

(以上1. 2. 3要望先)

内閣官房長官(1)文部大臣 (1. 2. 3)  
大蔵大臣 (1. 2. 3) 行政管理庁長官(1)  
人事院総裁(2)総理府人事局長(2)  
自民党文教制度調査会長(2)

#### 4. 教員養成制度について(中間報告)の送付について

国大協総第 179号

昭和45年11月26日

文部大臣殿

国立大学協会

会長 加藤 一郎

当協会第7常置委員会においてこのたび教員養成制度について(中間報告)を別冊のとおりとりまとめ昭和45年11月26日開催の第47回総会において決定されましたので、お届けいたします  
(別冊省略)

窓

#### 絶 望 は 希 望 の 始 り

アメリカから帰国して三年過ぎ、錆びついてきた自分の英語に油をさしたい気持ちもあり第1回のITC指導教官に応募してから連続3回ITCを委嘱され、自分の留学中のとはまた別な英語学習の問題点に出会った。

英米人との接触の経験の殆どない学生にとり、アメリカ人との、英語だけを使用する合宿は神経の疲れるものである。最初は、食卓でアメリカ人の隣に坐るのにもアレルギーを起す者もいる。そのうち慣れて、宿舎の従業員の日本語も英語に聞えたり、アメリカ人と同じ風呂に入れば英語が普通より滑らかに口から出ること気付いたりする。しかし合宿中すべての学生が抱くのは英語に対する絶望に近い気持である。多少とも持っていた英語に対する自信が崩れてしまうのだ。中学校なみの英語が聞いてわからず、口からスラスラ出ないのだから無理もない。しかしこのドン底まで落ちた学生も——いや落ちた後だから——合宿後は目に見えて向上する。英語に対してものおじしなくなる。

逆説めくがITCの効用の一つは、始めに英語に対して徹底的に自信を失うことである。英語に対して謙虚になることである。大学の一般英語でも、なるべく早い時期に学生にこの気持を持たせることが必要だ。受験勉強であやまった自信を持った学生があまりにも多い気がする。

(弘前大学助教授 西村清己)

(注) 弘前大学では財団法人語学教育振興会の語学集中訓練を昭和43年度以来実施されている。

# C 資 料

## 1. 昭和46年度予算に関する 重点事項

国立大学協会  
昭和45・12・24

1. 教官当積算校費・学生当積算校費・教官研究旅費等の基準的予算の増額
2. 教育・研究の進展に対応する施設設備の基準改訂および予算の増額
3. 不完全講座および既設学科目の整備充実
4. 大学図書館の整備充実
5. 教員養成学部の整備充実（小学校教員養成課程の増募・教員養成学部の課程・学科目の整備）
6. 科学研究費の大幅増額
7. 在外研究員・国際研究集会派遣者の増員等外国旅費の増額
8. 保健管理センターの増設等、学生の厚生福祉に関する施設設備費の増額
9. 学部学生および大学院学生の奨学金の増額および奨学制度の拡充
10. 附置研究所および附属研究施設の整備充実
11. 附属病院の整備充実（病院医師・非常勤医師・研修医等の増員および処遇の改善・看護業務要員の増員）
12. 以上の各項に関連して、国立大学の教育および職員の定員を定員削減の枠外とし、必要に応じ積極的に増員されるよう特段の配慮をされたい。

## 2. 大学問題に関する第2次 調査研究について

第47回総会  
昭和45・11・26

国立大学協会は、さきに国立大学の改革すべき問題点について、各大学共通の理解と拠りどころを定めることを目的として、大学運営協議会に研究部会を設け、各大学の改革案等を比較検討して、一応本年2月研究部会としての中間報告を公表した。

この度中央教育審議会が、来春3月「高等教育の改革に関する基本構想」の答申を予定している点等を勘案して、11月4日研究部会全体会議を開催し、研究部会の今後の進め方につき協議した結果、下記要綱により第2次調査研究を行なうことを決定した。

### 大学問題第2次調査研究要綱

1. 第2次調査研究においては、昭和45年2月公表した「大学問題に関する調査研究」（中間報告）以後における各大学の改革案等を検討し、上記の「中間報告」を補正して、さらにこれを完成させること。
2. 第2次調査研究にあたっては、各大学の意見等を更に深く掘り下げて、質的にこれを検討し、さきの「中間報告」における“幅”を出来得る限り縮め、本調査研究の目的である「各大学共通の理解と拠りどころを求める」ことに努め、さらにまた、これを各大学が改革を図るにあたり参考とすべき基準ともいべき当協会（又は大学運営協議会）の意見と

してとりまとめること。

3. 前項の意見とりまとめにあたっては、さきに公表された①大学における一般教育と教養課程の改善について②大学院制度の改善について（第1次中間報告）③大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について（第一次報告）④中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解等をどのような形でこの意見に盛り込むか改めて検討すること。

なお、現在第7常置委員会において検討中の教員養成制度について（中間報告）の取扱いについても検討する。

4. 前項2の意見とりまとめに際しては、当該案につき各大学の意見をきき成案を得ること。
5. 前項の手続きを経て得た成案は、これを総会に諮り、各大学において改革を図る際の「参考とすべき基準」として、これを採択すること。
6. 前項により採択された意見公表の主体は、国立大学協会又は大学運営協議会とすること。
7. なお、この意見が更に検討を要するものである場合は、前項の公表主体の「中間報告」又は「第1次報告」として公表すること。

### 3. 国立大学協会のあり方について

昭和45・10・26

地区理事懇談会

（第47回総会承認）

前回の総会における討議の内容を、地区理事懇談会でいちおう次のようにまとめてみまし

た。次回の総会でさらにこれをもとにして討議をしていただきたいと思います。

#### 1. 国立大学協会の性格

##### (1) 国立大学協会の目的

会則第4条は、「協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与することを目的とする」と規定している。

① このうち、前段の「国立大学相互の緊密な連絡と協力」が最少限度必要なことは、当然といえよう。

② 後段の「その振興に寄与すること」とは、国立大学全体としての振興と解すべきであり、国立大学に関する共通の問題についての調査・研究から、共通の要望の実現の努力まで及ぶものと考えてよい。そのための方法として、対外的な意思の表明も含まれる。

③ 国立大学協会の性格は、自主性をもった各国大学の連合体（*federation*）というべきものであり、国立大学協会の活動もその見地から考えるべきである。

##### (2) 総会における意思の決定・表示

会則第8条は、「協会がその意思を決定し又は表示する場合は、総会の議によらなければならない。……」と規定し、総会での意思の決定・表示を予定している。

① 共通の要望については、従来からも投票の必要はなく、満場一致の形できめてきたし、今後もそれでよいであろう。その例としては、予算・施設に関する要望等、大学の振興に関する事項が考えられる。

② 内容的に意見の相違する事項については、各大学の自主性に関することがらも含まれているので、多数決で拘束力をもたせるこ

とはできないと考えられる。したがって、意見が対立した場合にも、投票等による議決は原則として行なわないのがよいと思われる。

- ③ 意見の統一は困難ではあるが対外的に意思の表明が必要と思われる場合には、大勢を会長談話の形で表明するのがよいであろう。この場合にも、投票等の方法をとることは適当でないと思われるが、内容的に反対はあっても、そのような形で意思を表明することには意見の一致があると見られるのがふつうであろう。また、内容的に意見が一致した場合に声明を出すということも従来から行なわれており、今後もことごとくによってそういう形式をとることが考えられる。

### ③ その他の論点

- ① いくつかの大学のグループに共通する問題、たとえば、新設大学、単科大学、入試二期校などの問題をどう取りあげるかが、問題となる。これはそのグループだけにとどまらず他の国立大学にも影響を及ぼすことになるので、国立大学協会としては、それぞれのグループの立場を尊重しつつ意見の一致をみるように努力するほかはないであろう。
- ② 各大学に通じる基準あるいは基本的な考え方をまとめることは、従来からも行なわれてきたし、今後も必要であろう。その場合にも、それに拘束力をもたせることはできず、その採否は各大学が自主的にきめることになる。
- ③ 各大学の自治のほか国立大学全体としての自治をどう考えるかが問題となる。たとえば、共同利用研究所の将来のあり方、

大学運営協議会の運用などについて、検討する必要があるであろう。

- ④ 全体として、現在は動きの多い時期であるので、はっきりした方針をここで確定するよりも、大体の方向を考えたいうえで、さしあたりは個々の問題について適宜処理していくのが適当ではないかと思われる。

## 2. 一般教官と国立大学協会との関係

- (1) 国立大学協会は、各国立大学を会員としており、学長は会員校の代表として会議に出席している。したがって、一般教官も国立大学協会に内包されており、その意見のとりまとめは、各大学の代表である学長の責任において行なわれるべきである。

- (2) 各大学内で一般教官の関係を緊密にするために、次の方法をとることが望ましい。

- ① 学長は、評議会、教授会等にできるだけ国立大学協会の活動の内容を伝えるとともに、それについての意見をまとめて国立大学協会に伝えるように努力する。国立大学協会と各大学の間で意見を往復してとりまとめをしていくことが、学内での意見の交換を活発にすることにも役立つことになる。

- ② 国立大学協会としても、各方面への要望等について、その結果や経過を各大学に伝えるように努力する。

- (3) 一般教官に教員委員・専門委員を委嘱してその専門的な意見を活用する方針は、従来もとられてきたが、これらの方法による一般教官の国立大学協会への協力は、今後さらに拡大すべきだと考えられる。ことに国立大学協会として、今後の調査・研究にいっそう力を注ぐべきであるとすれば、専門家としての一般教官の協力はますます必要となるであろう

- う。その際に地区別・大学別にできるだけ広く協力を求めるように努力すべきである。
- (4) 従来からも、教員は文書によって国立大学協会に意見を述べることができるとされており（会則第28条）必要に応じてこれを活用することが望ましい。
- (5) 一般教官の加わる特別会議（二部会制など）やシンポジウムを開くことについては、反対の意見が強い。
- ① 大学の代表者として学長が出ているのに別に一般教官を一種の代表として出すことは建前としておかしい。またその選び方も問題であり、場合によっては内部で対立が起こるおそれがある。一般教官の意見は、代表者である学長の責任でとりまとめるべきである。

- ② 二部会制の例として教育大学協会があげられているが、これは教員養成のための特別の目的をもった協会であるから、二部会制による機能分担も可能であろう。これに対して、大学全般の問題にわたる国立大学協会では、専門家としての一般教官の協力を求める以外の方法をとることは、むりであろう。

### 3. 総会の公開

総会の公開については、反対の意見が強い。その理由としては、次の諸点が考えられよう。

- ① 公開の原則がとらえられるのは、公選制による議会や、個人の権利について裁く裁判所などであって、一般の団体の会議については公開しないのが、むしろふつうである。また公開の原則のとられる上記のものについては公開の際における秩序維持の方策が制度的にとられており、それのないところで公開をす

ることは問題がある。

- ② 大学においても、教授会、評議会等の会議は公開しない建前が一般的にとられている。その大学の連合体である国立大学協会の総会を公開する理由はとばしい。
- ③ 総会での審議経過を明らかにするためには会報への議事要録の掲載、各大学内への情報の伝達等の方法で十分であり、とくに総会を公開する必要はない。
- ④ 国立大学協会では、常置委員会等で実質的な議論がなされることが多いので、総会を公開しても審議経過を十分に明らかにすることにはならない。常置委員会の審議内容は、会報や情報の伝達によって伝えることができる。

### 4. その他の論点

- (1) 大学行政のあり方を全体として検討する必要がある。たとえばイギリスの University Grant Committee（大学財政委員会）の制度などは検討に値する。
- (2) 国公立の大学の間で連帯性をもつことが必要であろう。
- (3) 国立大学協会は公費による会費で賄われているが、自分自身の組織として十分な自主性をもって盛り立てていくだけの熱意がほしい。
- (4) 積極的に調査・研究・意見のとりまとめなどの仕事をして国立大学協会を全員で活用していくことが必要である。

### 5. 前回の総会以後の手続き

地区理事懇談会で検討したうえで、次回の総会でもう一度討議することとなっている。



#### 4. 国立大学協会の役割特に大学の自主性と国立大学協会の意見表明との関係について

昭和45・10・26

地区理事懇談会

さきに、国立大学協会の公表した「大学の管理運営に関する意見」（昭和41年6月公表）および「同中間報告」（昭和37年9月公表）において述べられている国立大学協会の役割特に大学の自主性と国立大学協会の意見表明等との関係についての見解を以下に抄録する。なお、頁数は昭和41年6月刊行の「大学の管理運営に関する意見および中間報告」の頁数を記す。

##### I 大学の管理運営に関する意見

###### (1) 会長談話

(a) 「……当協会の基本的見解を表明したものであります。さらにこの「中間報告」は、従来わが国において、それぞれの大学の長年の努力によって築きあげられてきた管理運営のすぐれた慣行が、いかなるものであるかの概略を示し、それに照らしてなお改善をすべき問題を各大学がその自主的努力によって解決していく上の参考たらしめようとする意図をももっておりました。」（5頁）

(b) 「本意見書が、今日漸く公表されるはこびになりましたのは、その内容が大学の管理についての根本問題にふれる点が多く、その検討においても慎重の上にも慎重を期する必要があったからであります（6頁）

(c) 「この意見書は、本来各国立大学がたがいに、その管理運営の実情をふりかえり、

協力して今後の改善を図るための問題点の指摘であり、したがって、はじめから限定された問題を一定の視点から採りあげている」（6頁）

(d) 「大学の管理運営の体制は、今日充分整備されているとは遺憾ながらいえない状態にあります。各国立大学は、相協力していつそうその体制をととのえ、大学の負う大きな使命にこたえるべく努力を重ねあいく決意を新たにしております」（7頁）

###### (2) まえがき

「国立大学の管理運営には多くの問題が残されているので、それに対しては大学側が根本的に検討し、改善すべき点は速かに改めるよう努めなければならない。いうまでもなくこのような改善は、単なる法令の改正なり制定なりによって達成できるものではなく、大学側の自主的な改善にまつことが、もっとも賢明であり、効果的な方法であるからである。

当協会は、このような見地に立って、かねてから大学の管理運営に関して検討を重ねてきた。その暫定的な結論が、第25回総会の決定を経て発表された上記『中間報告』である。この『中間報告』は、この問題に関する当協会の見解を整理し、大学の管理運営について、各国立大学が改善を図るさいに参考とすべき基準を示したものであって、当時の段階においては各国立大学の総意を結集したものであった。……その後、この問題に刺戟されて、各大学や大学関係者の間においてだけでなく、広く学界でも論壇でも、大学に関する論議がきわめて多く発表された。それが大学についての認識を深め、大学管理運営問題の所在を明らかにするうえで、相当の意

義のあったことはいうまでもない。」(11頁)

### (3) 国立大学協会の役割

(a) 「大学の管理運営については、各大学が自主的な立場に立ってすぐれた慣行を成熟させ、大学という組織にふさわしい信頼と良識のもとに運営がおこなわれることが重要である。……このように当協会の意見は、大学の自治を基底とする大学の自主性をどこまでも重んずる考え方に立っているのであって、制度の組織や運営においても、各大学の伝統、慣行、実情などを考慮して、これを画一的なものとなせず、できるだけ弾力的な指針を掲げているのもその理由にもとづいているのである。」(71頁)

(b) 「以上述べてきた当協会の意見は、多くの場合、これまで先輩が不断の努力によって育成してきたすぐれた慣行を基礎とするものであるから、すべての大学によって十分に参考とされることを期待するものである」(71頁)

(c) 「大学の管理運営に関する法制の整備改善にあたっては、性急に作業を進めるのではなく、当協会をはじめとして、すべての大学と緊密な連繋を保ち、その意見を充分にきくだけの慎重な手続きがとられる必要がある。このような慎重な手続きがとられてはじめて、大学の管理運営のための法制は、すべての大学の自主的、積極的な協力を得ることができるし、制定後それが適切に運営されることになるのであろう。」(73頁)

(d) 「大学の管理運営は各大学が自主的にすぐれた慣行を育成することによって適切におこなわれるものであって、法令による規制や行政上の監督によっては円滑な運用が

望めない。しかし、事情によっては、ひとつの大学かぎりでは円滑に処理することがかなり困難な問題も生じ得るであろう。このような場合には、各大学の相互の協力によって、事態を解決することが望まれる。すべての国立大学が、他の大学の事態を対岸の火災視するのではなく、国立大学全体の問題として、共同連帯の意識をもって、その解決に助力する必要がある。このような助力にあたって、当協会の果たす役割の大きいことは、「中間報告」の指摘するとおりであり、ここに繰り返す必要はない。当協会は、各大学の自主的努力を基礎とし、それぞれの大学の自治を充分に尊重することをたてまえとしながら、大学相互間の協力援助の措置を図ることによって、大学の自治を真に生かす責務を負うものである。」(73頁)

(e) 「当協会は、このような趣旨にもとづいて、昭和38年2月28日、(国立大学相互の緊密な連絡と協力を一層促進し、大学の管理運営について有効適切な方策を講ずるための組織として)(大学運営協議会規程前文)、大学運営協議会を、当協会の内部組織として発足させた。」(74頁)

## II 大学の管理運営に関する中間報告

### (1) 会長談話

(a) 「本日、国立大学協会は、当協会第1常置委員会が提案しておりました大学の管理運営に関する中間報告案を一部修正の上、これを採択しました。この報告案は、去る7月31日に第1常置委員会によって提出されたものでありますが、爾来、月余の間、特に暑中にも拘わらず、各国立大学は、大学の管理運営に関する問題は、大学自らの

問題であるという自覚の下に、それぞれ独自の立場に立って、この報告案を異常の熱意を以て慎重に検討を続けてきたのでありまして、その結果に基づき今回の総会において慎重に審議したすえ、中間報告案を支持すべきものとの結論に到達した次第であります。」(77頁)

(b) 「この報告は、大学自治の原則に立脚しこれを一層充実させるために、大学が自ら管理運営の改善をはかって行く際に参考とされるべき基準を述べたものであります。」(77頁)

(c) 「この報告は、中間報告でありまして、われわれは今後さらに検討をしなければならないものでありますが、これが全国立大学の支持を受けたことは、極めて大きな意義があると考えております。」(77頁)

## (2) まえがき

「本協会は、かねてより大学の管理運営の問題について調査研究を重ねてきたが、ここに右に述べたような見地に立って、この問題に対する本協会としての見解を取りまとめた。これはまた、各大学において、大学の管理運営の改善をはかるにあたり、参考とすべき基準として役立てられるべきことを期するものである。」(83頁)

## (3) 国立大学協会の役割

(a) 「国立大学に関する問題については、さしあたりそれが直接にはその大学のみのものであっても、すべての国立大学が共同連帯の意識をもって、その処理に協力することが必要とされる。この意味において、国立大学協会がその会則に見られるように、立大学相互の緊密な連絡と協力により大学の管理運営制度の改善に寄与するならば、

その意義たるやきわめて重要であるといわなければならない。

この点においては、国立大学協会が右のごとき役割を果たすことは、あながち協会が一大学内部の問題に干渉し、その大学の自主性をそこなうとのみ考えるべきではない。」(91頁)

(b) 「国立大学協会が、大学の使命の実現を促進するという立場から、大学相互間の協力援助についての措置をはかることは、国立大学協会設立の趣旨にかんがみ、きわめて望ましく、かつ当然のことといわなければならない。このような措置によって、大学の自治はいっそう確立擁護されることになると思われる。この種の措置は、国立大学協会において他の機関、たとえば国の機関などには求め得られないものである。

右の趣旨に即して、国立大学協会は、大学の管理運営の自主的改善を強化促進するために、協会内部に適切な組織を設け、有効適切な方策を樹立することが急務と考える。」(91頁)

## (4) あとがき

(a) 「この報告は、大学の管理運営の基準およびその改善方策の大綱を述べたものである。」(92頁)

(b) 「大学の管理運営の改善は、全大学共通の問題であり、各大学はそのために相互に協力援助すべきこと。この意味において国立大学協会にはきわめて重い任務が課されること。」(93頁)

## 5. 国立大学教職員の厚生等に関する問題点

昭和45・11・13

### 教職員の厚生等に関する特別委員会

現在、国立大学においては、学生の厚生等については、ある程度の基準があり、それにもとづいてそれぞれ計画し、対策を講じているが、他方大学の教職員については、一般官庁に比しその数が遙かに多いにもかかわらず、厚生的一面においては、そのおおかたが学生の陰にかくれ、殆んど顧みられないのが現状であって、一般官庁職員のそれに比し甚だ寒心に堪えないものがある。

この度国立大学協会は、本特別委員会を設け教職員の厚生等に関する問題を検討し、その対策を講ずることになった。

よって、本特別委員会においては、次の問題点を取りあげることとし、今後これにもとづいて検討を進め、その対策について考究することとなった。

#### (1) 福利厚生担当課の設置

国立大学教職員の福利厚生業務に専念する事務組織を欠いていることが、十分な福利厚生対策を立てられなかった要因ともなっている。国立大学事務局に教職員の福利厚生を担当する課(福利課又は職員課)を設けるとともに、その人員を強化し、従来の公務員宿舍・共済組合・健康管理等の業務をこれに吸収して、教職員の福利厚生全般を所掌させること。

#### (2) 公務員宿舍

次に掲げる宿舍の実態を調査し、その増設等に関する対策を検討すること。

(a) 教育職4等級(行政職6等級、行2を含

む。)以下の教職員の宿舍

(b) 独身寮

(c) 女子寮

(d) 地方所在大学の教官の宿舍

#### (3) 共済組合

次に掲げる事業につき問題点を検討すること。

(a) 保養所の設置と管理運営の基本方針

(b) 海の家・山の家等の設置方針と管理運営

(c) レクリエーションの種類(範囲)と企画・運営

(d) 診療所設置の基本方針の策定と管理運営

(e) その他

#### (4) 食堂・集会所・売店等

(a) 教職員食堂の基準を調査し、各大学の所要坪数を算定の上大学に教職員食堂設置方について検討すること。教職員のための売店等についてもこれに準じて検討すること。

(b) 集会所設置の可否を検討し、可とすれば設置基準等について検討すること。

#### (5) 保健(衛生・医療)

(a) 保健センターを教職員に利用させることとし、同センターの設置と充実を促進すること。

(b) 診療施設(診療室)設置の基準を調査し、その設置について検討すること。(a)および共済組合の項(d)と関連)

(c) 健康管理の所要経費の実態を調査し、その増額について検討すること。

#### (6) 保育施設

現在保育所に類する施設を設けている大学について、その実態を調査し、その対策および基本方針を検討すること。

#### (7) その他

(a) 執務環境の改善（冷暖房の整備等）

置委員会）

(b) 職員の待遇改善（教官については第6章

(c) 臨時職員の処遇その他の問題

## 窓

### 外国の法令集・判例集なら

#### 外国法文献センターへ

看板がすこし大きいので誤解される時もありますが、外国法文献センターは、諸外国の法令集・判例集とその利用のための補助資料を収集・管理して、全面的に公開し、学術研究者の自由な利用に供することを目的としています。研究、実務の資料として、法令・判例集は過去の蓄積と現時性が同時に要求されるので、その収集と維持には多くの費用と人手が必要です。

個々の機関でこれをまかなうとしたら、利用度の高いものしか買えないでしょうから、似たようなものがどこにもあり、ないものはどこにもないことになるでしょう。

収集の状況はアメリカ、イギリス（連邦）、フランス、ドイツ、イタリアについてはほぼ完全に集められ、スイス、スペイン、南米諸国もかなりのものといえます。しかし、ソ連邦、東欧、北欧、アジア、アフリカ諸国のは貧弱にすぎます。予算の制約もあります。これらの地域は、研究対象として軽んじられてきたこと、資料の入手が困難なことにもよります。それでも、この種の施設としては、アメリカを除けば五指に入るといわれています。センターには、資料の整備や利用者の援助のための専門職員がおり、判例の検索やレファレンスにあたっています。遠隔地の利用者のために、郵送による複写申込の方法もありますが、支払手続のため日数がかかります（約1ヶ月）。また、特定分野の判例を体系的に調べようとすると、かなりの数の判例をみなければなりません。その費用の負担も問題です。文献センター設立の契機の一は、どこにいても研究資料を迅速・安価に提供され、平等な条件のもとに研究の成果をあげようとする研究環境を改善することにあつたはずで、根本的な欠点といえます。資料の収集に関しても、センターにあるものはどこかにあるが、どこにもないものがない、との批判があります。これは法令・判例集の継続購入費だけで年8百万円必要とする現状では苦しい問題です。文献センターは特殊図書館としての活動にとどまらず、ドキュメンテーションセンターとして活動することが要求されます。例えば諸外国の新法令や重要判例についてコメントのついた速報ができれば、研究者、実務家の便宜この上なしですが、信頼性ある情報提供のためにはかなりの数の専門研究者の組織的活動をまたねば出来ない事です。外国法に関して研究母体となる比較法研究所が必要なゆえんです。私共のこの方面の能力はあまりに微弱ですが、オルガナイザーとしてセンターが機能できる考慮の余地があるかもしれず、また、アメリカにおける、電算機による、判例・法令の検索技術の開発はセンターにも取り入れてゆかねばならないと考えている所です。昨年は「フランス法令・判例集の使い方」講習会を開きましたが、今年はロシア法、ドイツ法について開く予定です。

（東京大学法学部付属外国法文献センター助手 津野芳郎）

（注） 文献センターには外国法の他、一橋大に日本経済統計、神戸大に経営分析、京都大と東京大に東洋学の五センターがあります。それぞれの特徴と問題点については「文献センターの利用案内」（国立大学文献センター編、各大学にお送りしてあります。）を参照して下さい。

## D そ の 他

○ 学長の逝去 本川東北大学長には2月3日膵臓がんのため急逝された。2月13日行なわれた大学葬には加藤会長が参列し弔辞を捧呈された。また、熊谷愛媛大学長には2月10日心筋こうそくのため急逝された。3月5日大学葬の予定。

### 1. 学長・役員・委員等の異動について

#### (1) 学長の交替

大学名	旧	新
東北大学	本川 弘一	水野 弥彦 (事務取扱)
愛媛大学	熊谷 三郎	宮本 義男 (事務取扱)
神戸商船大学	平 勇登 (事務取扱)	平 勇登
鹿児島大学	中村 末男 (事務取扱)	中村 末男

(2) 本川副会長の後任として前田京都大学長が2月19日の理事会において副会長に互選された。

#### (3) 委員、専門委員の交替

##### ○ 教養課程に関する特別委員会

旧	新
細谷 恒夫 (山形大)	広根徳太郎 (同大)
六反田藤吉 (熊本大)	黒田 正己 (同大)

##### ○ 図書館特別委員会

細谷 恒夫 (山形大)	広根徳太郎 (同大)
-------------	------------

##### ○ 医学教育に関する特別委員会

香月 秀雄 (千葉大)	相磯 和嘉 (同大)
-------------	------------

##### ○ 研究所特別委員会

入江 英雄 (九州大)	池田 数好 (同大)
-------------	------------

##### ○ 入試期特別委員会

入江 英雄 (九州大)	池田 数好 (同大)
六反田藤吉 (熊本大)	黒田 正己 (同大)

##### ○ 第1常置委員会専門委員

塩野 宏 (東京大助教授) 委嘱

##### ○ 第7常置委員会専門委員

大田 堯 (東京大教授) 委嘱

池田 進 (京都大教授) //

井上 久雄 (広島大助教授) //

原 敏之 (九州大教授) //

##### ○ 医学教育に関する特別委員会専門委員

中川 米造 (大阪大助教授) 委嘱

##### ○ 大学運営協議会

団藤 重光 (東京大教授) 委員退任

下沢 隆 (埼玉大教授) 専門委員委嘱

堀口 申作 (東京医歯大教授) //

越後谷悦郎 (東京工大教授) //

長沢 惟恭 (一橋大教授) //

小野木重治 (京都大教授) //

清野 武 (京都大教授) 専門委員退任

### 2. 寄贈図書

わが国の教育水準 (昭和45年度)

文部省

会報 (第7号)

国立高等専門学校協会

医学部改革に関する提案 (その1, その2)

大阪市立大学

参議院文教委員会審議要録

参議院文教委員会調査室

香川大学大学問題研究委員会中間報告草案

(その2) ~管理運営の問題~

香川大学

大学入学者選抜試験問題所見集

(英語, 理科, 数学, 国語, 社会科)

全国高等学校長協会

公立短期大学実態調査表(昭和45年度)

全国公立短期大学協会

医学教育改革のための提案6条

民主教育協会

大学入学者選抜方法の改善について

(中間報告案)

文部省

委員会のあり方を検討する委員会答申

奈良県立医科大学

図書館の現状と問題点(図書館白書第一部)

全学の管理運営に関する当面の改革についての

建議

—全学の管理運営に関する当面の改革方針

について—

専門教育(学部)・基礎的教育および外国語教育

・保健体育教育(カリキュラム改革に関する

中間報告第三部)

以上広島大学

熊本大学改革委員会広報(第1号)

熊本大学

保健体育履修の参考

体育実技に対する学生の態度と構造と変容

教養部学生カリキュラム問題アンケート

大学卒業生・大学における体育・スポーツに対する態度調査(一部抜粋)

以上名古屋大松井教授

昭和46年度入学者選抜試験問題作成参考資料

(外国語, 職業科, 理科, 数学, 社会, 国語)

文部省

名古屋大学改革のための討議資料(第1, 2, 3回)

学長選考基準の検討に関する経過報告

以上名古屋大学

世界のヤングはこう考える

シチズン時計KK

大学問題研究委員会中間報告その2(管理・運営の問題)

香川大学

大学時報特集 Vol.19 No.94号

私大連盟

## 房総文学の生い立ち

太古、太平洋の黒潮に乗って、忌部（いんべ）族が西南日本の文化を安房に伝えて以来、房総は黒潮文化を基調にして南部から開発されていった。その後、大化改新によって房総が中央集権制の治下に編入されるに及んで中央の政治、文化の波は、北部からも漸くこの際涯の地におし寄せたのである。

奈良朝に入って、下総の国府に旅の杖を休めた山部赤人や高橋虫麿は、勝鹿（かつしか）の真間娘子（ままのおとめ）の哀話を和歌（やまとうた）に詠み、令制で九州北辺の警備に徴発された防人（さきもり）は、親と妻子との離別、家郷への思慕を訥々と歌い、農漁民の間では野趣に富んだ東歌（あずまうた）が謡われた。これらの房総歌は「万葉集」に収められ、当時の房総庶民の素朴純情の声を聞くことができる。

都が京都に遷った平安朝になると、上総介の菅原孝標（たかすえ）の女は、上総の国府で過ごした夢多き少女時代と都への旅立の模様を、その著「更級日記」で回想している。自からを「あづまぢの道のはてよりも、猶おくつ方に生ひ出でたる人」と言っているように、都から下った受領の子女にとっては、房総の地ははなやかな都からは遙かに隔てられたさいはてに過ぎなかった。

しかし中世に入ると、鎌倉に幕府が設置され、政治・文化の中心が鎌倉に遷ると、東京湾を船で横断したり或は陸路によったりして、文人墨客や行脚僧が房総の地を訪れる機会が多くなった。「沙石（しゃせき）集」の著者無住法師や「東路（あずまじ）のつと」の連歌師宗長などである。なお安房小湊に生まれ、怒濤の咆哮を想わせる情熱で宗教改革に挺身した僧日蓮が、清澄山で勉学し、他日大成の根基を培ったことも忘れられない。

江戸に幕府が置かれた近世になると、房総沿海の漁業、内陸原野の牧畜、新田開発による農業などの飛躍的発達により、房総の庶民文化も著しく発達するに至った。特に海上、香取両郡を中心とする東総一帯には、国学者平田篤胤の門人が多く輩出し、郷党に与えた感化は大きい。成田出身の国学者木村正辞（まさこと）は「万葉集美夫君志（みぶくし）」を著わして、万葉学に偉大な足跡をのこし、香取郡長部村に寄留し、農村改革に情熱を燃した農学者大原幽学、下総の佐原で天文・地理等を研究した科学者伊能忠敬（いのうただたか）なども忘れ得ぬ人である。なお佐原の伊能家の出身である楳取魚彦（かとりなひこ）は、平田国学以前の人であるが、賀茂真淵（まぶち）に国学を学び万葉調の歌を詠み、歴史かなづかいの研究「古言梯」を著わしている。

房総の出身者ではないが、江戸後期には小林一茶は下総に俳行脚し、その時の見聞を俳句と俳文にのこし、滝沢馬琴は房総を舞台とした長篇小説「南総里見八犬伝」を書いている。

明治4年の廃藩置県の政令によって、明治8年に房総は千葉県となり、近代化の道を歩むに至った。黒潮寄せる犬吠崎に白亜の燈台が建てられ、近代を象徴する灯が点じられたのもそのころであった。

明治以後の房総文学は房総の風土と歴史を背景にしつつも、近代日本全体との交流のなかで、新世紀の思潮・情感を吸収し成長していった。房総の風土を舞台とした有名作家の作品は枚挙にいとまなく、また房総出身の作家も少なくない。就中、山武郡成東町出身の歌人伊藤左千夫は、短歌雑誌アララギの創始者であり、万葉調を基盤とした写実主義の歌風を斯界に吹き込んだ人である。九十九里浜を素材にした彼の歌には、房総歌人の面目躍如たるものがある。

九十九里の磯のたひらは天地の四方（よも）の寄合に雲たむろせり

さらに彼は小説「野菊の墓」の作者でもあった。松戸市の矢切（やぎり）を舞台としたこの可憐な恋物語は漱石をして絶賛せしめた作品である。万葉の房総歌にみる純情と野趣の伝統は、左千夫において再生したといえないだろうか。

秋草のいづれはあれど露霜に瘦せし野菊の花をあはれむ 左千夫

黒潮と野菊と！房総文学はこの奇しき結合を基調に秘めつつ、限りなき成長をつづけるであろう。

（千葉大学附属図書館長 荻原浅男）



## 編 集 後 記

特別寄稿に、京都大学前田学長から「入試雑記」を、東京工業大学加藤学長から「学園の造形はすべからく一個の芸術的作品たるべし」を頂いて巻頭を飾ることが出来た。

高校側や一般世論では入試改善に大学側が如何にも不熱心なようにいうが、どの大学でも入試の問題は重要に考えて真剣に改善を検討している。

窓欄には、語学集中訓練に関連して弘前大学西村先生から「絶望は希望の始り」、文献センター紹介として東京大外国法文献センター津野先生から「外国法令集・判例集なら外国法文献センター」を寄せていただき、また千葉大弘報から同大図書館長荻原先生の「房総文学の生い立ち」を転載させていただいた。

本号の第47回総会記事には、国大協のあり方についての関係記録が記されている。ご覧を頂きたい。

(C)